



第3期阿南市地域福祉計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月

阿 南 市

はじめに



近年、我が国では少子高齢化による人口減少や核家族化が進み、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。福祉のニーズも介護、障がい、子育て、生活困窮、社会的孤立等、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱える等、複合化しています。

また、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画は高齢者、障がい者、児童の分野別計画の上位計画と位置付けられました。改正社会福祉法では、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない地域生活課題を地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が示されました。

本市では、第2期阿南市地域福祉計画の基本理念である「あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん」を継承し、さまざまな地域生活課題を抱えながらも、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるような「地域共生社会」の実現に向けて、第3期阿南市地域福祉計画を策定し、各種施策の推進に全力で取り組んでまいり所存でございます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りました阿南市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、ヒアリング等に御協力いただいた福祉関係事業所・団体の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、本計画推進のため、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

阿南市長 表 原 立 磨

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 地域福祉とは	4
5 国の動向	5
6 第3期地域福祉計画の特徴	7
7 圏域の設定	8
第2章 地域福祉を取り巻く状況	9
1 阿南市の現状	9
2 地区カルテ	17
3 アンケート調査結果	46
4 団体ヒアリング調査結果	55
5 第2期計画の評価	56
第3章 計画の基本的な考え方	58
1 計画の基本的な考え方	58
2 基本理念	62
3 基本目標	63
4 施策の体系	64
第4章 施策の展開	72
基本目標1 助け合い支え合う人と地域づくり	72
基本目標2 福祉活動の推進と担い手づくり	79
基本目標3 誰もが利用しやすい福祉環境づくり	86
基本目標4 安心して暮らせる安全なまちづくり	97
第5章 計画の推進	102
1 計画の推進体制	102
2 計画の進行管理	103
資料編	104
1 第3期阿南市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	104
2 阿南市地域福祉計画策定委員会設置条例	105

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に高齢化や単身世帯の増加等による社会の変化とともに地域とつながる機会が減少し、結果として人間関係の希薄化や地域での孤立が進む中、8050問題^{※1}やダブルケア^{※2}等、人々が生活する上での課題は複雑化かつ複合化しています。人と人、人と地域の結びつきの再構築により、孤立せずに地域住民が自分らしい生活を送ることができるよう社会の在り方が求められています。

国は、このような社会的背景を踏まえ、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めています。

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、平成30年4月に施行されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに計画が策定されていた内容について、共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置付けることとされました。

本市では、平成28年3月に第2期阿南市地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、「あんしんと福祉でえがく 笑顔のまち あなん」を基本理念として、支え合い、誰もが必要なサービスを受けられ、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを目指して施策を展開してきました。

第2期計画は、令和2年度をもって計画期間が終了となるため、これまでの取組における成果と課題を踏まえ、新たな社会環境に対応するべく「第3期阿南市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

「障がい」の表記について

本計画では、法制度上で定められている名称については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

法律や制度等で用いられている固有の名称を除き、「障がい」や「障がいのある人」のように「害」をひらがなで表記するようにしています。

【用語解説】

※1 8050問題：50代のひきこもりの子を80代の親が養い、生活困窮や社会的に孤立する問題のことです。

※2 ダブルケア：同時期に介護と子育ての両方に直面する問題のことです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

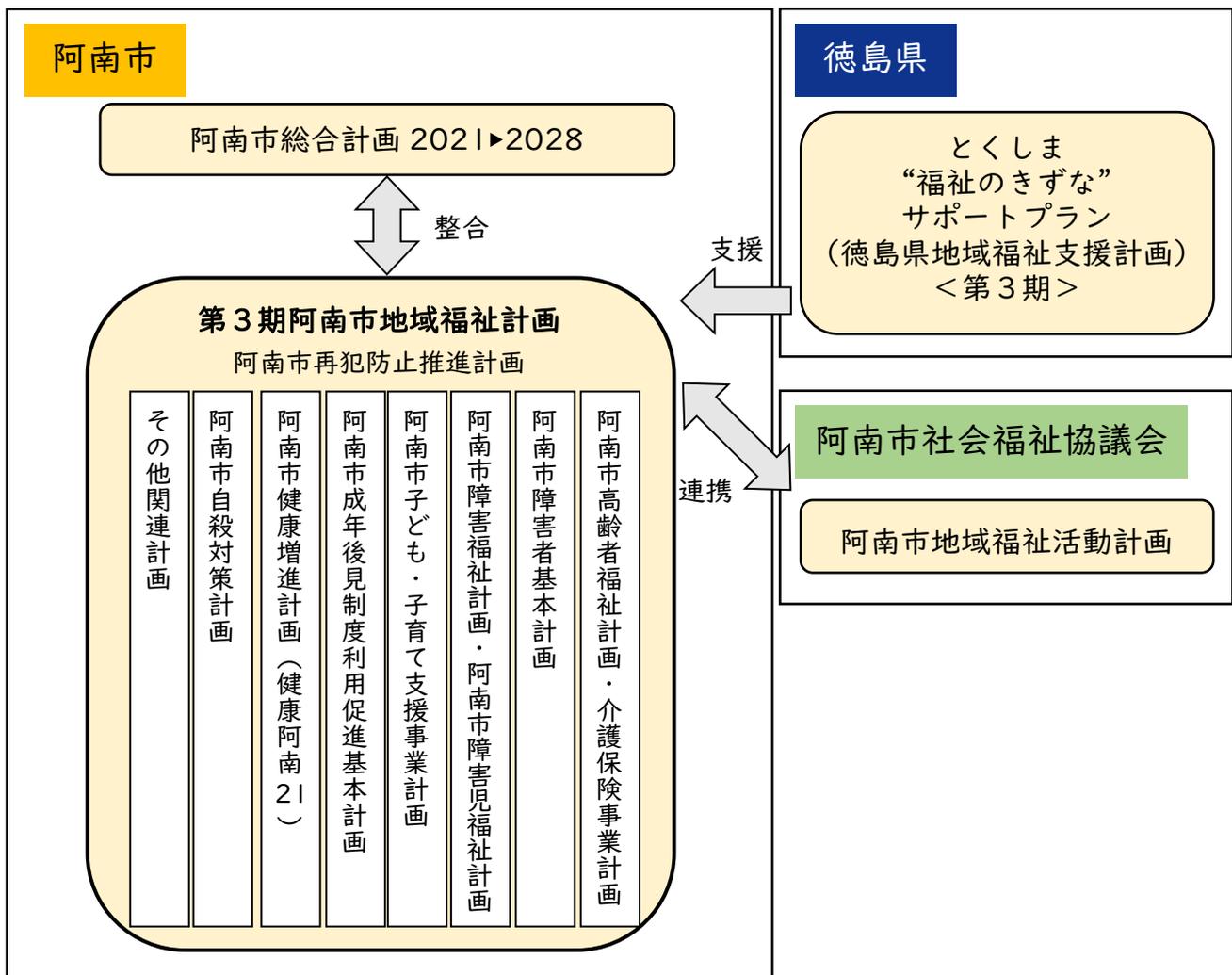
地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

(2) 各計画との関係

本計画は、「阿南市総合計画 2021▶2028」に掲げたまちづくりの基本政策の一つである「みんなが健康で自立した生活ができるまちづくり」を推進するための福祉分野における基本的な計画です。

この計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉の各分野に共通する事項を記載する「上位計画」と位置付け、徳島県の地域福祉支援計画の支援を受け、阿南市社会福祉協議会が中心となり地域住民と一体となって推進している阿南市地域福祉活動計画と連携、調和を図り、一体的に展開していきます。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき策定する「阿南市再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
徳島県 地域福祉支援計画	第3期 (令和元年度～令和5年度)							
阿南市 総合計画	第5次	総合計画 2021▶2028 (令和3年度～令和10年度)						
阿南市 地域福祉計画	第2期	第3期 (令和3年度～令和7年度)						
阿南市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期 (令和3年度～令和5年度)						
阿南市 障害者基本計画	第3次	第4次 (令和3年度～令和8年度)						
阿南市 障害福祉計画	第5期	第6期 (令和3年度～令和5年度)						
阿南市 障害児福祉計画	第1期	第2期 (令和3年度～令和5年度)						
阿南市子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期 (令和2年度～令和6年度)						
阿南市成年後見制度 利用促進基本計画		第1期	第2期 (令和4年度～令和8年度)					
阿南市健康増進計画 (健康阿南21)	第2次前期 (平成30年度～令和4年度)				第2次後期 (令和5年度～令和9年度)			
阿南市 自殺対策計画	前期 (令和元年度～令和4年度)				後期 (令和5年度～令和9年度)			
阿南市社会福祉協議会 阿南市地域福祉活動計画	第2期 (平成29年度～令和3年度)			第3期 (令和4年度～令和8年度)				

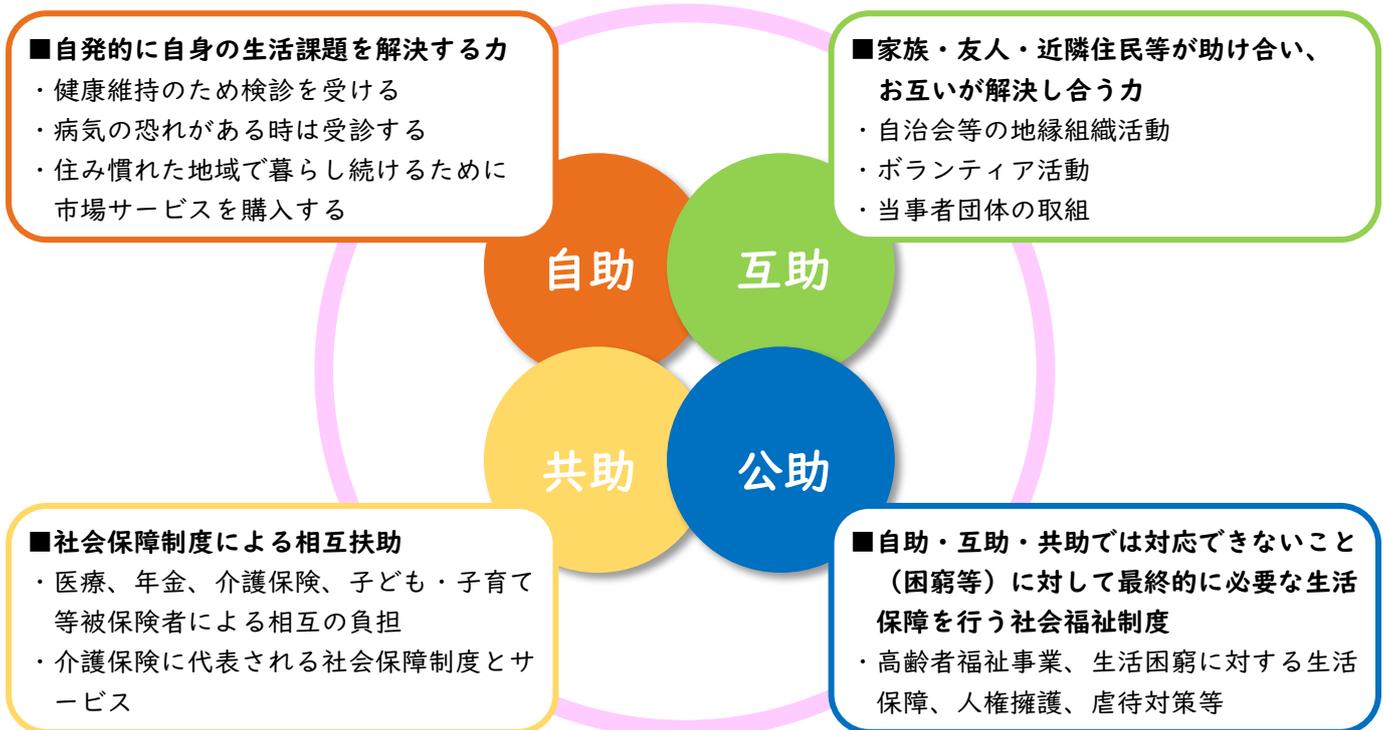
4 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することで支えられています。

また、高齢者、障がい者、児童、その他さまざまな事情から福祉サービスが必要となっても、これまでの家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化等あらゆる分野の活動に参加でき、誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として自立した生活が送れるような「地域社会」をつくっていくことを目指しています。また、少子高齢化に伴い地域情勢が変化する中、「共助・公助」の拡充だけでなく、「自助・互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要となってきます。

自助・互助・共助・公助の考え方

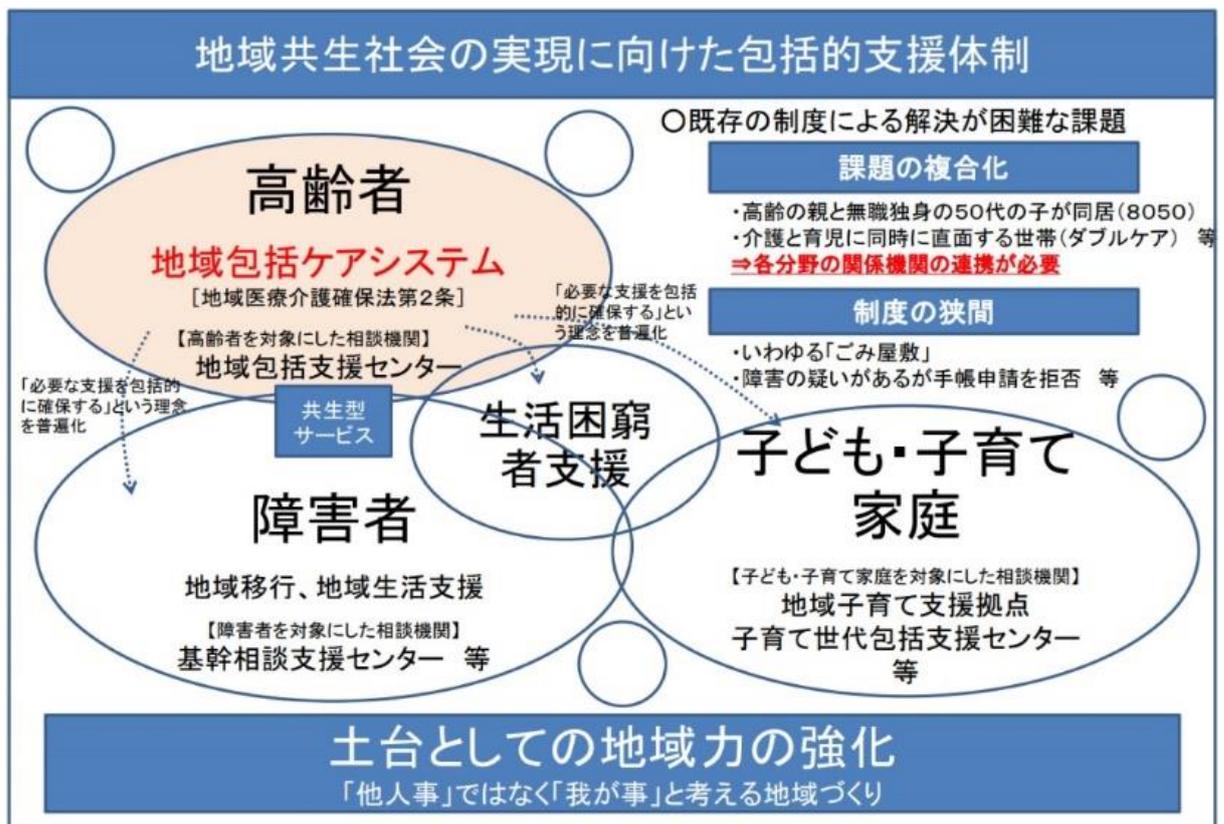


5 国の動向

◎改正社会福祉法

平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、各自治体では、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（追加）、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（追加）を定め、上位計画として位置付ける地域福祉計画の策定が図られることとなりました。

包括的支援体制のイメージ



資料：厚生労働省

◎地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

国は、この「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を取りまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として①地域課題の解決力の強化、②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用の4つの柱を掲げています。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

6 第3期地域福祉計画の特徴

平成30年4月に施行された改正社会福祉法をふまえた第3期阿南市地域福祉計画の特徴は、以下のとおりとなっています。

◎地域の多様で、複雑化あるいは複合化した生活課題の解決を目指す

地域で暮らす市民の生活課題の解決には、市民の共通する課題のほか、特定の人にとっての個別課題があり、従来の福祉制度あるいは福祉分野の個別計画では対応が困難になっています。本計画では、「制度の狭間の課題への対応」「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」「居住に課題を抱える者への横断的な支援」「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援」「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援」に関し、横断的な取組を推進するものとなっています。

◎自助・互助・共助・公助の視点で地域単位の支え合いの仕組みづくり

地域と課題を抱える人との関係は、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。地域の誰もが役割を持って、「自助・互助・共助・公助」の視点で、つながり支え合いながら、自分らしく暮らし活躍できる地域社会を目指して、地域のすべての構成員（団体・関係機関・社会福祉法人・NPO・行政等）が主体的に関わっていく仕組みづくりを進めていくものとなっています。

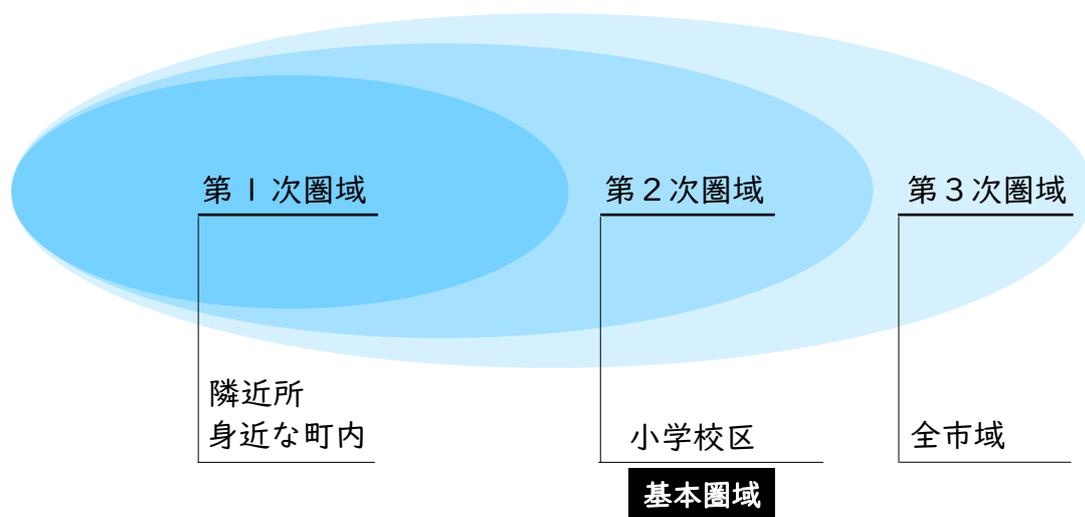
◎全庁的な体制整備

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、高齢者、障がい者、児童分野等の個別計画との調和を図るとともに、福祉、保健、医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があるとされています。そのためには、福祉分野に限らず関係部局が一体となって総合的に取り組んでいくことが必要であり、庁内全体が関わっていくという視点で、庁内体制を構築することとなっています。

7 圏域の設定

圏域設定は、包括的な支援体制を整備していく上で、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するためにも重要となります。高齢者、障がい者、児童等の各福祉分野及び福祉以外の分野で定める圏域との関係の整理や整合を図り、福祉サービスや専門的な支援の提供等の機能に応じて、地域を重層的に捉えていく視点が必要です。

本市を3つの圏域に分け、基本圏域である小学校区（第2次圏域）を中心に、重層的な取組が進められるようにします。



圏域名	活動内容
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、町内での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。
第2次圏域 (基本圏域)	小学校区は、従来から地域の教育や防災活動に関わる各組織が活動しており、住民に認知されやすい圏域であることから、住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。
第3次圏域	行政等による阿南市の保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・自治会等各種活動団体・社会福祉協議会・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。

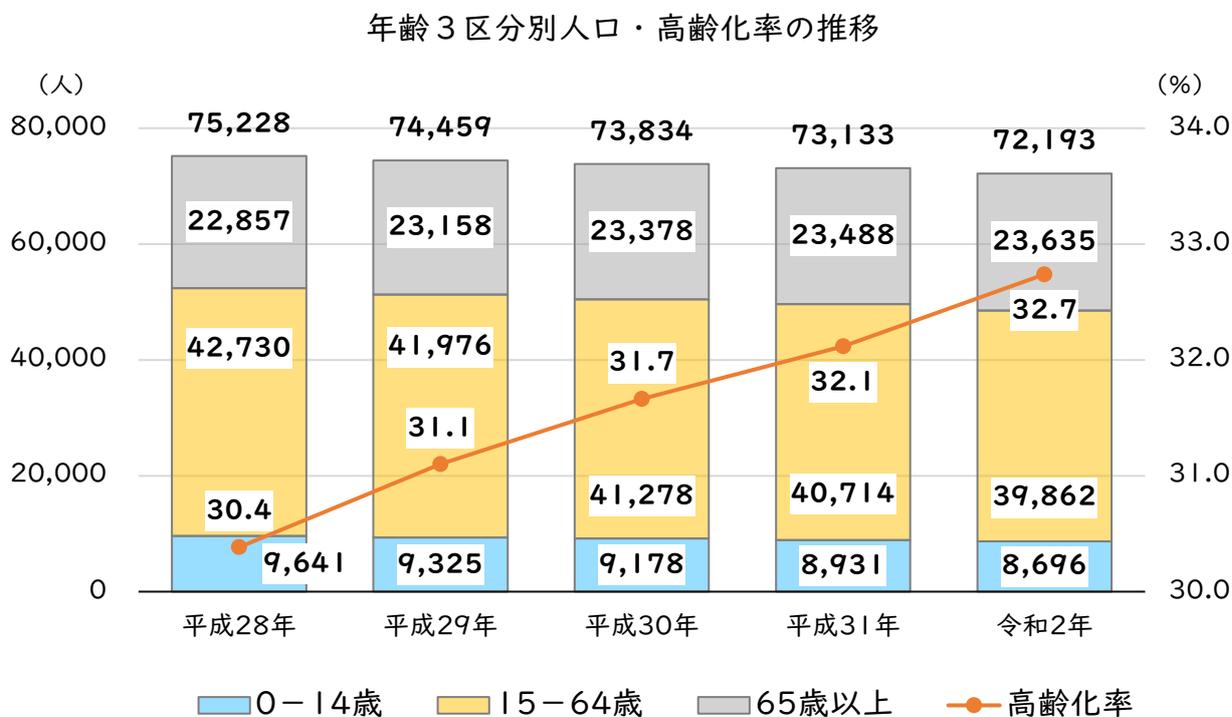
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 阿南市の現状

(1) 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

令和2年3月末現在の人口は72,193人であり、平成28年から3,035人減少しています。毎年、前年比-0.8~-1.3ポイントのペースで減り続けています。

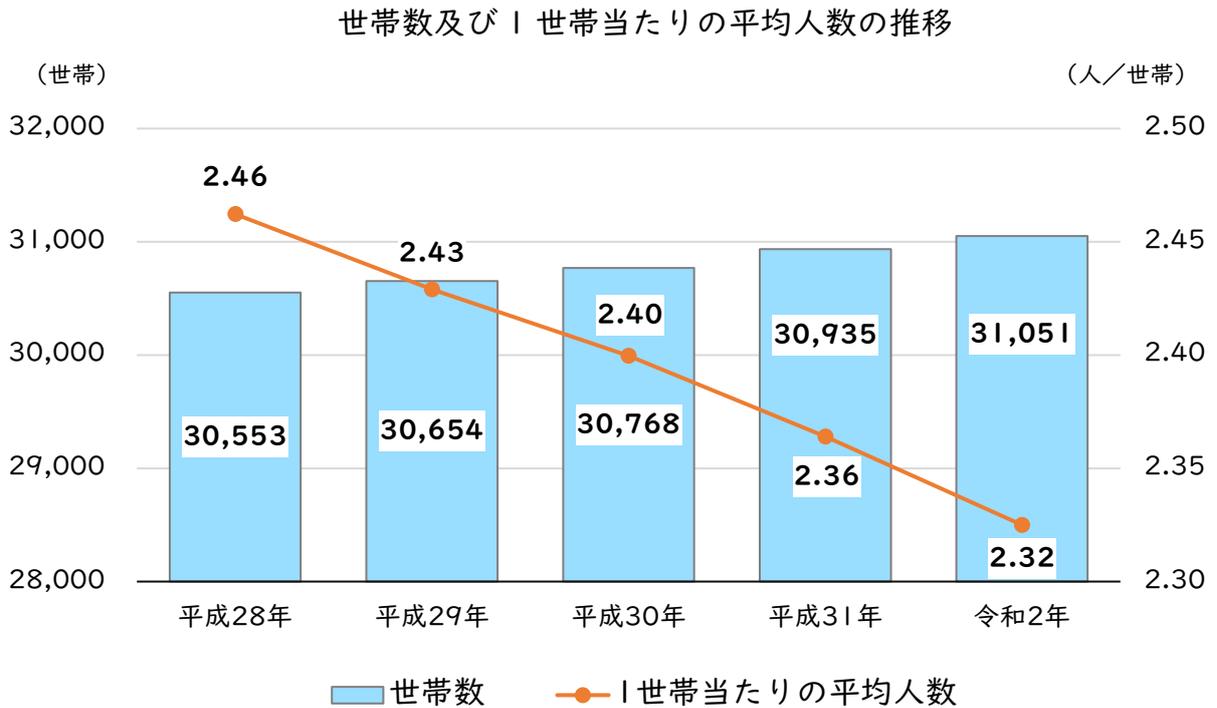
年齢区分別にみると、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が毎年減少している一方、高齢人口（65歳以上）は増加を続けています。高齢化率は上昇を続け、令和2年では32.7%となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

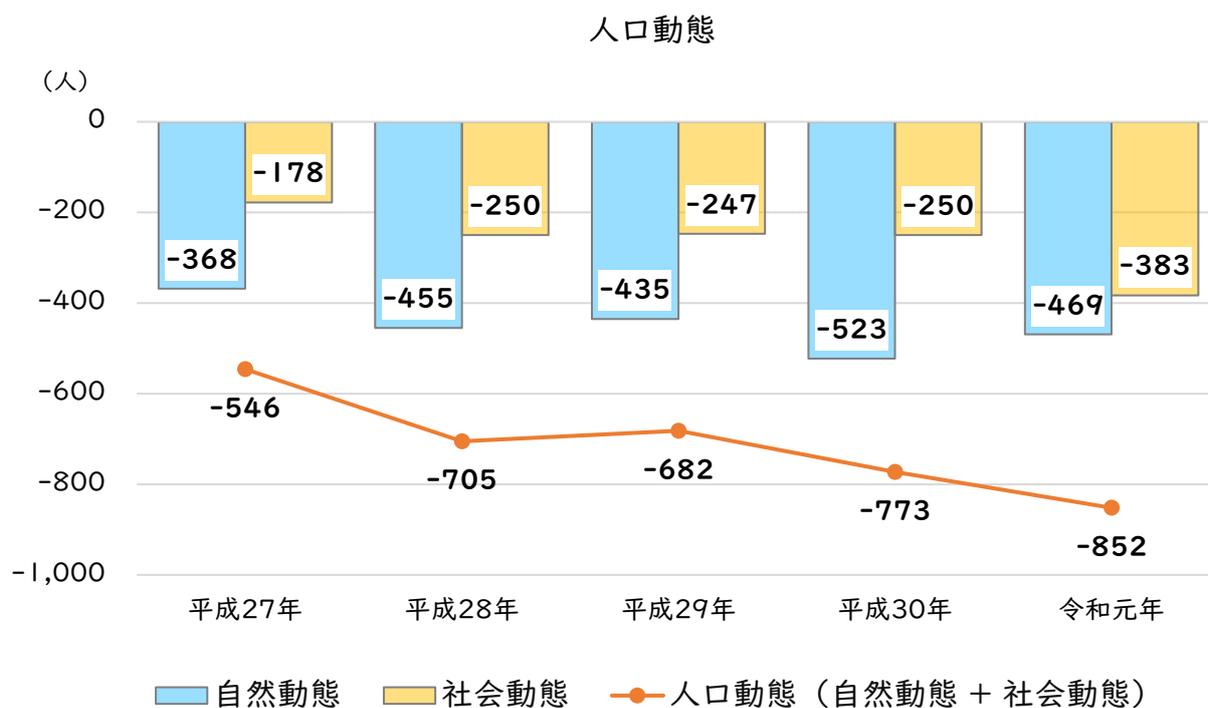
(2) 世帯数及び1世帯当たりの平均人数の推移

令和2年3月末現在の世帯数は31,051世帯であり、平成28年から498世帯増加しています。毎年、前年比+0.3~+0.5ポイントのペースで増え続けています。人口は減少し続けていることから、1世帯当たりの平均人数は下降傾向であり、令和2年では2.32人/世帯となっています。



(3) 人口動態

人口の動きである人口動態をみると、出生・死亡からみる「自然動態」は毎年自然減になっています。また、転入・転出からみる「社会動態」は、毎年転出超過となっています。令和元年では、自然動態が-469人、社会動態が-383人と自然減が多く、合計852人の人口減少となっています。



資料：『阿南市統計書』（各年12月末現在）

(4) 支援を要する人の現状

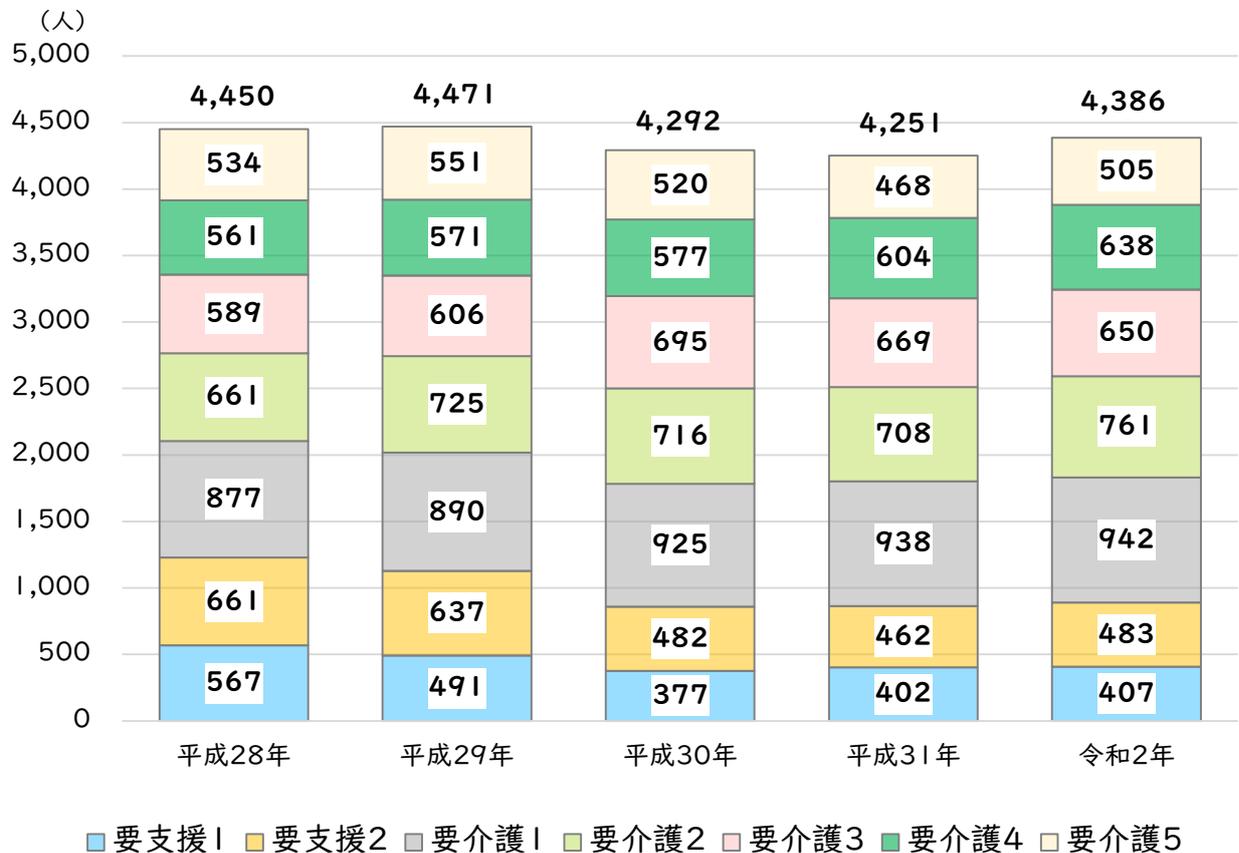
① 要支援・要介護認定者数の推移

介護保険制度による要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成29年から平成31年にかけて減少していましたが、令和2年に増加に転じ4,386人となっています。

介護度別に平成31年から令和2年にかけての増減をみると、減少したのは要介護3(19人減)のみとなっています。

一方、最も増加したのは要介護2(53人増)で、次いで要介護5(37人増)、要介護4(34人増)となっています。

要支援・要介護認定者数の推移



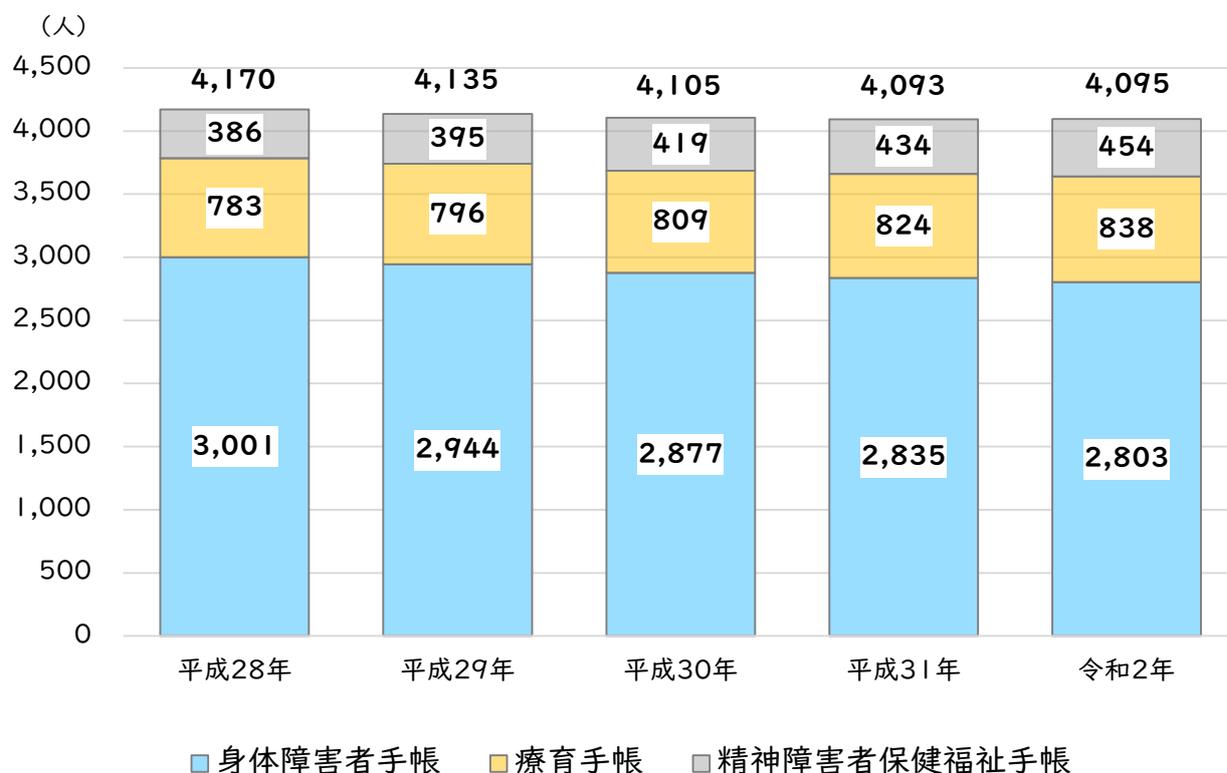
(各年3月末現在)

②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年から平成31年にかけて減少していましたが、令和2年に前年比2人増加し、4,095人となっています。そのうち身体障害者手帳所持者が2,803人と全体の68.4%を占め、療育手帳所持者数が838人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が454人となっています。

近年、身体障害者手帳所持者数は減少し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

障害者手帳所持者数の推移



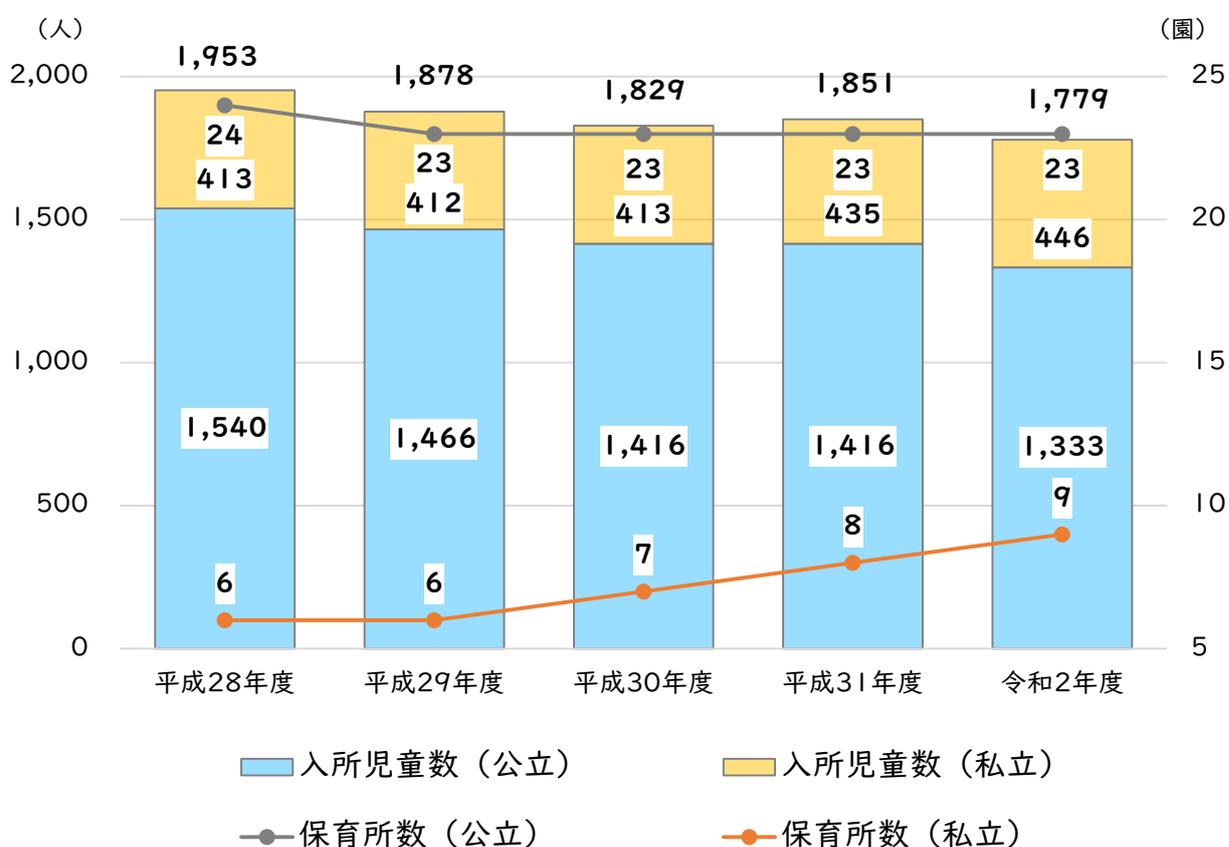
(各年3月末現在)

③保育所入所児童数と保育所数の推移

令和2年4月1日現在、22か所の認可保育所（公立16、私立6）、6か所の認定こども園（公立6）、1か所の小規模保育事業所（私立1）、3か所の認可外保育所（公立1、私立2）が開設されています。

保育所入所児童数は、平成28年度から平成30年度にかけて緩やかに減少し、平成31年度に増加に転じたものの、令和2年度に再び減少しました。公立の入所園児数は近年減少傾向にあり、令和2年度では1,333人、私立は増加傾向で446人となっています。

保育所入所児童数と保育所数の推移



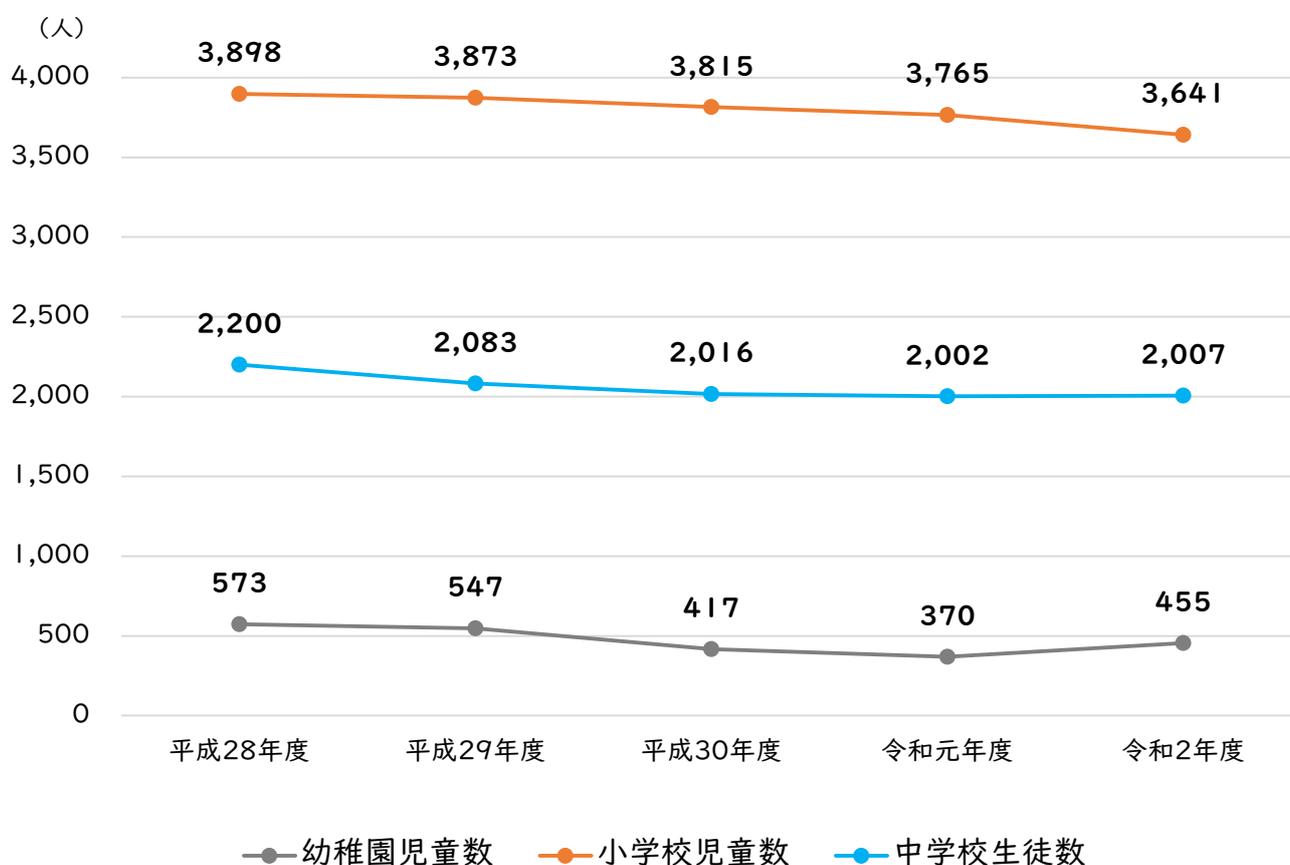
（各年度4月1日現在）

④児童・生徒数の推移

令和2年5月1日現在、幼稚園8園（私立2、認定こども園1含む）、小学校22校（すべて市立）、中学校11校（市立10、県立1）が開設されています。

市内の児童・生徒数については、幼稚園児童数は、平成28年度から令和元年度にかけて減少しましたが、令和2年度に前年度比85人増加し、455人となっています。小学校児童数は、平成28年度以降減少傾向が続いており、令和2年度は3,641人となっています。中学校生徒数は、平成28年度から令和元年度にかけて減少しましたが、令和2年度に微増して2,007人となっています。

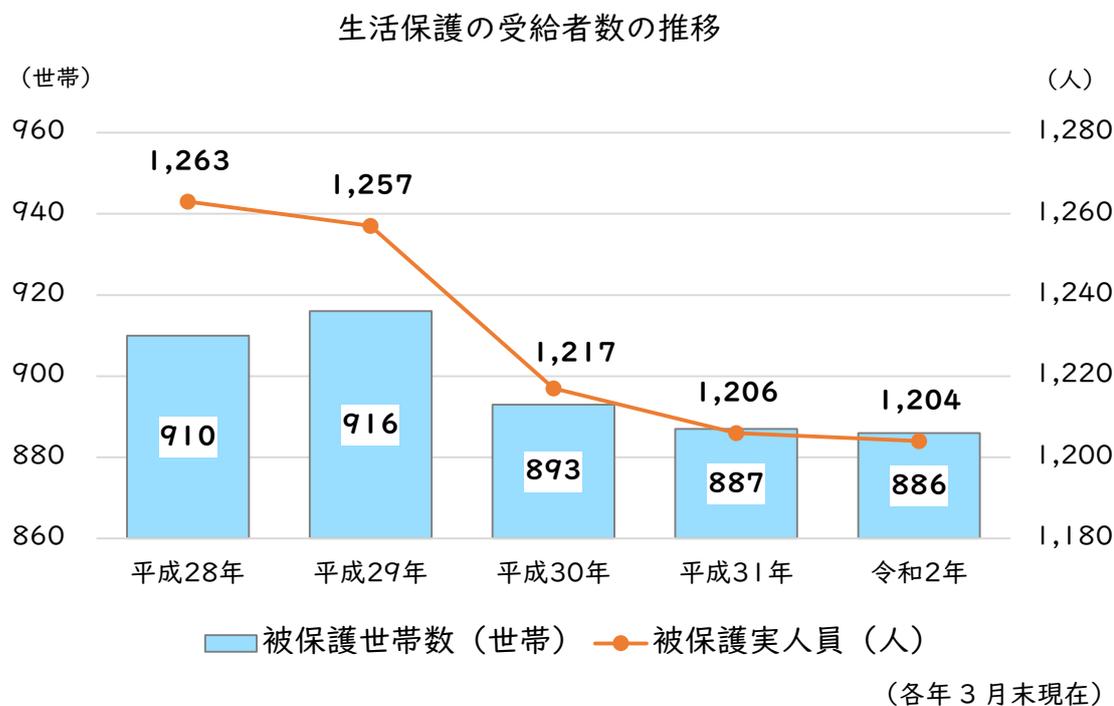
児童・生徒数の推移



(各年度5月1日現在)

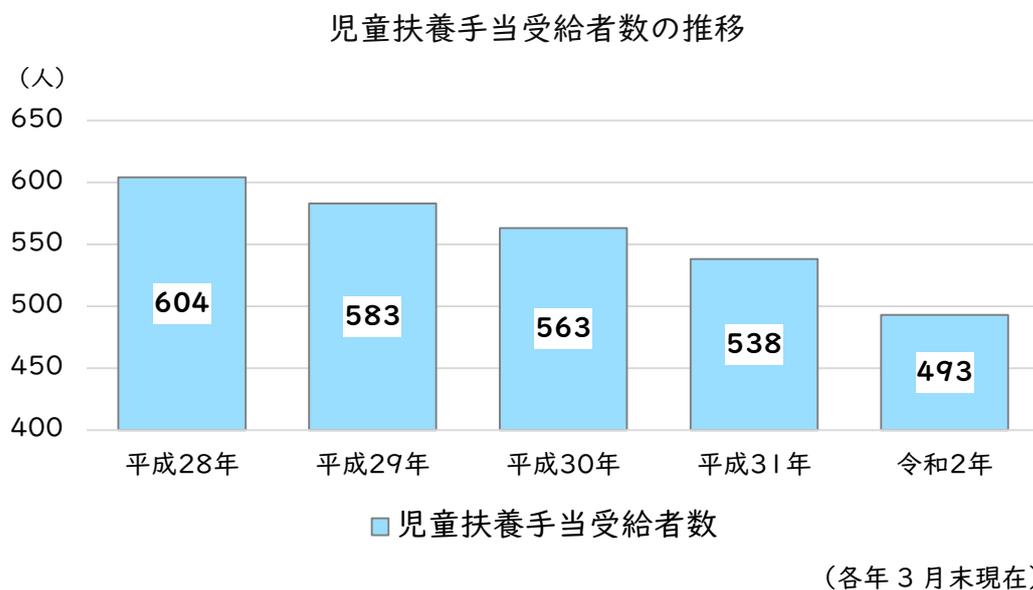
⑤生活保護の受給者数の推移

生活保護の受給者数の推移をみると、被保護世帯数は平成29年以降減少しています。被保護実人員は平成28年以降減少しており、令和2年は被保護世帯886世帯、被保護実人員1,204人となっています。



⑥児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成28年以降減少しています。平成28年では604人でしたが、令和2年では493人となっています。



2 地区カルテ

■地区カルテの項目

1	人口（人）	各年3月末現在 (資料：住民基本台帳)
2	世帯数（世帯）	
3	1世帯当たりの平均人数（人/世帯）	
4	人口増減率（%） ※前年比	
5	世帯数増減率（%） ※前年比	
6	年少人口（0-14歳）（人）	
7	生産年齢人口（15歳-64歳）（人）	
8	老年人口（65歳以上）（人）	
9	年少人口構成比（%）	
10	生産年齢人口構成比（%）	
11	老年人口構成比（%）	
12	要介護度認定者数（人）	各年3月末現在
13	要介護度認定者構成比（%）	
14	高齢者施設（か所）	
15	高齢者お世話センター（か所）	各年4月1日現在
16	保育所（園）	
17	認定こども園（園）	各年5月1日現在 (資料：学校基本調査)
18	幼稚園（園）	
19	小学校（校）	
20	小学校児童数（人）	
21	中学校（校）	
22	中学校生徒数（人）	
23	放課後児童クラブ（か所）	各年4月1日現在
24	子育て支援センター（か所）	
25	障がい者相談支援事業所（か所）	

■施設の種類の略称

高齢者施設	特	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
	老	介護老人保健施設
	療	介護療養型医療施設
	認	認知症対応型共同生活介護
	ケ	ケアハウス
	有	有料老人ホーム
保育所、認定こども園、幼稚園	公	公立
	私	私立

(1) 富岡地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	10,787	10,663	10,692	10,656	10,539
世帯数 (世帯)	4,665	4,695	4,751	4,801	4,819
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.31	2.27	2.25	2.22	2.19
人口増減率 (%)	+0.3	-1.1	+0.3	-0.3	-1.1
世帯数増減率 (%)	+2.2	+0.6	+1.2	+1.1	+0.4
年少人口 (0-14歳) (人)	1,402	1,318	1,327	1,302	1,290
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	6,345	6,261	6,256	6,239	6,120
老年人口 (65歳以上) (人)	3,040	3,084	3,109	3,115	3,129
年少人口構成比 (%)	13.0	12.4	12.4	12.2	12.2
生産年齢人口構成比 (%)	58.8	58.7	58.5	58.5	58.1
老年人口構成比 (%)	28.2	28.9	29.1	29.2	29.7

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	576	583
要介護度認定者構成比 (%)	19.4	18.6
高齢者施設 (か所)	3 (療1、認1、有1)	3 (療1、認1、有1)
高齢者お世話センター (か所)	0	1
保育所 (園)	3 (公2、私1)	6 (公2、私4)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	3 (公1、私2)	3 (公1、私2)
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	619	517
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	—	239
放課後児童クラブ (か所)	2	3
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	1

※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯

第1章

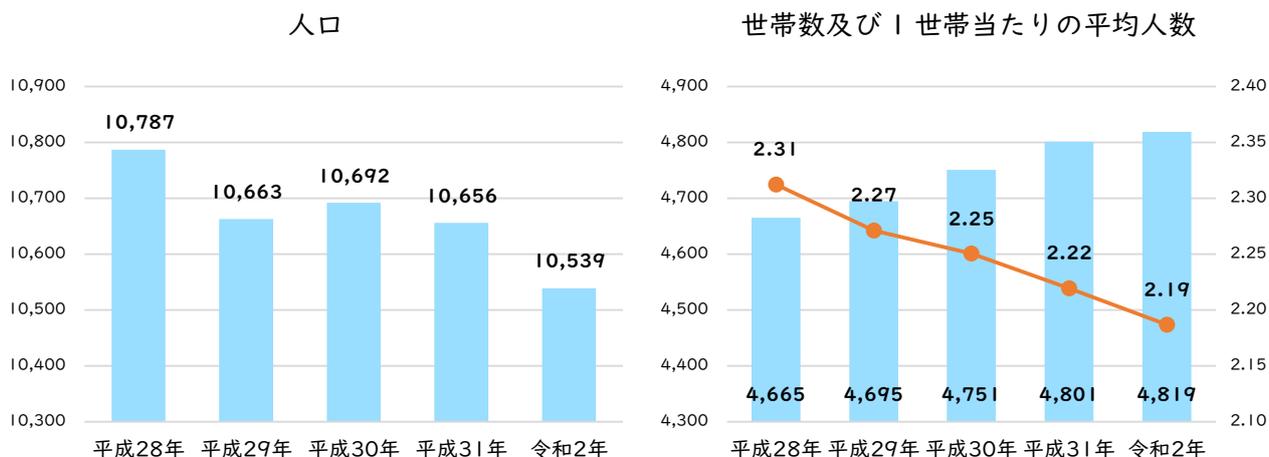
第2章

第3章

第4章

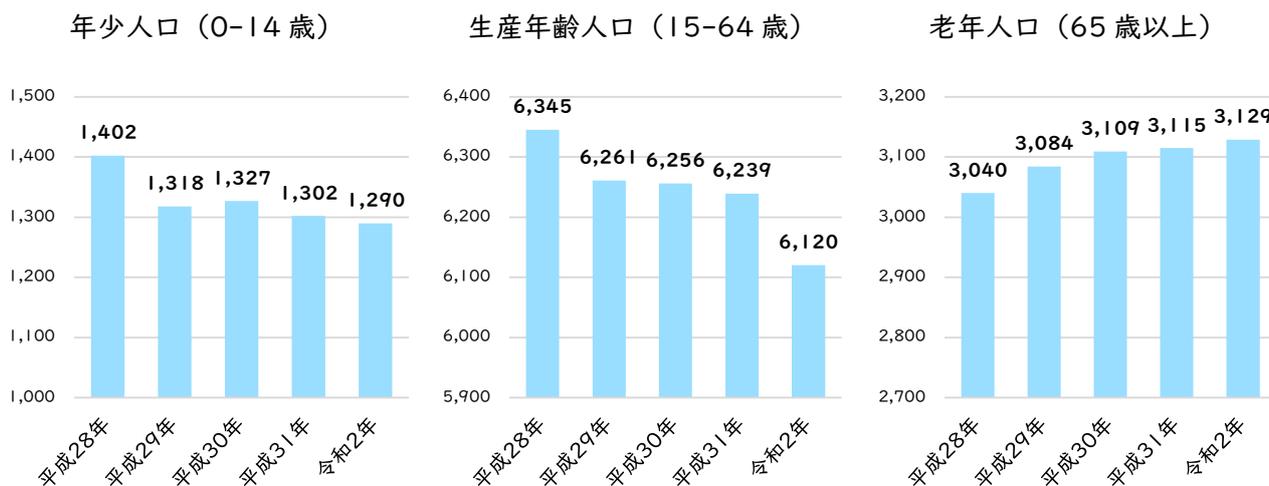
第5章

資料編



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は増減を繰り返しています。平成28年から令和2年までに人口は2.3%減少しています。
- 世帯数は増加傾向、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで増加しています。

(2) 宝田地区

■基礎データ 1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	2,947	2,970	3,024	3,005	2,975
世帯数 (世帯)	1,170	1,196	1,227	1,254	1,249
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.52	2.48	2.46	2.40	2.38
人口増減率 (%)	-1.5	+0.8	+1.8	-0.6	-1.0
世帯数増減率 (%)	+0.3	+2.2	+2.6	+2.2	-0.4
年少人口 (0-14歳) (人)	399	412	430	415	427
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,730	1,728	1,742	1,730	1,688
老年人口 (65歳以上) (人)	818	830	852	860	860
年少人口構成比 (%)	13.5	13.9	14.2	13.8	14.4
生産年齢人口構成比 (%)	58.7	58.2	57.6	57.6	56.7
老年人口構成比 (%)	27.8	27.9	28.2	28.6	28.9

■基礎データ 2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	151	161
要介護度認定者構成比 (%)	19.5	18.7
高齢者施設 (か所)	3 (特2、療1)	4 (特2、療1、有1)
高齢者お世話センター (か所)	1	1
保育所 (園)	2 (公1、私1)	2 (私2)
認定こども園 (園)	—	1 (公1)
幼稚園 (園)	1 (公1)	0
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	130	146
中学校 (校)	0	0
中学校生徒数 (人)	0	0
放課後児童クラブ (か所)	1	2
子育て支援センター (か所)	—	2
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

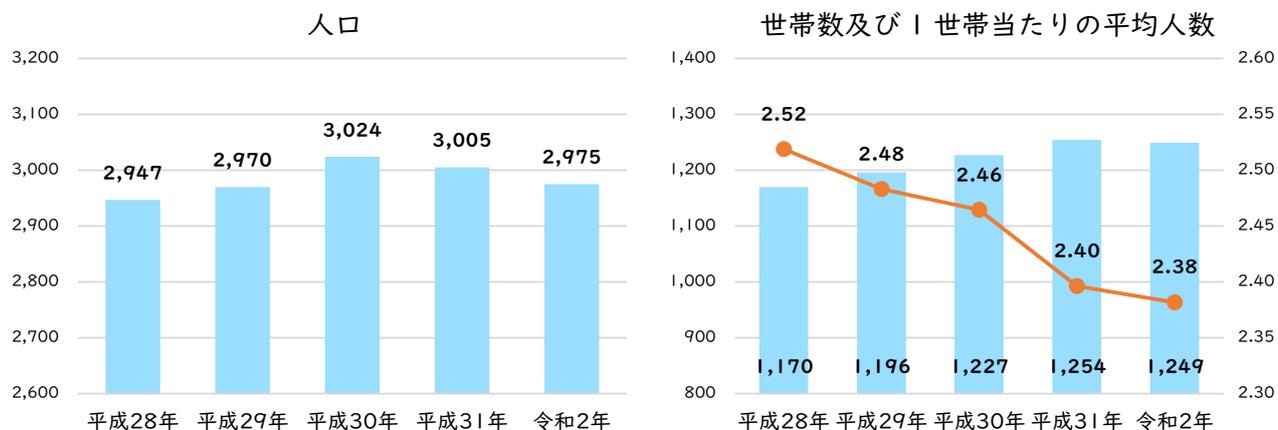
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

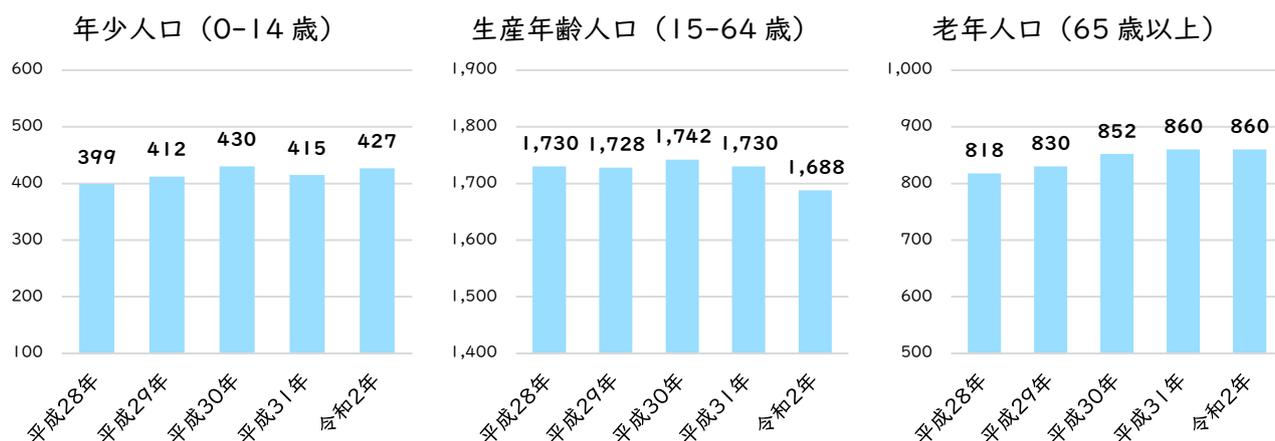
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から平成30年まで増加し、令和2年まで減少しています。平成30年から令和2年までに人口は1.6%減少しています。
- 世帯数は増加傾向、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から平成31年まで増加しています。

(3) 中野島地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	4,725	4,688	4,690	4,673	4,627
世帯数 (世帯)	1,952	1,976	2,017	2,033	2,047
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.42	2.37	2.33	2.30	2.26
人口増減率 (%)	-1.1	-0.8	0.0	-0.4	-1.0
世帯数増減率 (%)	+0.5	+1.2	+2.1	+0.8	+0.7
年少人口 (0-14歳) (人)	598	580	596	593	583
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	2,742	2,677	2,655	2,631	2,582
老年人口 (65歳以上) (人)	1,385	1,431	1,439	1,449	1,462
年少人口構成比 (%)	12.7	12.4	12.7	12.7	12.6
生産年齢人口構成比 (%)	58.0	57.1	56.6	56.3	55.8
老年人口構成比 (%)	29.3	30.5	30.7	31.0	31.6

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	267	268
要介護度認定者構成比 (%)	20.3	18.3
高齢者施設 (か所)	1 (老1)	1 (老1)
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	3 (公3)	3 (公3)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	1	1 (公1)
小学校 (校)	2	2
小学校児童数 (人)	305	301
中学校 (校)	0	0
中学校生徒数 (人)	0	0
放課後児童クラブ (か所)	2	2
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	1

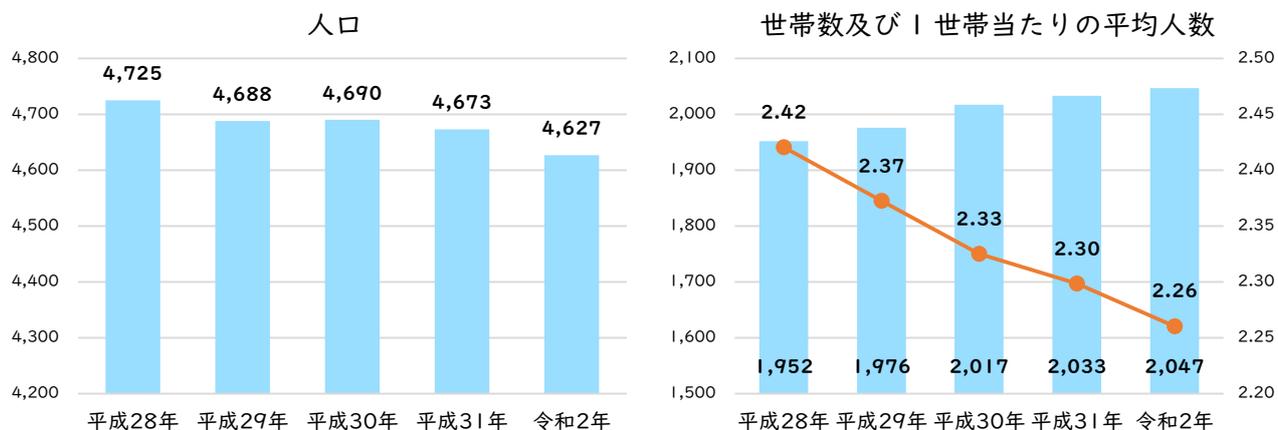
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

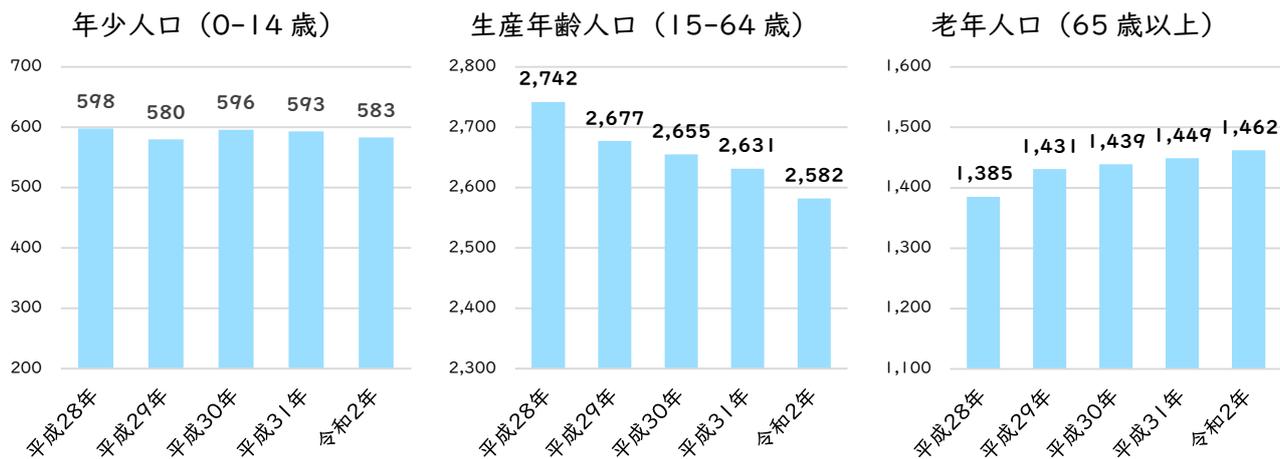
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は増減を繰り返しています。平成28年から令和2年までに人口は2.1%減少しています。
- 世帯数は増加傾向、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで増加しています。

(4) 長生地区

■基礎データ 1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	3,020	2,978	2,968	2,910	2,855
世帯数 (世帯)	1,286	1,297	1,311	1,316	1,301
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.35	2.30	2.26	2.21	2.19
人口増減率 (%)	-1.5	-1.4	-0.3	-2.0	-1.9
世帯数増減率 (%)	+4.1	+0.9	+1.1	+0.4	-1.1
年少人口 (0-14歳) (人)	340	317	320	307	296
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,686	1,640	1,614	1,571	1,514
老年人口 (65歳以上) (人)	994	1,021	1,034	1,032	1,045
年少人口構成比 (%)	11.3	10.6	10.8	10.5	10.4
生産年齢人口構成比 (%)	55.8	55.1	54.4	54.0	53.0
老年人口構成比 (%)	32.9	34.3	34.8	35.5	36.6

■基礎データ 2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	192	203
要介護度認定者構成比 (%)	20.0	19.4
高齢者施設 (か所)	1 (特1)	1 (特1)
高齢者お世話センター (か所)	1	0
保育所 (園)	2 (公2)	2 (公2)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	0	0
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	133	115
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	395	336
放課後児童クラブ (か所)	1	1
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	1

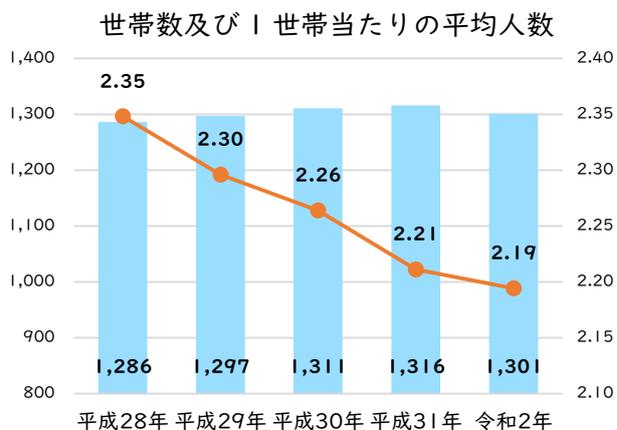
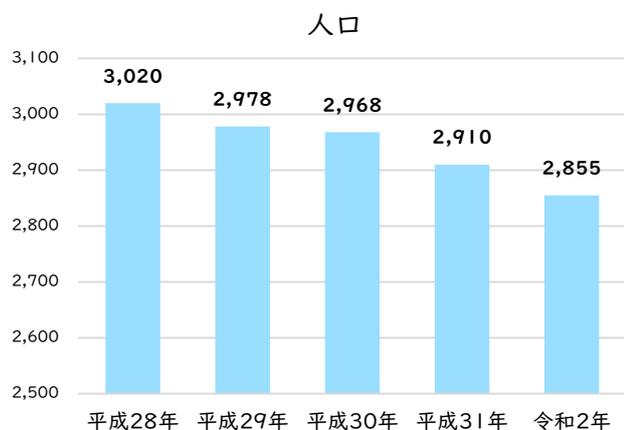
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

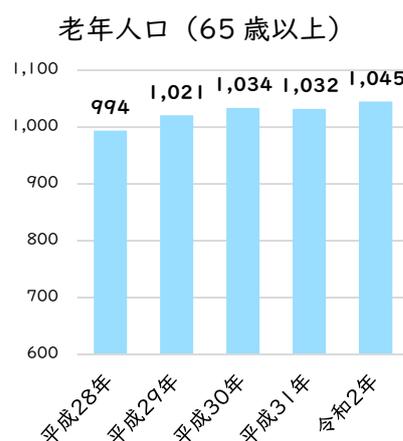
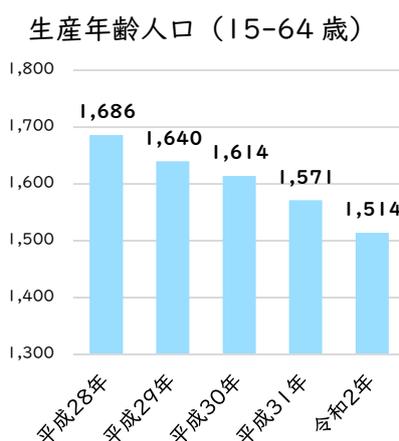
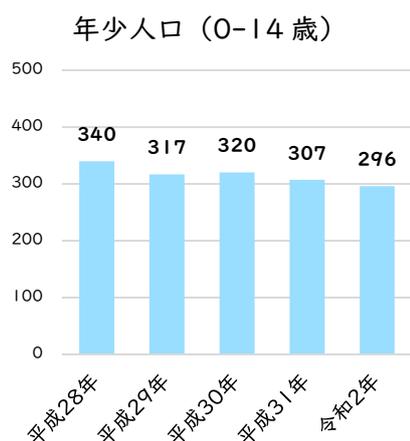
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに5.5%減少しています。
- 世帯数は増減を繰り返していますが、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口は増減を繰り返しています。

(5) 大野地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	2,477	2,435	2,405	2,375	2,340
世帯数 (世帯)	935	929	937	936	936
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.65	2.62	2.57	2.54	2.50
人口増減率 (%)	-0.8	-1.7	-1.2	-1.2	-1.5
世帯数増減率 (%)	+0.8	-0.6	+0.9	-0.1	0.0
年少人口 (0-14歳) (人)	306	286	275	258	247
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,357	1,330	1,299	1,287	1,250
老年人口 (65歳以上) (人)	814	819	831	830	843
年少人口構成比 (%)	12.4	11.7	11.4	10.9	10.6
生産年齢人口構成比 (%)	54.8	54.6	54.0	54.2	53.4
老年人口構成比 (%)	32.9	33.6	34.6	34.9	36.0

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	197	175
要介護度認定者構成比 (%)	25.4	20.8
高齢者施設 (箇所)	0	0
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	1 (公1)	1 (公1)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	1 (公1)	1 (公1)
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	151	99
中学校 (校)	0	0
中学校生徒数 (人)	0	0
放課後児童クラブ (か所)	1	1
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	1

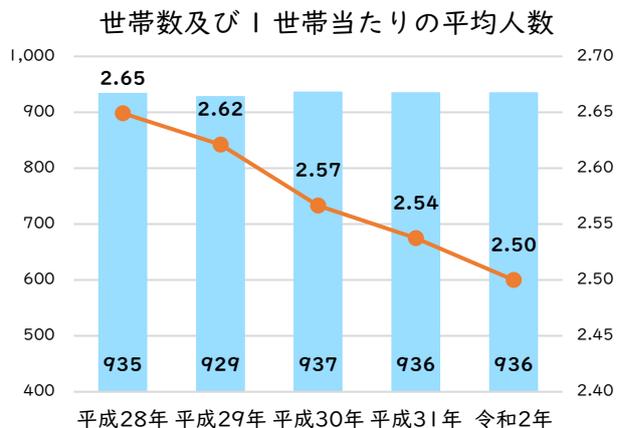
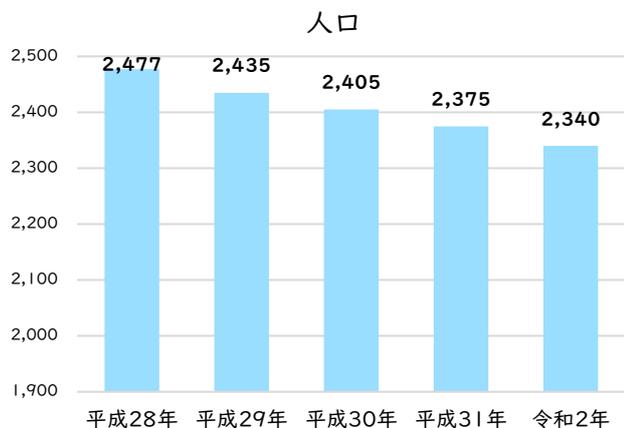
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

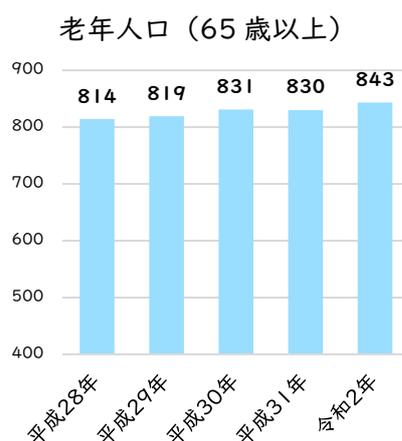
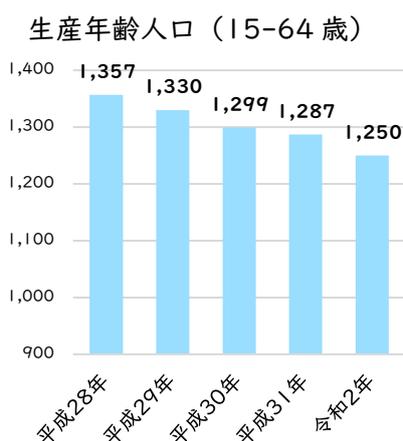
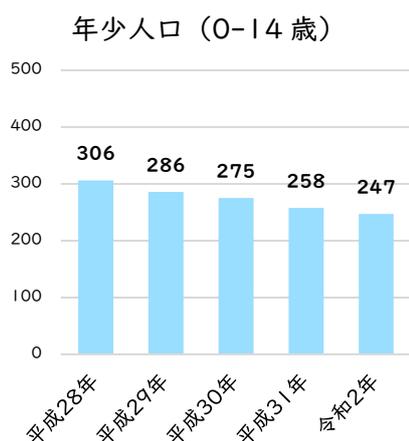
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに5.5%減少しています。
- 世帯数は増減を繰り返していますが、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口は増減を繰り返しています。

(6) 加茂谷地区

■基礎データ 1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	2,093	2,050	2,010	1,974	1,927
世帯数 (世帯)	775	774	778	775	786
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.70	2.65	2.58	2.55	2.45
人口増減率 (%)	-1.4	-2.1	-2.0	-1.8	-2.4
世帯数増減率 (%)	+0.3	-0.1	+0.5	-0.4	+1.4
年少人口 (0-14歳) (人)	173	170	166	166	160
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,062	1,021	993	975	928
老年人口 (65歳以上) (人)	858	859	851	833	839
年少人口構成比 (%)	8.3	8.3	8.3	8.4	8.3
生産年齢人口構成比 (%)	50.7	49.8	49.4	49.4	48.2
老年人口構成比 (%)	41.0	41.9	42.3	42.2	43.5

■基礎データ 2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	192	176
要介護度認定者構成比 (%)	22.9	21.0
高齢者施設 (か所)	0	0
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	0	0
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	1 (公)	1 (公)
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	78	69
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	51	31
放課後児童クラブ (か所)	1	1
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

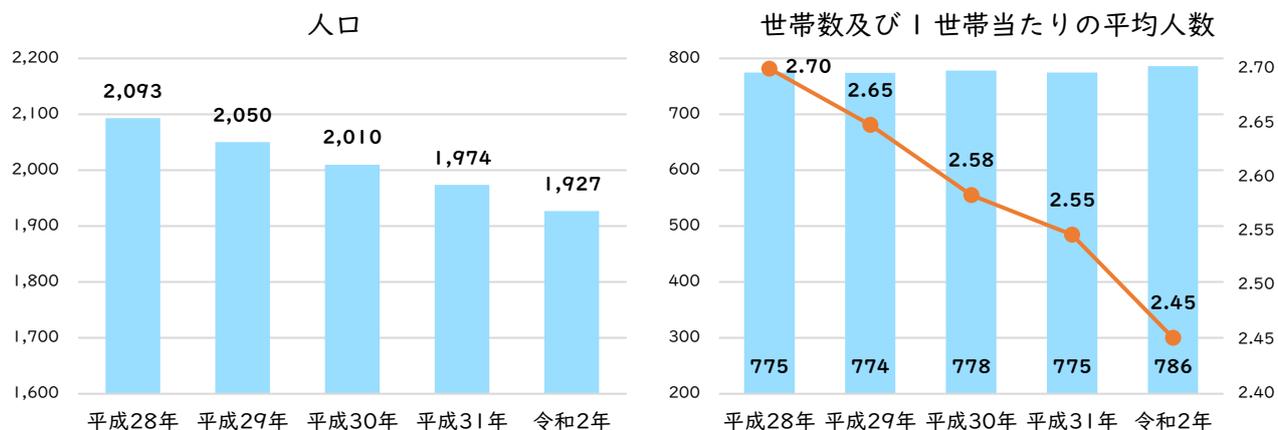
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに7.9%減少しています。
- 世帯数は増減を繰り返していますが、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口は増減を繰り返しています。

(7) 桑野地区

■基礎データ 1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	3,931	3,889	3,837	3,786	3,741
世帯数 (世帯)	1,496	1,498	1,501	1,510	1,515
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.63	2.60	2.56	2.51	2.47
人口増減率 (%)	-1.5	-1.1	-1.3	-1.3	-1.2
世帯数増減率 (%)	-0.1	+0.1	+0.2	+0.6	+0.3
年少人口 (0-14歳) (人)	448	436	422	424	425
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	2,118	2,066	2,007	1,928	1,888
老年人口 (65歳以上) (人)	1,365	1,387	1,408	1,434	1,428
年少人口構成比 (%)	11.4	11.2	11.0	11.2	11.4
生産年齢人口構成比 (%)	53.9	53.1	52.3	50.9	50.5
老年人口構成比 (%)	34.7	35.7	36.7	37.9	38.2

■基礎データ 2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	267	274
要介護度認定者構成比 (%)	20.0	19.2
高齢者施設 (か所)	1 (老1)	1 (老1)
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	2 (公2)	2 (公2)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	0	0
小学校 (校)	2	2
小学校児童数 (人)	157	206
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	176	130
放課後児童クラブ (か所)	0	2
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

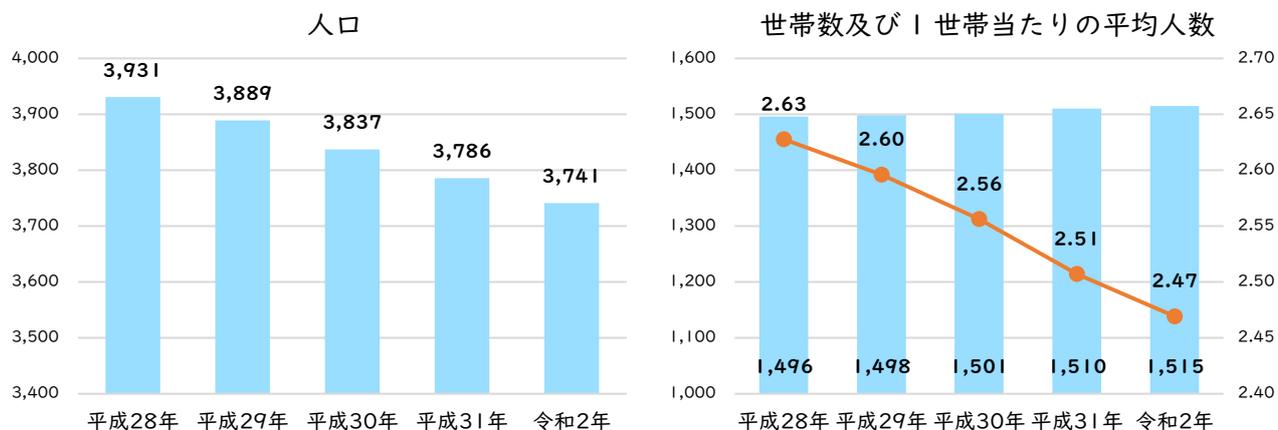
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

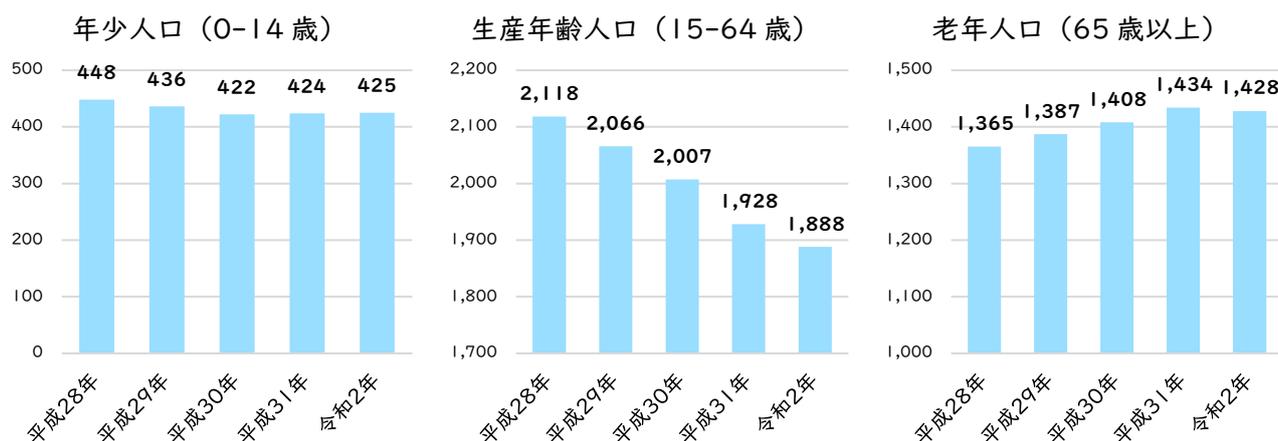
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに4.8%減少しています。
- 世帯数は増加傾向、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで増加しています。

(8) 見能林地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	10,750	10,620	10,441	10,414	10,287
世帯数 (世帯)	4,379	4,390	4,358	4,414	4,439
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.45	2.42	2.40	2.36	2.32
人口増減率 (%)	-0.8	-1.2	-1.7	-0.3	-1.2
世帯数増減率 (%)	+0.7	+0.3	-0.7	+1.3	+0.6
年少人口 (0-14歳) (人)	1,504	1,433	1,384	1,356	1,311
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	6,236	6,131	5,996	5,953	5,843
老年人口 (65歳以上) (人)	3,010	3,056	3,061	3,105	3,133
年少人口構成比 (%)	14.0	13.5	13.3	13.0	12.7
生産年齢人口構成比 (%)	58.0	57.7	57.4	57.2	56.8
老年人口構成比 (%)	28.0	28.8	29.3	29.8	30.5

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	501	543
要介護度認定者構成比 (%)	17.4	17.3
高齢者施設 (か所)	3 (認2、ケ1)	6 (特2、認3、ケ1)
高齢者お世話センター (か所)	1	1
保育所 (園)	4 (公2、私2)	3 (公2、私1)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	1 (公1)	1 (公1)
小学校 (校)	2	2
小学校児童数 (人)	584	539
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	614	532
放課後児童クラブ (か所)	2	3
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

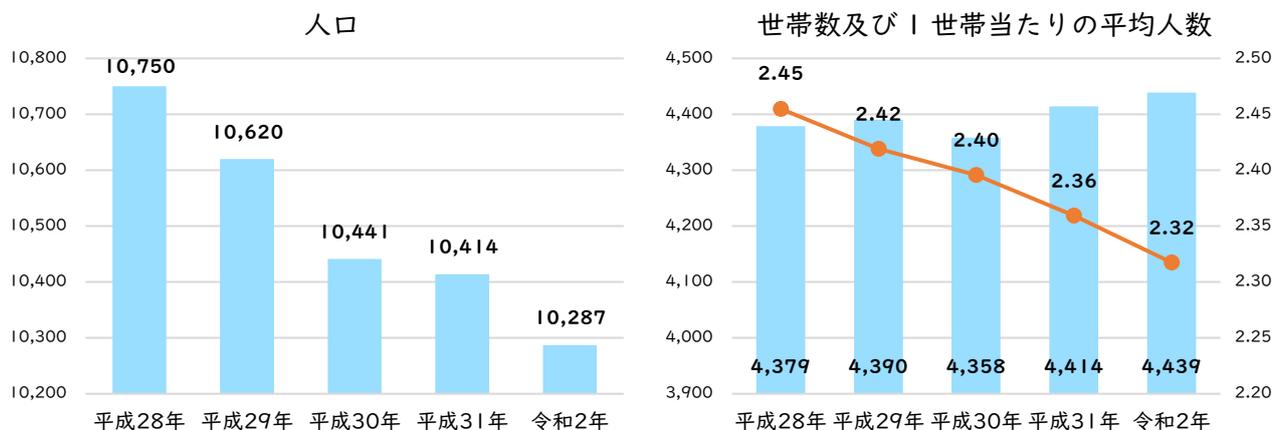
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

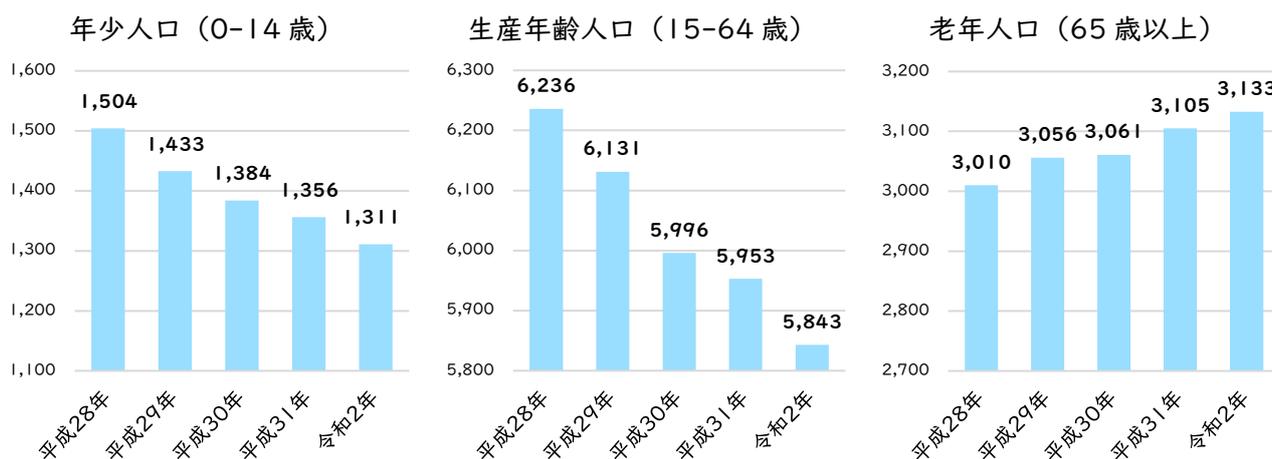
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに4.3%減少しています。
- 世帯数は増減を繰り返していますが、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで増加しています。

(9) 新野地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	3,621	3,532	3,480	3,385	3,326
世帯数 (世帯)	1,410	1,404	1,391	1,400	1,398
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.57	2.52	2.50	2.42	2.38
人口増減率 (%)	-2.9	-2.5	-1.5	-2.7	-1.7
世帯数増減率 (%)	-1.3	-0.4	-0.9	+0.6	-0.1
年少人口 (0-14歳) (人)	280	277	262	251	241
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,900	1,806	1,740	1,660	1,614
老年人口 (65歳以上) (人)	1,441	1,449	1,478	1,474	1,471
年少人口構成比 (%)	7.7	7.8	7.5	7.4	7.2
生産年齢人口構成比 (%)	52.5	51.1	50.0	49.0	48.5
老年人口構成比 (%)	39.8	41.0	42.5	43.5	44.2

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	269	286
要介護度認定者構成比 (%)	19.5	19.4
高齢者施設 (か所)	2 (老1、認1)	3 (老1、認1、ケ1)
高齢者お世話センター (か所)	1	1
保育所 (園)	1 (公1)	0
認定こども園 (園)	—	1 (公1)
幼稚園 (園)	2 (公2)	0
小学校 (校)	2	2
小学校児童数 (人)	123	114
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	69	40
放課後児童クラブ (か所)	1	2
子育て支援センター (か所)	—	1
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

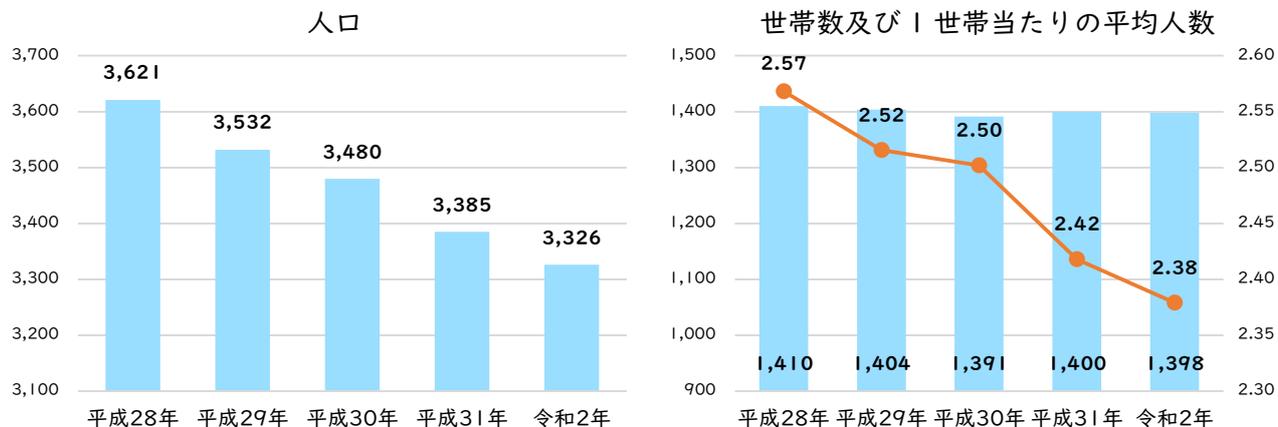
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

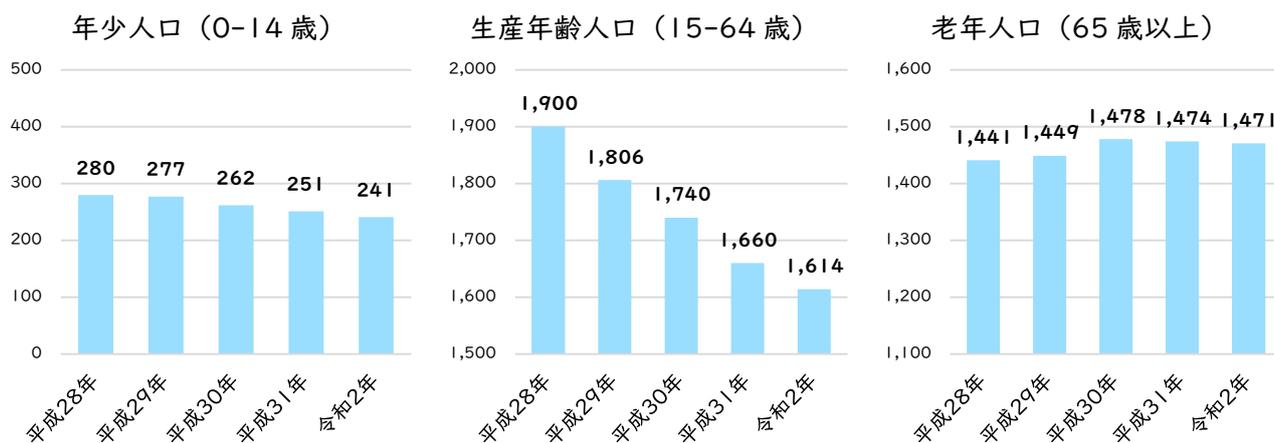
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに8.1%減少しています。
- 世帯数は増減を繰り返していますが、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から平成30年まで増加し、平成31年から減少しています。

(10) 福井地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	2,235	2,182	2,136	2,087	2,030
世帯数 (世帯)	910	906	900	895	881
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.46	2.41	2.37	2.33	2.30
人口増減率 (%)	-2.3	-2.4	-2.1	-2.3	-2.7
世帯数増減率 (%)	+2.2	-0.4	-0.7	-0.6	-1.6
年少人口 (0-14歳) (人)	207	186	174	166	152
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,167	1,132	1,090	1,057	1,023
老年人口 (65歳以上) (人)	861	864	872	864	855
年少人口構成比 (%)	9.3	8.5	8.1	8.0	7.5
生産年齢人口構成比 (%)	52.2	51.9	51.0	50.6	50.4
老年人口構成比 (%)	38.5	39.6	40.8	41.4	42.1

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	176	162
要介護度認定者構成比 (%)	21.0	18.9
高齢者施設 (か所)	1 (特1)	1 (特1)
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	1 (公1)	1 (公1)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	0	0
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	107	64
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	56	40
放課後児童クラブ (か所)	0	1
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

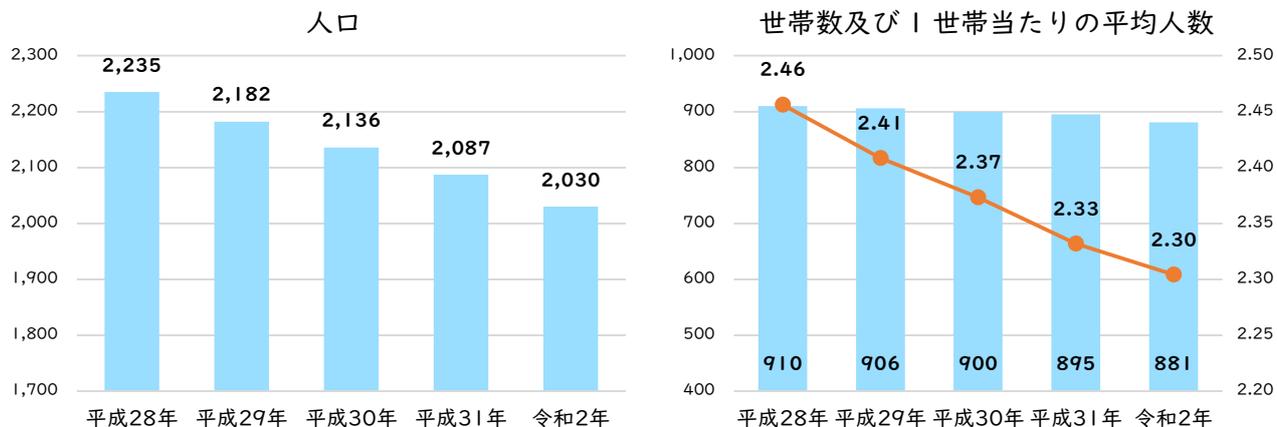
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに9.2%減少しています。
- 世帯数は減少傾向、1世帯当たりの平均人数も減少しています。
- 老年人口が平成28年から平成30年まで増加し、平成31年から減少しています。

(11) 椿地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	1,611	1,554	1,516	1,458	1,387
世帯数 (世帯)	656	650	644	633	621
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.46	2.39	2.35	2.30	2.23
人口増減率 (%)	-3.0	-3.5	-2.4	-3.8	-4.9
世帯数増減率 (%)	-1.1	-0.9	-0.9	-1.7	-1.9
年少人口 (0-14歳) (人)	101	93	88	78	69
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	793	742	712	677	618
老年人口 (65歳以上) (人)	717	719	716	703	700
年少人口構成比 (%)	6.3	6.0	5.8	5.3	5.0
生産年齢人口構成比 (%)	49.2	47.7	47.0	46.4	44.6
老年人口構成比 (%)	44.5	46.3	47.2	48.2	50.5

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	132	117
要介護度認定者構成比 (%)	19.5	16.7
高齢者施設 (か所)	0	0
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	2 (公2)	2 (公2)
認定こども園 (園)	—	0
幼稚園 (園)	0	0
小学校 (校)	3	3
小学校児童数 (人)	47	27
中学校 (校)	2	2
中学校生徒数 (人)	30	15
放課後児童クラブ (か所)	0	0
子育て支援センター (か所)	—	0
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

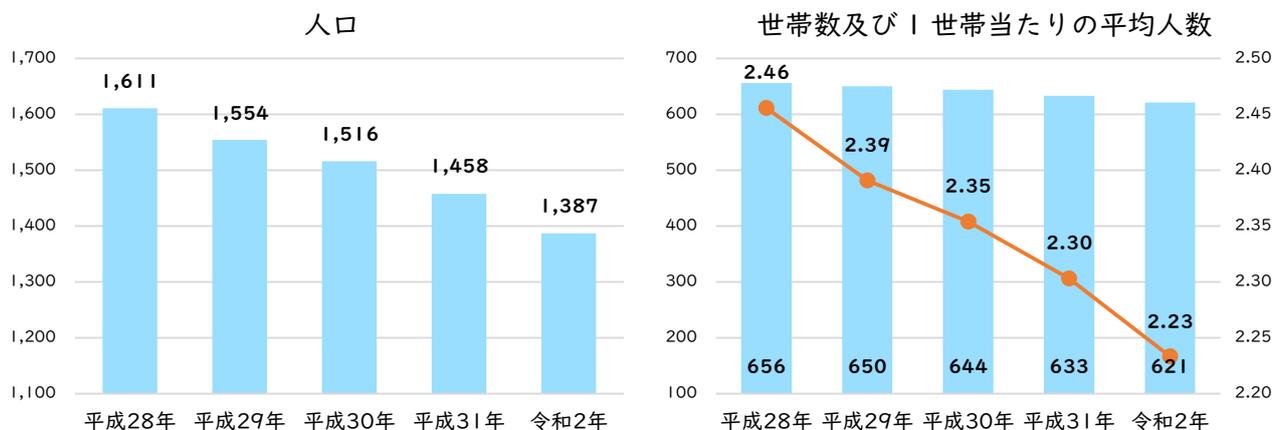
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

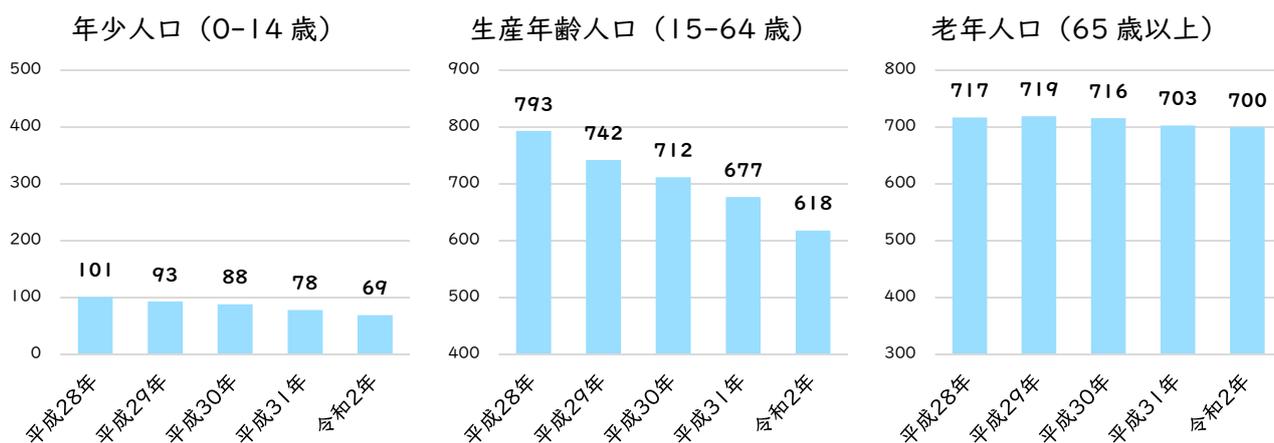
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに13.9%減少しています。
- 世帯数は減少傾向、1世帯当たりの平均人数も減少しています。
- 老年人口が平成28年から平成29年まで増加し、平成30年から減少しています。

(12) 橘地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	2,612	2,516	2,417	2,334	2,246
世帯数 (世帯)	1,224	1,187	1,173	1,152	1,136
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.13	2.12	2.06	2.03	1.98
人口増減率 (%)	-2.0	-3.7	-3.9	-3.4	-3.8
世帯数増減率 (%)	-0.4	-3.0	-1.2	-1.8	-1.4
年少人口 (0-14歳) (人)	256	239	220	187	180
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	1,389	1,321	1,274	1,240	1,178
老年人口 (65歳以上) (人)	967	956	923	907	888
年少人口構成比 (%)	9.8	9.5	9.1	8.0	8.0
生産年齢人口構成比 (%)	53.2	52.5	52.7	63.1	52.4
老年人口構成比 (%)	37.0	38.0	38.2	38.9	39.5

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	185	168
要介護度認定者構成比 (%)	19.7	18.9
高齢者施設 (か所)	0	0
高齢者お世話センター (か所)	0	0
保育所 (園)	1 (公1)	0
認定こども園 (園)	1 (公1)	1 (公1)
幼稚園 (園)	0	0
小学校 (校)	1	1
小学校児童数 (人)	125	61
中学校 (校)	0	0
中学校生徒数 (人)	0	0
放課後児童クラブ (か所)	0	1
子育て支援センター (か所)	—	1
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

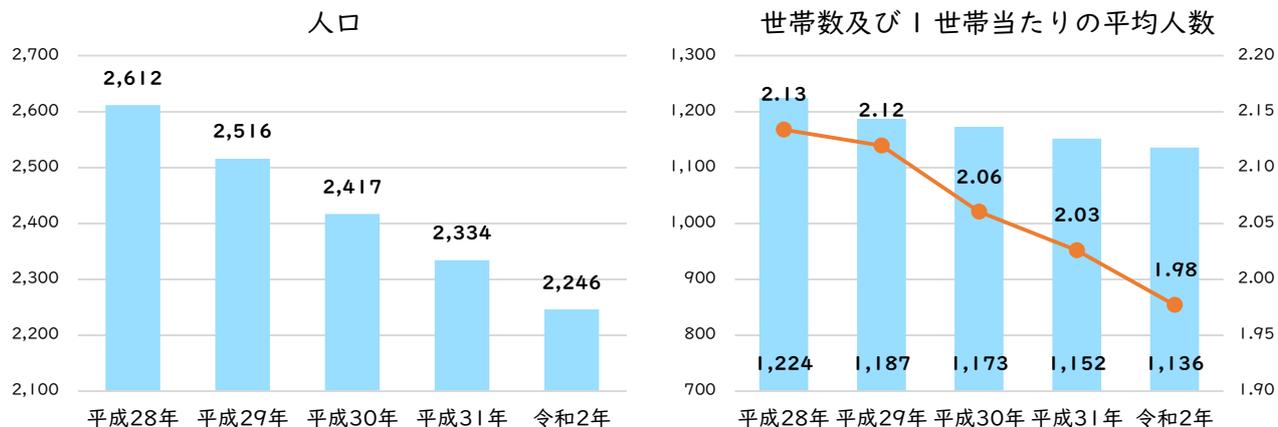
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

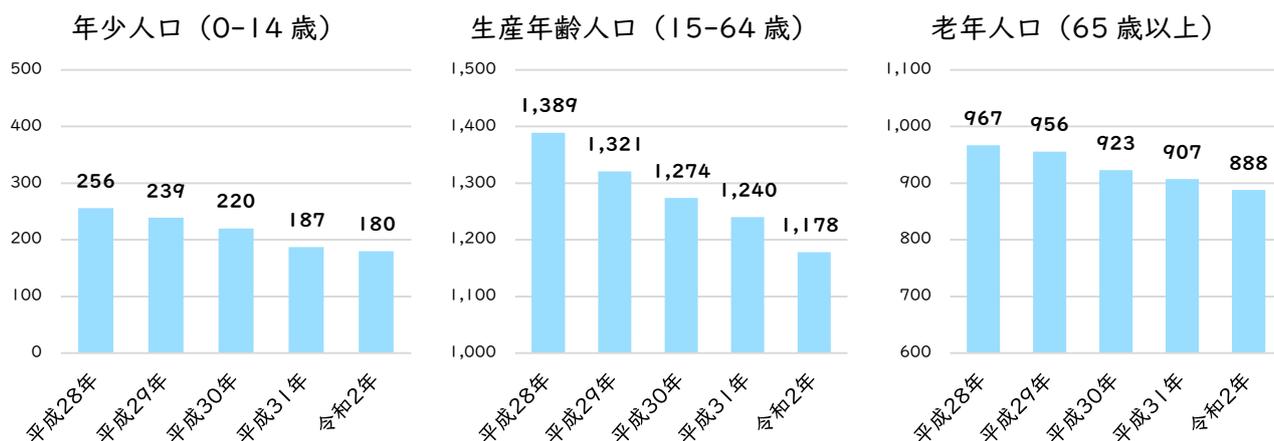
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに14.0%減少しています。
- 世帯数は減少傾向、1世帯当たりの平均人数も減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで減少しています。

(13) 那賀川地区

■基礎データ1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	11,154	11,044	10,896	10,802	10,669
世帯数 (世帯)	4,502	4,501	4,509	4,532	4,583
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.48	2.45	2.42	2.38	2.33
人口増減率 (%)	0.0	-1.0	-1.3	-0.9	-1.2
世帯数増減率 (%)	+1.9	0.0	+0.2	+0.5	+1.1
年少人口 (0-14歳) (人)	1,498	1,428	1,374	1,314	1,237
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	6,593	6,516	6,403	6,316	6,208
老年人口 (65歳以上) (人)	3,063	3,100	3,119	3,172	3,224
年少人口構成比 (%)	13.4	12.9	12.6	12.2	11.6
生産年齢人口構成比 (%)	59.1	59.0	58.8	58.5	58.2
老年人口構成比 (%)	27.5	28.1	28.6	29.4	30.2

■基礎データ2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	663	634
要介護度認定者構成比 (%)	22.5	19.7
高齢者施設 (か所)	7 (特1、老1、認4、有1)	6 (特1、認4、有1)
高齢者お世話センター (か所)	1	1
保育所 (園)	1 (私1)	1 (私1)
認定こども園 (園)	2 (公2)	2 (公2)
幼稚園 (園)	0	0
小学校 (校)	2	2
小学校児童数 (人)	610	498
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	307	268
放課後児童クラブ (か所)	3	4
子育て支援センター (か所)	—	2
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	1

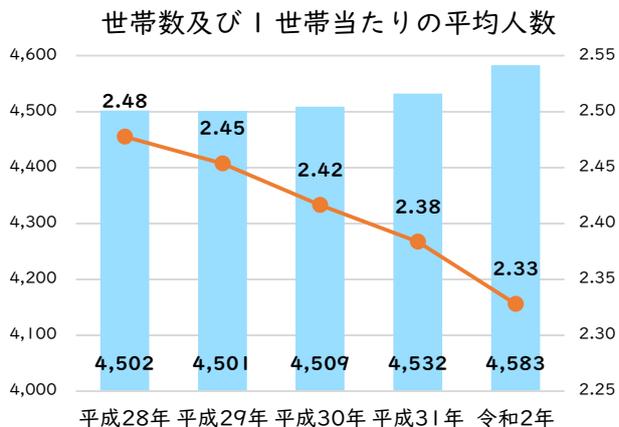
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

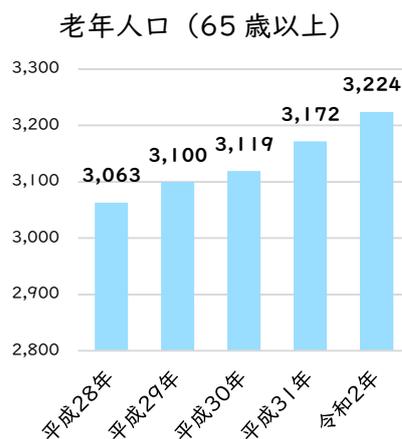
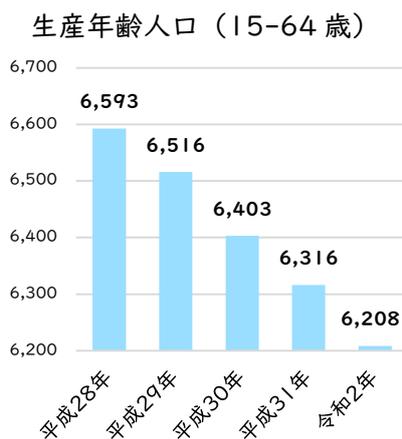
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から減少傾向となっています。平成28年から令和2年までに4.3%減少しています。
- 世帯数は増加傾向、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで増加しています。

(14) 羽ノ浦地区

■基礎データ 1

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	13,265	13,338	13,322	13,274	13,244
世帯数 (世帯)	5,193	5,251	5,271	5,284	5,340
1世帯当たりの平均人数 (人/世帯)	2.55	2.54	2.53	2.51	2.48
人口増減率 (%)	0.0	+0.6	-0.1	-0.4	-0.2
世帯数増減率 (%)	+1.3	+1.1	+0.4	+0.2	+1.1
年少人口 (0-14歳) (人)	2,129	2,150	2,140	2,114	2,078
生産年齢人口 (15歳-64歳) (人)	7,612	7,605	7,497	7,450	7,408
老年人口 (65歳以上) (人)	3,524	3,583	3,685	3,710	3,758
年少人口構成比 (%)	16.0	16.1	16.1	15.9	15.7
生産年齢人口構成比 (%)	57.4	57.0	56.3	56.1	55.9
老年人口構成比 (%)	26.6	26.9	27.7	27.9	28.4

■基礎データ 2

	平成26年	令和2年
要介護度認定者数 (人)	600	637
要介護度認定者構成比 (%)	18.2	17.0
高齢者施設 (か所)	7 (特2、認3、ケ1、有1)	8 (特2、老1、認3、ケ1、有1)
高齢者お世話センター (か所)	1	2
保育所 (園)	5 (公4、私1)	3 (公2、私1)
認定こども園 (園)	—	2 (公1、私1)
幼稚園 (園)	1 (私1)	0
小学校 (校)	2	2
小学校児童数 (人)	851	885
中学校 (校)	1	1
中学校生徒数 (人)	364	376
放課後児童クラブ (か所)	3	5
子育て支援センター (か所)	—	2
障がい者相談支援事業所 (か所)	—	0

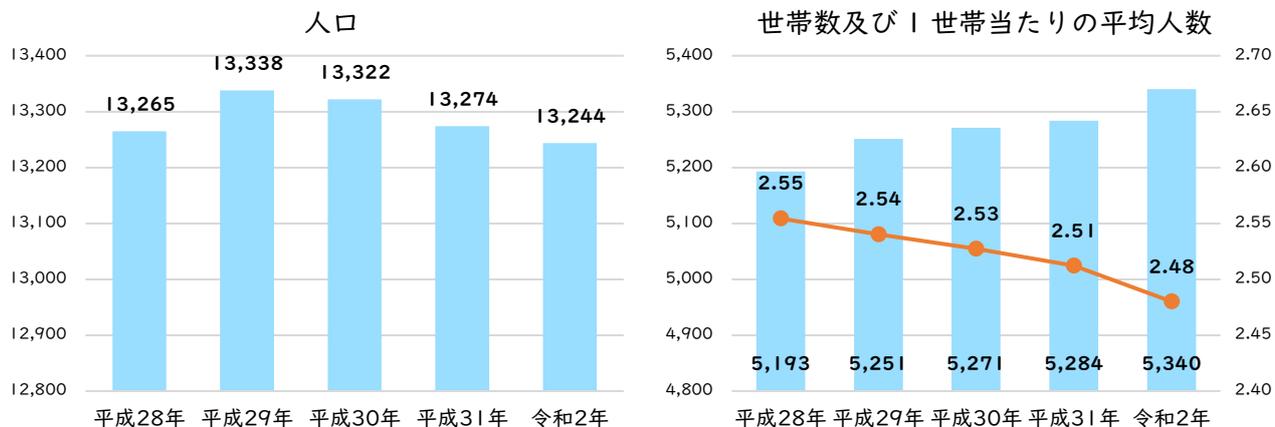
※基礎データ2は、第2期計画で掲載した数値と直近の数値を比較しています。

また、施設については所在地ごとに掲載しています。

児童・生徒数については通学している学校の所在地ごとに掲載しています。

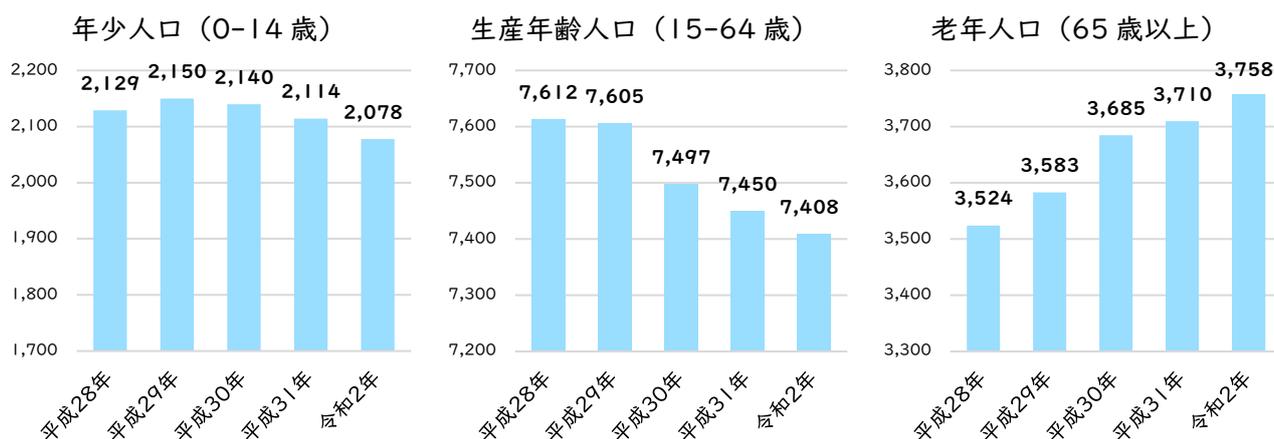
人口及び世帯数の推移

単位：人、人/世帯



年齢3区分別人口の推移

単位：人



■地区の特徴

- 人口は平成28年から平成29年まで増加し、令和2年まで減少しました。平成29年から令和2年までに人口は0.7%減少しています。
- 世帯数は増加傾向、1世帯当たりの平均人数は減少しています。
- 老年人口が平成28年から令和2年まで増加しています。

3 アンケート調査結果

(1) 目的

地域のことや福祉について、市民の状況とニーズを伺い、本計画を策定する基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

①市民アンケート

- ・期間 : 令和2年8月1日から令和2年8月17日まで
- ・対象者 : 阿南市内に居住する満18歳以上の人を住民基本台帳から性別・年齢階層別無作為抽出
- ・方法 : 郵送による配布と回収
- ・人数 : 1,000件
- ・回収数 : 393件 (回収率: 39.3%)

②中学生アンケート

- ・期間 : 令和2年8月19日から令和2年8月24日まで
- ・対象者 : 阿南市立阿南中学校の生徒 (2年生全員)
- ・方法 : 学校に配布と回収
- ・人数 : 187件
- ・回収数 : 187件 (回収率: 100.0%)

(3) 市民アンケート調査結果の概要

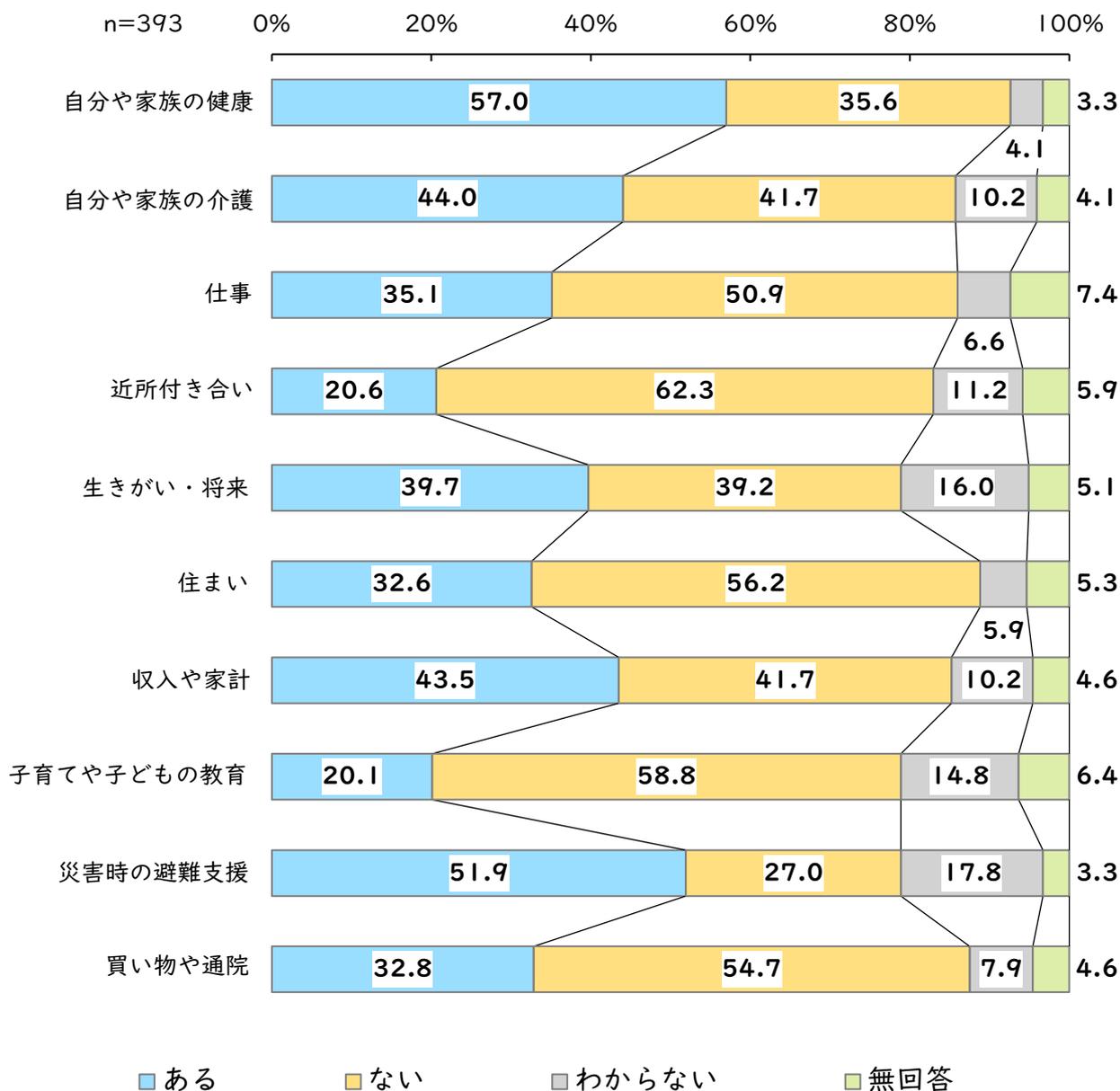
① 居住及び日常生活について

回答者の半数以上の人が、阿南市に30年以上暮らし続けています。今後の居住意向も7割の人が阿南市で暮らし続けたいと答えています。

日常生活の面では、半数以上の人が不安に感じていることは、「自分や家族の健康」、「災害時の避難支援」が挙げられています。一方、「近所付き合い」は、6割の人が不安に感じていないと答えています。

◆ 日常のことで困っていることや不安に感じていることはありますか。

(それぞれについて、○は1つ)



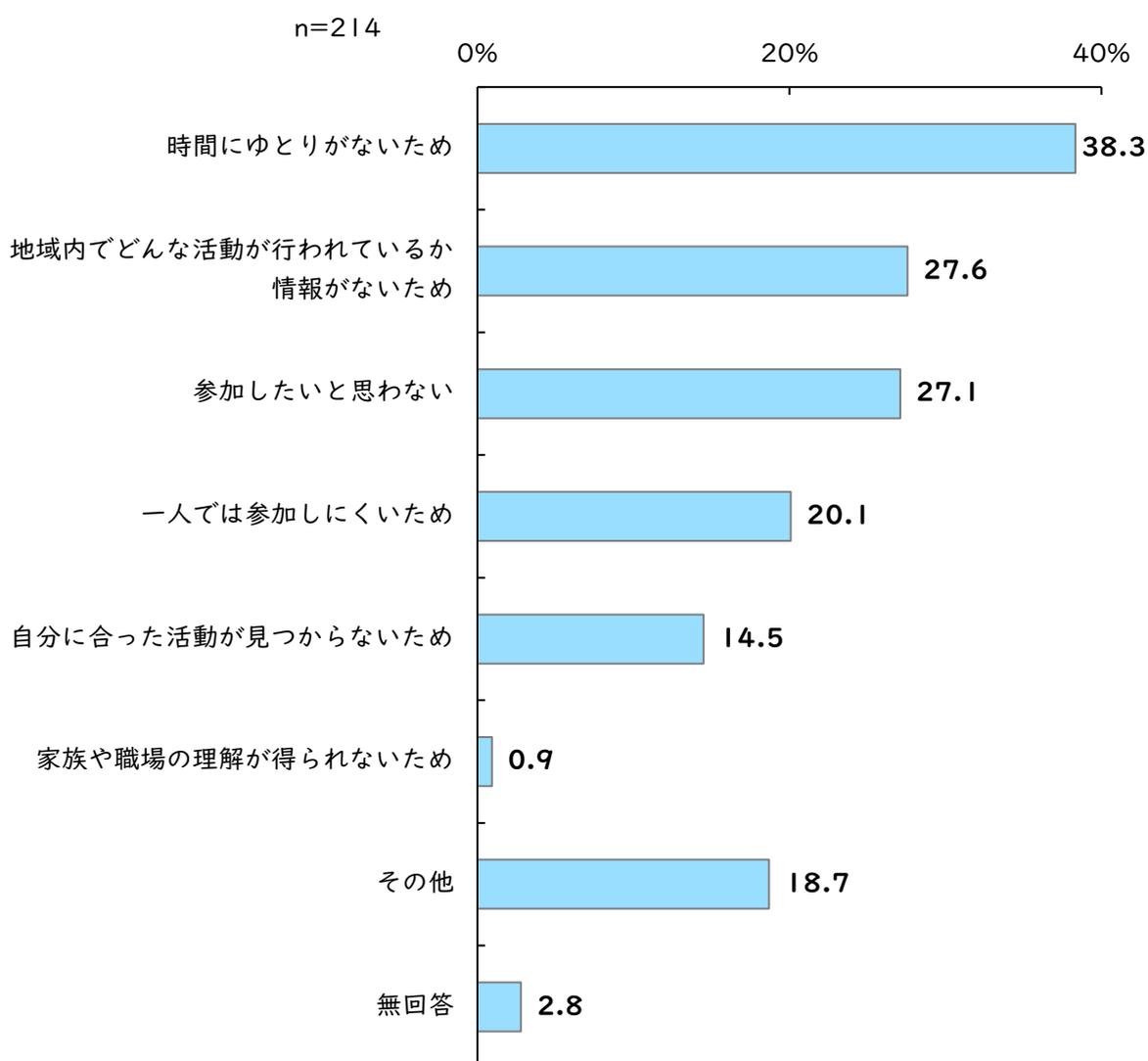
②地域の行事や福祉活動について

回答者の半数以上の方が、地域の行事や福祉活動に参加できていないと答えています。「時間にゆとりがないため」という理由以外にも、約3割の人が「地域内でどんな活動が行われているか情報が少ないため」と答えています。

防災訓練や避難訓練の参加状況は、参加したことがある人とない人がほぼ同じであり、災害時の備えで重要なことは「危険箇所の把握」、「日頃からのあいさつ、声掛けや付き合い」、「地域での避難訓練」という答えが多くなっています。

◆地域内での行事や活動に参加していない理由を教えてください。

(○はいくつでも)



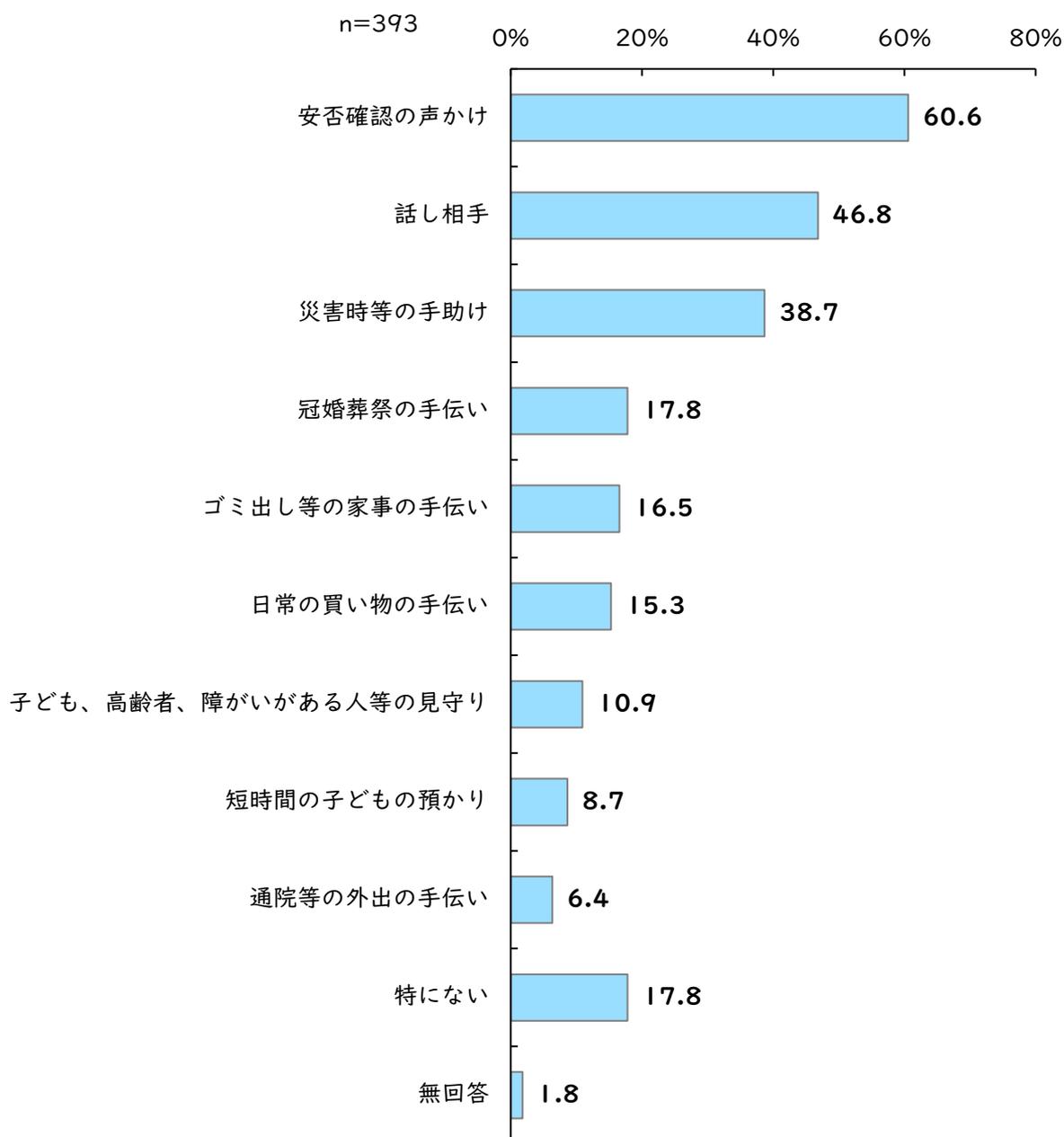
③地域や隣人とのかかわりについて

回答者の日頃の近所付き合いは、8割の人が「あいさつを交わす程度」と答えています。近所の人に望む手助けは、「災害時等の手助け」、「安否確認の声掛け」、「話し相手」が挙げられ、反対に近所の人に手助けできることも同様に、「安否確認の声掛け」、「話し相手」、「災害時等の手助け」が挙げられています。

近所に見守りが必要な人や気にかかる人がいるかどうかについては、約4割の人が「わからない」と答えています。

◆あなたは、近所の人から頼られた場合、どのようなことができると思いますか。

(○はいくつでも)



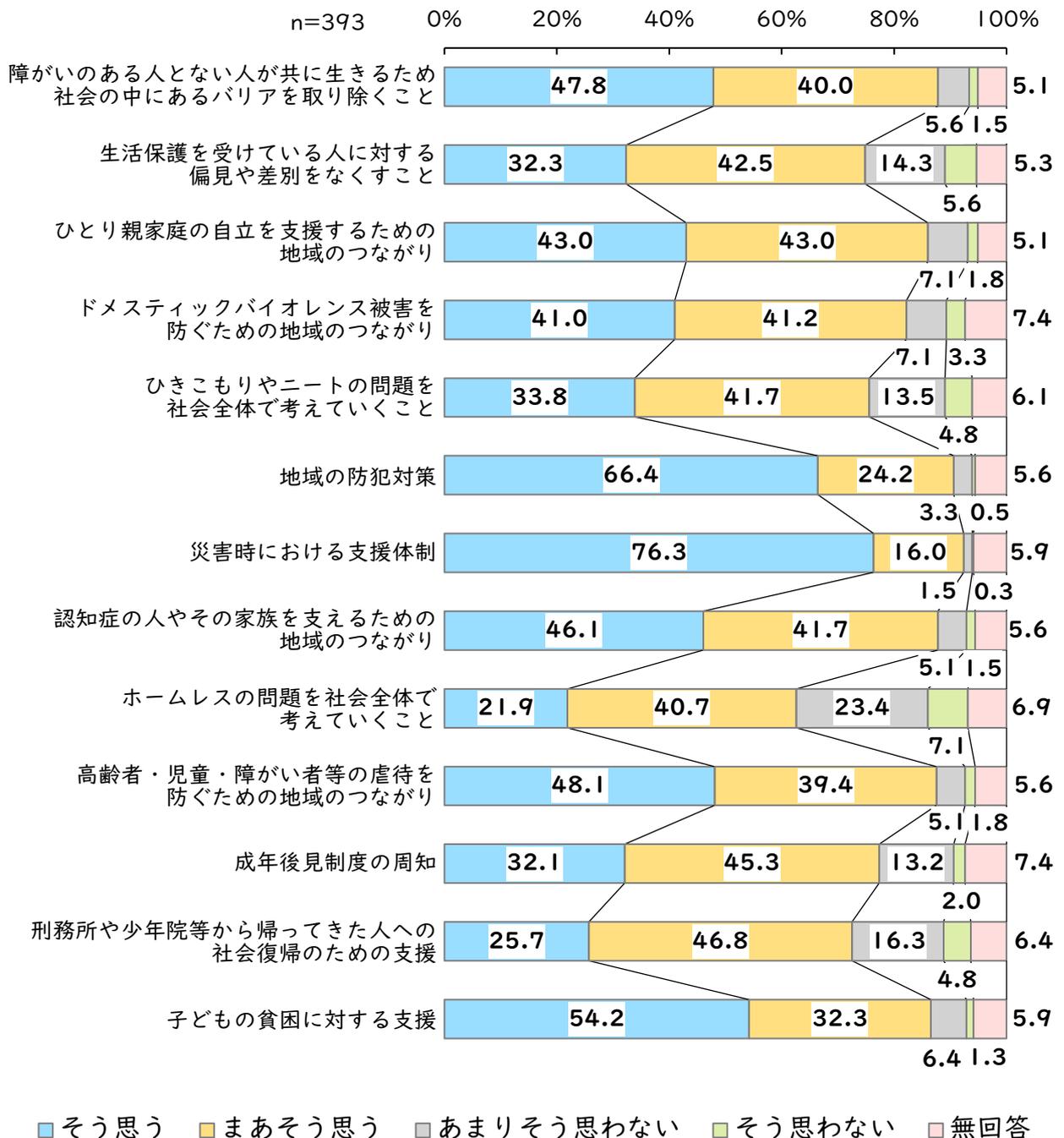
④社会問題について

回答者が重要だと思っている主な社会問題は、「災害時における支援体制」、「地域の防犯対策」、「子どもの貧困に対する支援」、「高齢者・児童・障がい者等の虐待を防ぐための地域のつながり」等です。

居住している地域における課題は、「防犯・防災」が3割以上と最も高く、次いで「介護」、「保健・医療」となっています。

◆あなたは、次のような社会問題について、重要であると思いますか。

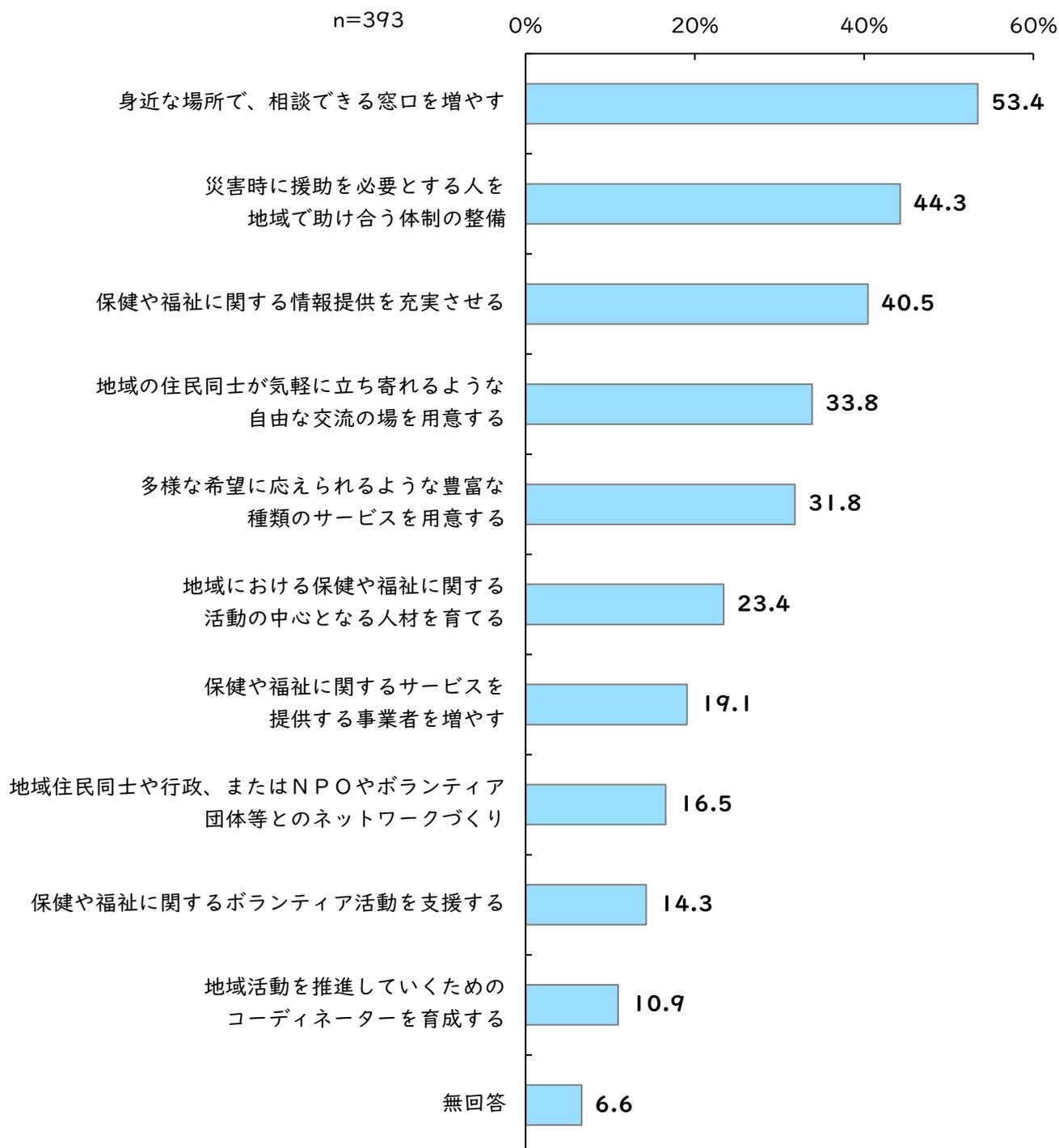
(それぞれについて、○は1つ)



⑤行政施策に期待すること

回答者の半数以上の方が「身近な場所で相談できる窓口を増やす」ことを望んでいます。「災害時に援助を必要とする人を地域で助け合う体制の整備」や「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」ことも、4割以上の方が期待しています。

◆今後、日常生活上困ったことがあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、行政にどのような施策を期待しますか。(〇はいくつでも)

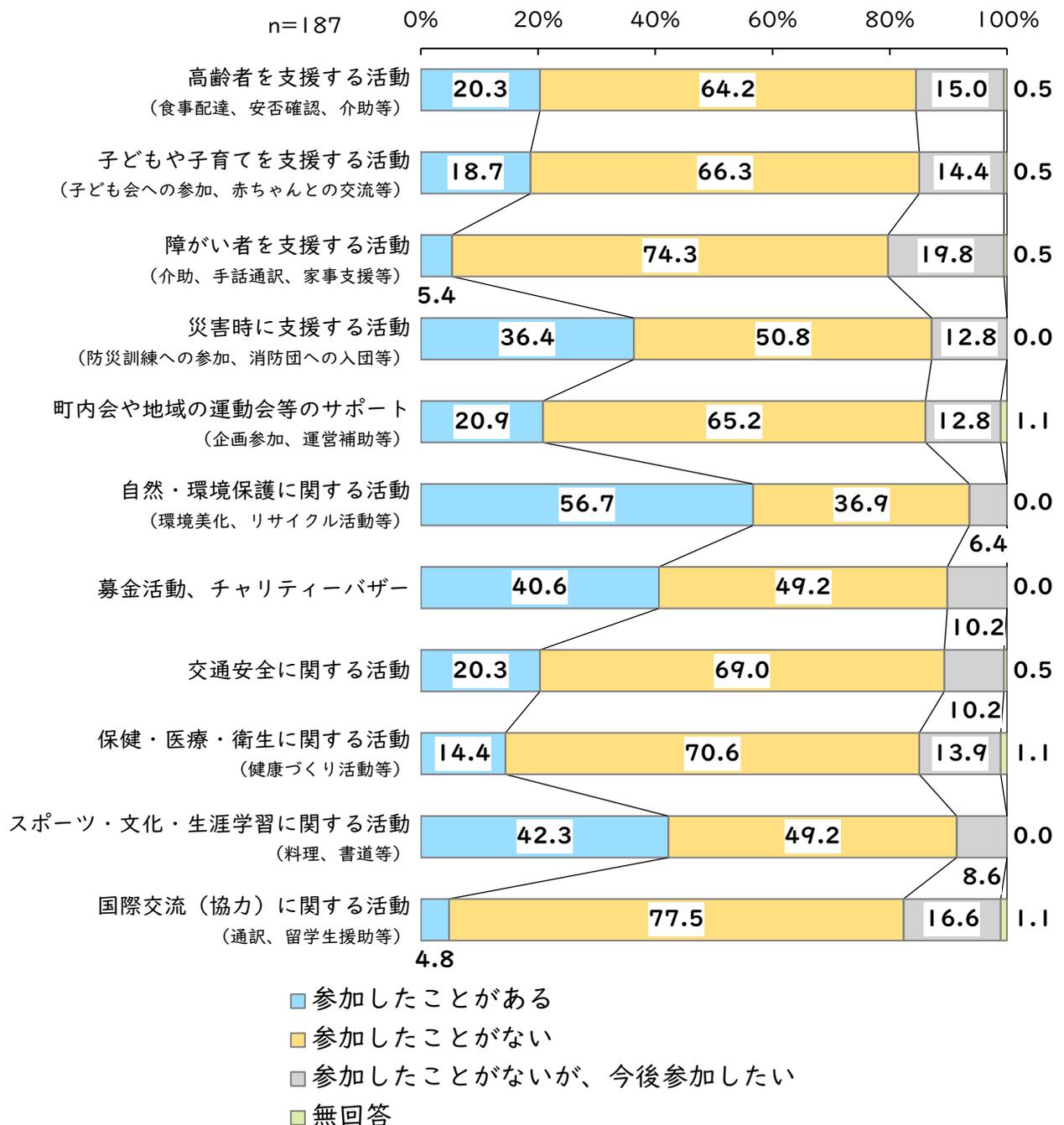


(4) 中学生アンケート調査結果の概要

①地域活動への参加について

2割近くの中学生在が、「高齢者を支援する活動」や「子どもや子育てを支援する活動」に参加したことがあります。一方で、「障がい者を支援する活動」への参加は低い状況です。しかし、今後参加したいと思う活動のうち、最も割合が高いものは「障がい者を支援する活動」となっています。

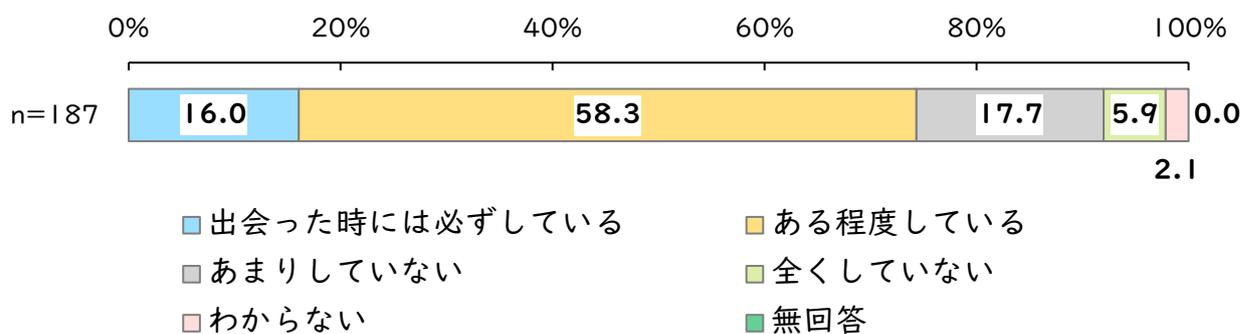
◆あなたは、これまでに、次のような地域活動に参加したことがありますか。
(それぞれについて、○は1つ)



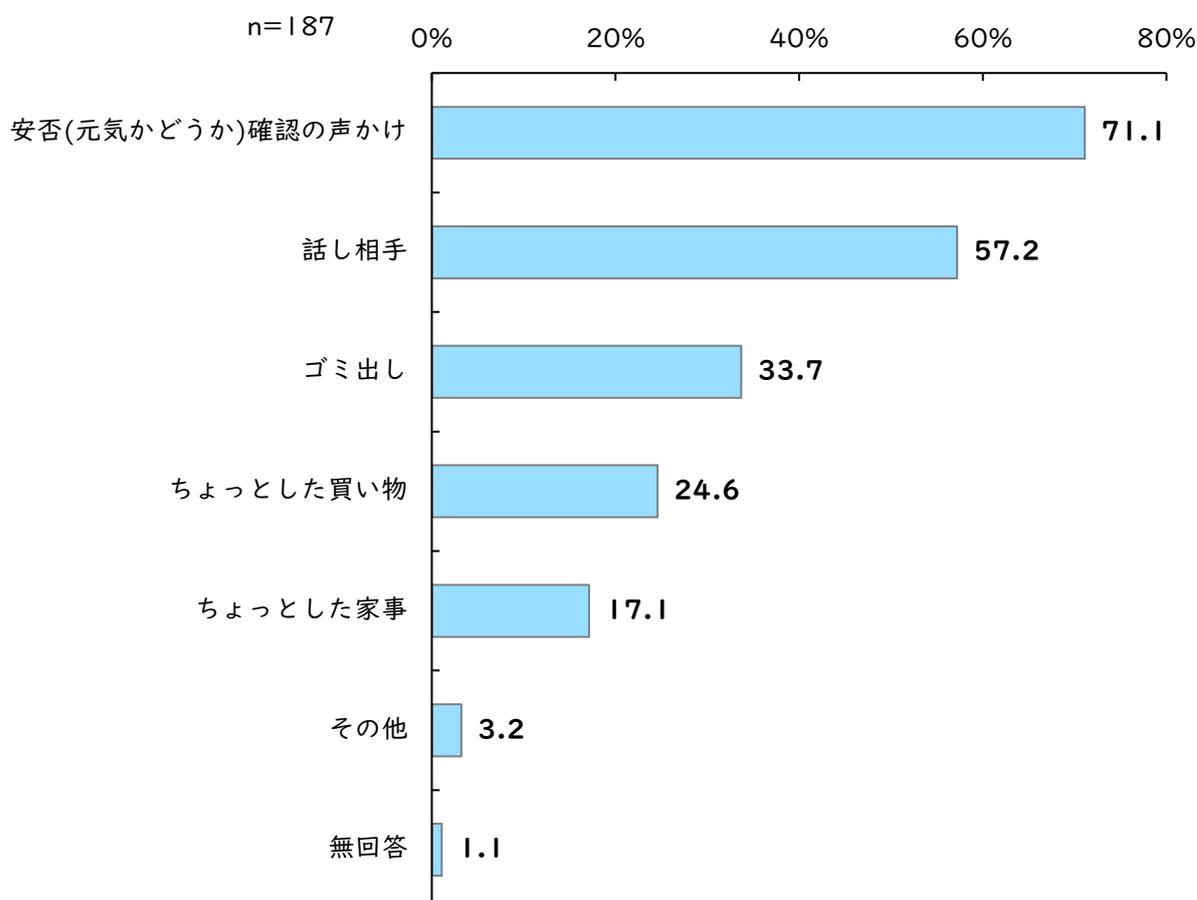
②地域や隣人とのかかわりについて

近所の方へのあいさつは、7割以上の中学生ができています。また、地域で困っている人に手助けできることとして、「安否確認の声掛け」や「話し相手」等の割合が高くなっています。

◆あなたは、近所の方へあいさつや会話をどの程度していますか。(○は1つ)



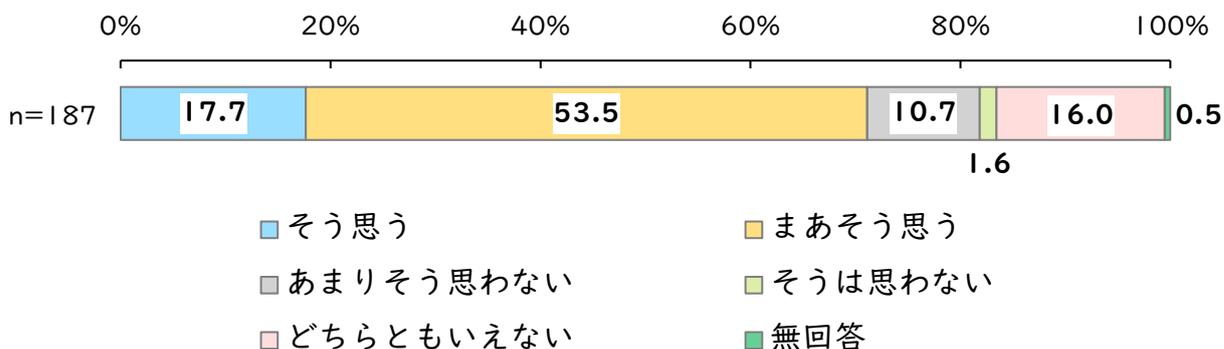
◆地域で困っている世帯（一人暮らしの高齢者等）があった場合、あなたが手助けできることは何ですか。(○はいくつでも)



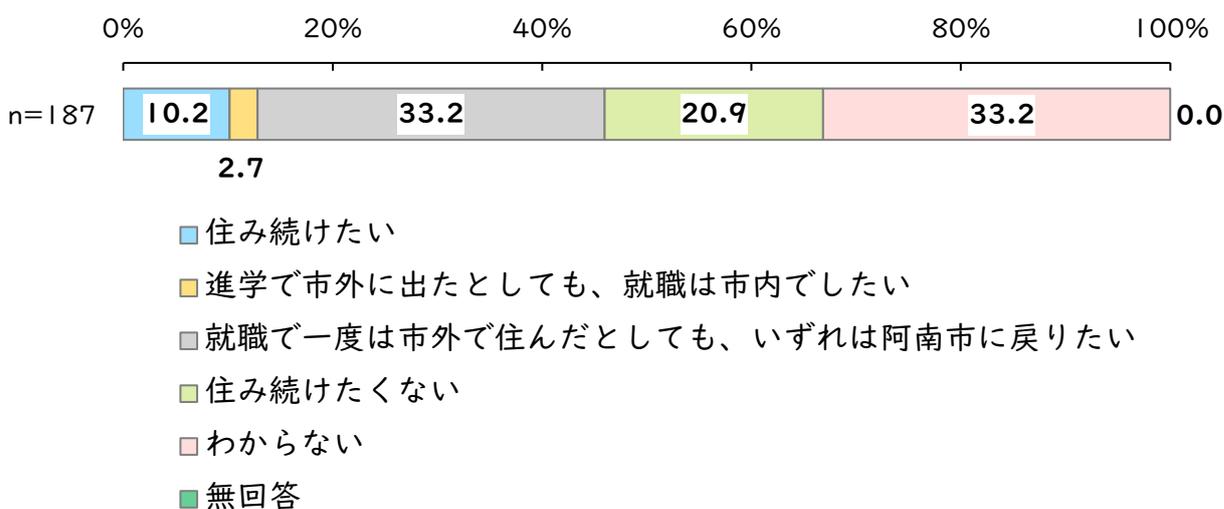
③阿南市のイメージについて

7割以上の中学生が、「阿南市は助け合いのある思いやりのあるまち」だと感じています。そのような阿南市に住み続けたいかどうかについては、「住みたい（住み続けたり、Uターンも含む）」が約半数、「わからない」が3割となっています。

◆あなたは、阿南市が助け合いのある思いやりのあるまちだと感じますか。(○は1つ)



◆あなたは、大人になっても阿南市に住み続けたいですか。(○は1つ)



4 団体ヒアリング調査結果

(1) 調査の概要

- ・期間 : 令和2年8月3日から令和2年8月28日まで
- ・対象者 : 阿南市内の地域福祉関係団体
- ・方法 : 郵送による配布と回収
- ・件数 : 60件
- ・回収数 : 49件 (回収率 : 81.7%)

(2) 団体ヒアリング調査結果の概要

①活動分野について

団体・事業所の活動分野は、「高齢者支援」、「子育て支援・母子福祉」、「障がい者支援」、「健康づくり・医療」が上位回答になっています。

②抱えている課題について

団体・事業所の課題は、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「活動のマンネリ化」、「新しいメンバーが入らない」が多くなっています。

防災・減災への取組は、活動できている団体・事業所とできていない団体・事業所が、ほぼ同数となっています。

③地域で福祉活動を推進するための取組について

7割以上の団体・事業所が、地域住民が参加できるイベントを開催する等、地域との交流を図っています。また、地域の行事や集まりにも、8割が参加しています。

一方で、地域の課題やニーズについては、半数の団体・事業所は把握できているものの、4割は把握できておらず、約1割が「把握する方法が分からない」と回答しています。

④地域での連携等について

7割以上の団体・事業所が、地域福祉において担うことができる役割として、「関係機関との連携・情報共有」を挙げています。実際、他の団体等と活動や事業の日常的な交流・協力を既に行っている団体・事業所も7割以上です。今後、交流したり協力したいことは、「研修や学習活動を共同で実施」、「事務所を共同で設置する等、運営面での協力」、「活動に関する情報交換」等が上位に挙がっています。

5 第2期計画の評価

各課のヒアリング結果から以下の2点を判定し、第2期計画を評価しました。

- ①各事業の目的と施策の方向との合致性
- ②各事業の推進状況

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	評価
あんしんと福祉でえがく笑顔のまちあなん	1 助け合い、 支え合う、 人と地域づくり	1 ともに支え合う 福祉の意識づくり	1 広報・啓発活動の推進	◎
			2 福祉教育の推進と学習機会の充実	◎
		2 地域福祉の ネットワークづくり	1 地域で顔が見える交流づくり	○
			2 地域活動のネットワークづくり	◎
			3 コミュニティ活動の拠点づくり	○
		3 若い世代からの 地域活動の機会づくり	1 次代を担う世代の参加促進	○
			2 勤労世代の活動の促進	○
		2 福祉活動の推進 と担い手づくり	1 地域福祉の担い手づくり	1 福祉を支える担い手の育成
	2 元気高齢者の活動支援			○
	2 ボランティアの育成と 活動支援		1 ボランティア活動のきっかけづくり	○
			2 ボランティア活動への支援体制の充実	○
	3 地域福祉活動を推進する 組織・人材づくり		1 地域福祉を推進する団体への支援	○
			2 福祉課題に取り組む活動実践者の育成	△
	3 誰もが 利用しやすい 福祉環境づくり	1 きめ細かな 相談支援体制づくり	1 相談支援体制・情報提供体制の充実	◎
			2 苦情解決や権利擁護の推進	○
		2 福祉サービスの充実	1 福祉サービスの充実と利用促進	○
			2 福祉サービス提供の基盤づくり	○
	4 安心して 暮らせる 安全な まちづくり	1 安全・安心なまちづくり	1 災害時の支援体制の充実	○
			2 安全・安心な地域づくり	○
		2 ユニバーサルデザインに よるまちづくり	1 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
2 情報のバリアフリーの推進			◎	

評価の凡例 ◎：実行し、効果が得られた。

○：実行した。

△：実行していない又は改善が必要。

主な評価事項	課題
人権施策基本方針の見直し、障がい者アート展の開催	○阿南市人権フェスティバル等の啓発活動における参加者の固定化。
手話奉仕員養成講習の実施、保護者も含めた福祉教育	⇒・広く市民が関心を得るテーマや開催方法の検討
ふれあいのまちづくりフェア、人権フェスティバル	・活動を継続して市民の人権意識の低下を防ぐ
市内6か所の高齢者お世話センター間の総合調整等	○各種活動を活性化させるための広報の充実。
地域子育て支援センター設置、教育集会所での取組	(男女共同参画出前講座、ボランティア活動等)
阿南市子ども議会、学校での施設訪問・福祉職場体験	○セニヤクラブの参加者減少、活動自体も縮小傾向。
勤労青少年ホームの講座、働き方改革相談会	○高齢者世帯、認知症、在宅での介護が必要な高齢者などの増加に伴う困難事例への対応。
生活支援コーディネーター、朗読ボランティア	○福祉団体(地区社協等)の体制強化に向けた支援拡充。
公民館でのサークル活動、サロンの実施	○互助を基本とした生活支援サービスが創出される体制整備に向けて、介護予防・生活支援サービスの事業拡大と移送支援を可能とする訪問型サービスの開発。
サポートママの会、つどいの広場、学校での福祉教育	○「いきいき100歳体操」「あななんサロン」の実施や高齢者お世話センターと連携した講演会や教室等の実施について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う実施の自粛、世話人等の後継者不足。
ふるさと活性21活動補助	○地域福祉推進プロジェクトチーム設置や民生委員・児童委員協力員制度導入の検討。
阿南市民生委員・児童委員全員学習会	○福祉ニーズの把握や問題解決、福祉サービス利用に伴う苦情を解決するための仕組みづくり。
地区民生委員・児童委員協力員制度の導入	○成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置やネットワークの構築。
児童やDV等の各種相談・支援の充実	○ひきこもり、8050問題等の処遇困難事例への対応。
成年後見制度利用促進基本計画の策定、人権相談継続	○さまざまな生活課題を抱える人への適正な支援。
パンフレット作製、基幹型高齢者お世話センター設置	○住民の防災意識の向上に向けた継続的な情報発信。
福祉事業所の実地指導	○災害時避難行動要支援者支援に向けた個別計画の作成。
危機管理マニュアル・避難行動要支援者名簿の整備	○災害時避難行動要支援者支援体制の構築。
通学路安全点検、小地域見守りネットワークの構築	
ライブラリーカートの導入、交通安全施設の整備、点字ブロックや手すり等の設置	
「声の広報」発行、市ホームページの読み上げ機能等	

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

(1) 地域福祉の基本視点

①みつける

今後の人口減少や少子高齢化の進行によって、福祉の担い手不足、ひきこもり、老々介護、ダブルケア、一人暮らし高齢者、生活困窮、子どもの貧困問題等、地域の課題はますます複雑化していきます。地域に住む人々がどのようなことに困っているのか、そして、どのような活動が地域で展開されているのかを知ることが重要です。そこで、「地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つける」、「活用すべき地域資源や社会資源を見つける」といった視点が必要です。

②つなげる

一人暮らし高齢者、ひきこもりは地域の中で孤立しやすく、その数は増加傾向にあります。また、老々介護、ダブルケア世帯等では、身近に相談できる人がいない、相談場所を知らないことで不安感を増している世帯もあります。こうした状況の中、「地域の身近なところで相談が受けられる」、「必要なサービスを必要な人や家庭につなげる」、「多様なサービス同士をつなげる」といった視点が必要です。

③支え合う

「みつける」→「つなげる」→そして、地域福祉活動への住民参加、世代間・地域間の見守りや交流が進み、住民・団体・事業者・行政が対等な立場で支え合いを推進していくことが必要とされており、「自助・互助・共助・公助によって地域を支え合う」といった視点が必要です。

(2) 地域福祉の課題

1 複雑化・複合化する地域生活課題に対応する包括的な相談支援体制づくり

地域社会の問題について、アンケート結果では、ひとり親家庭の自立支援、ひきこもりやニートの問題、認知症の人とその家族への支援、刑務所や少年院から出た人の社会復帰、子どもの貧困問題に関して意識が高くなっています。

一人暮らし高齢者や要介護等認定者、障害者手帳所持者等、日常生活の中で支援を必要とする人だけでなく、子育てと介護が同時に必要な世帯や高齢の親と障がいのある子どもが同居する世帯等、世帯への支援も含めて生活課題が多様化・複雑化しています。

また、地域の中での孤立、ひきこもり、自殺、虐待、DV、生活困窮等、社会環境が変化する中で顕在化してきた問題が懸念されるなど、身近な地域における支え合い体制の充実が今後一層求められています。

アンケート結果では、行政に身近な場所で相談できる窓口を増やすことを期待しており、住民のニーズに沿った相談利用を促進するため、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決する制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的な相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

2 地域共生社会構築のネットワークづくり

地域活動への参加について、アンケート結果では、参加できていない方が半数以上を占めています。参加していない理由に、地域内での活動の情報がない、一人では参加しにくい、介護で時間が取られる等の意見が出されています。

阿南市に住み続けたい人は7割を占める中、半数以上の方が日常生活の不安に自分や家族の健康を挙げており、自分らしく住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者、障がい者、児童、その他さまざまな事情から福祉サービスが必要となっても、これまでの家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化等あらゆる分野の活動に参加できる、相互扶助による支え合いの「地域社会」をつくることが望まれています。

また、地域住民や専門職、さまざまな活動を行う担い手等の地域福祉活動への参加を促進するとともに、高齢者や障がい者の積極的な社会参画を通じて、「支援をする人」と「支援を受ける人」を固定化するのではなく、誰もが、時には助け、時には助けられる、地域社会における「共生」の実現に向けた取組が重要です。

3 福祉サービスの提供体制の充実

団体アンケートでは、活動を行う上で困っていることについて、支援を必要とする人の情報が得にくいという回答が最も多くなっています。

一方、地域の福祉サービスのニーズに対応するためには、各福祉関係計画に基づく事業の利用が前提となるため、利用促進のための情報提供活動とあわせて、各福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

また、福祉サービスの利用者は、サービスに不満があっても直接事業者に伝えにくいことや相談先が分からないことがあります。

そのため、苦情相談窓口の周知を図るとともに、寄せられた苦情等の意見を基に、事業者がサービスを改善していく仕組みを充実させていくことが必要です。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、本人の希望や状況に応じた福祉サービス等を提供するための相談窓口を整える等、適切に利用できる環境づくりが必要です。また、高齢や障がいがあること等で判断能力が低下した場合でも、権利が保護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

4 見守りの強化

ご近所の見守りについて、アンケート結果では、近所に見守りが必要な人がわからないが最も多い回答になっています。ご近所から頼られた場合、安否確認の声掛けができると回答した人が6割となっています。

一人暮らしの高齢者等は、買い物代行や電球交換等のちょっとした支援が必要なことがあります。住民同士の関係の希薄化により、こうした頼みごともしづらくなっています。

また、近年はひきこもり、生活困窮、自殺、ダブルケア、8050問題等、誰にも相談できずに問題を抱え込み、事態の深刻化を招くケースもあります。こうした事態への対応は、早期発見・支援が重要となるため、地域でのあらゆる人や関係機関で見守りの強化に努めていく必要があります。そして、相談や通報等を早い段階で行うように周知するとともに、関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

5 災害への対応

日常生活が不自由になった際に必要とする近所の手助けについて、アンケート結果では、災害時の手助けが最も多い回答になっています。災害時の備えでは、日頃からのあいさつ、声掛けや付き合いが挙げられています。

各家庭や地域において、災害への備えの充実を図るとともに、災害時に支援を必要とする人の把握と、支援体制の整備が必要となります。

また、防災訓練等、地域での防災活動の周知を図り、高齢者や障がいのある人等、より多くの地域住民の参加を促進し、災害に備えた地域防災力の強化、配慮を要する人や世帯への支援等、行政と地域が一体となり、自助・互助・共助・公助の取組を図っていく必要があります。

6 ボランティア育成

福祉サービスに対する需要は今後、ますます増加・多様化すると考えられることから、それを支える担い手の確保・育成は喫緊の課題です。事業所へのヒアリング結果では、人手不足であること、採用活動しても応募が無い現状が挙げられています。福祉の担い手を確保するためには、福祉教育や「地域福祉」の普及・啓発を推進し、世代等に捉われない新たな担い手の発掘を行う必要があります。

今後、充実した地域社会を築くためには、地域社会を支える担い手づくりは欠かせません。あらゆる世代に対しての地域福祉活動やボランティア活動の参加の促進、生涯にわたる福祉意識の普及も必要となります。また、福祉の担い手を限定せず、民間事業者やNPO等、多様な組織の福祉活動への参画も重要です。

2 基本理念

第2期計画では、第1期計画の目指す方向を踏襲し、「人権尊重」「市民主体」「利用者本位」「社会的援護を必要とする人々への支援」を基調に地域福祉を推進してきました。

本計画においては、第2期計画の目指す方向を踏襲し、あらゆる助け合いによって、「あんしん」を持ち、市民一人ひとりが自分らしく活躍し、阿南市が「笑顔のまち」となることを目指し、「あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん」という第2期計画の基本理念を継承します。

あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん

また、本計画は阿南市総合計画 2021▶2028 が推進する「持続可能なまちづくり」を目指し各施策を展開します。



3 基本目標

基本目標 1 助け合い支え合う人と地域づくり

基本視点 支え合う

地域福祉の出発点として、同じ地域に住む住民同士が顔見知りとなり、日常的なつながりの中から互いに認め合い、支え合えるよう、福祉や人権に関する意識づくりやさまざまなふれあいの機会づくりを進めます。

そのような人々のつながりが、支援が必要な人の見守りや緊急時の支援、生活環境や防犯・防災上の問題等、地域の課題に対応し、住民一人ひとりが課題の解決に向けて主体的に活動できるようなまちづくりを進めます。

また、若い時期からの教育や啓発を通じて、社会参加や活動の場の確保等の支援に努め、福祉活動の更なる推進、活性化を図ります。

基本目標 2 福祉活動の推進と担い手づくり

基本視点 みつける

地域福祉の主役である住民が、福祉活動の担い手として積極的に活動に参加できるよう、ボランティア活動等に参加するきっかけづくり等、福祉活動の担い手の発掘・育成を進めます。

また、福祉活動等に取り組む団体・組織等への支援や、人材育成のための支援を充実する等、地域福祉の「輪」を広げます。

そして、地域の課題や支援を必要としている人が埋もれないように、見守りを強化するネットワークをつくります。

基本目標 3 誰もが利用しやすい福祉環境づくり

基本視点 つなげる

地域の住民、地区社会福祉協議会、関係機関・団体、ボランティア、行政等の連携を通じて、一人ひとりが抱えている悩みや支援の必要な状況にきめ細かく対応できる仕組みづくりを進めます。

特に、身近に相談が受けられる体制づくりや、必要な情報がわかりやすく伝わる仕組みづくりを進めるとともに、孤立、虐待、ひきこもり等、さまざまな福祉課題への対応に取り組むため、地域、関係機関、行政等、連携体制の構築を図り、相談や福祉サービスの提供へつなげていきます。

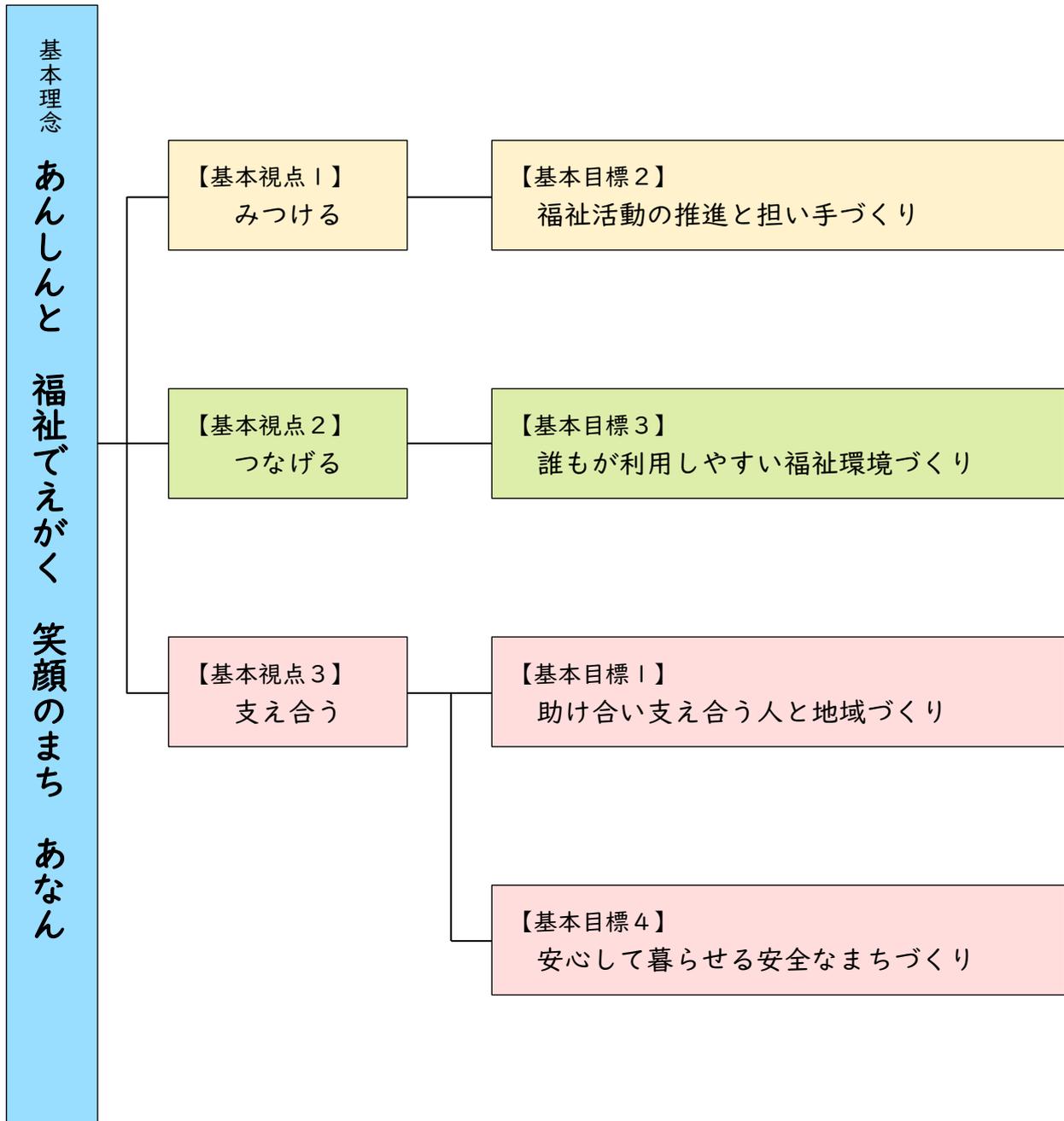
基本目標 4 安心して暮らせる安全なまちづくり

基本視点 支え合う

住み慣れた地域で誰もが安全に安心して生活できるよう、災害時や緊急時に適切に対応できるよう防災体制や要配慮者の避難支援の充実に努めるとともに、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

4 施策の体系

■ 基本理念・基本視点・基本目標の体系図



■基本目標と施策の展開・SDGsの目標一覧

基本目標 1 助け合い支え合う人と地域づくり	
基本施策 1 ともに支え合う福祉の意識づくり	
       	【主要な施策】 (1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉教育の推進と学習機会の充実
基本施策 2 地域福祉のネットワークづくり	
     	【主要な施策】 (1) 地域で顔が見える交流づくり (2) 地域活動のネットワークづくり (3) コミュニティ活動の拠点づくり
基本施策 3 地域活動の機会づくり	
     	【主要な施策】 (1) 次代を担う世代の参加促進 (2) 勤労世代の活動の促進

基本目標 2 福祉活動の推進と担い手づくり

基本施策 1 地域福祉の担い手づくり



【主要な施策】

- (1) 福祉を支える担い手の育成
- (2) 元気高齢者の活動支援

基本施策 2 ボランティアの育成と活動支援



【主要な施策】

- (1) ボランティア活動のきっかけづくり
- (2) ボランティア活動への支援体制の充実

基本施策 3 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり



【主要な施策】

- (1) 地域福祉を推進する団体への支援
- (2) 福祉課題に取り組む活動実践者の育成
- (3) 見守り体制の強化

基本目標3 誰もが利用しやすい福祉環境づくり

基本施策1 きめ細かな相談支援体制づくり



【主要な施策】

- (1) 相談支援体制・情報提供体制の充実
- (2) 苦情解決や権利擁護の推進
- (3) 再犯防止への支援
(阿南市再犯防止推進計画)
- (4) 自殺予防対策の推進
- (5) 生活困窮者への支援
- (6) 子どもの貧困対策の推進

基本施策2 福祉サービスの充実



【主要な施策】

- (1) 福祉サービスの充実と利用促進
- (2) 福祉サービス提供の基盤づくり

基本目標 4 安心して暮らせる安全なまちづくり

基本施策 1 安全・安心なまちづくり



【主要な施策】

- (1) 災害時の支援体制の充実
- (2) 安全・安心な地域づくり

基本施策 2 ユニバーサルデザインによるまちづくり



【主要な施策】

- (1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- (2) 情報のバリアフリーの推進

■阿南市地域福祉計画は、持続可能な開発目標SDGsと一体的に推進します。

◎阿南市のSDGsの取組

本市では、令和3年度から阿南市総合計画の下、地方創生の取組を推進していくこととしており、総合計画の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、SDGsを一体的に推進しています。地域福祉計画も福祉分野の上位計画として位置付けられ、各施策分野において、SDGsの目指す10のゴールを関連付けます。

【SDGs 17の目標】



※ [] は地域福祉計画で推進する分野です。

◎地方創生におけるSDGs達成に向けた取組の推進の意義

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されています。

■SDGsの解説

ゴール	説明及び自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【ゴール1】 貧困をなくそう 【目標1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【ゴール2】 飢餓をゼロに 【目標2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【ゴール3】 すべての人に健康と福祉を 【目標3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【ゴール4】 質の高い教育をみんなに 【目標4】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ゴール5】 ジェンダー平等を実現しよう 【目標5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【ゴール8】 働きがいも経済成長も 【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【ゴール10】 人や国の不平等をなくそう 【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>

ゴール	説明及び自治体の果たし得る役割
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【ゴール11】 住み続けられるまちづくりを 【目標11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【ゴール16】 平和と公正をすべての人に 【目標16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>【ゴール17】 パートナーシップで目標を達成しよう 【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

第4章 施策の展開

基本目標1 助け合い支え合う人と地域づくり

基本施策1 とともに支え合う福祉の意識づくり

地域に住むすべての人が、地域の問題や課題に関心を持ち、お互いに協力しながら解決を図っていくことが求められています。

そのため、地域における高齢者や障がいのある人、子育て支援等への理解を促進するとともに、地域の生活課題の解決に向けて地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発を推進します。また、近所付き合いや自治会等への加入を始めとした地域活動への参加や、地域の中での交流を促進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

■住民・地域による取組

- 地域で助け合い、支え合う地域福祉の意識を持ちましょう。
- 地域の福祉について、自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちましょう。
- 誰もが暮らしやすいまちになるよう、地域の問題や課題について関心を持ちましょう。
- 地域の中で自分にできることはないか、考えてみましょう。
- 地域行事や活動、各種ボランティア活動等に関心を持ち、参加しましょう。

■関係機関の取組

- 社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベント等の機会をつくります。
- 地域での行事やイベント等を実施する際に協力・支援します。
- 支援の必要な方に配慮した行事やイベントの開催を検討します。
- 福祉に対する市民意識の醸成を図るため、ボランティア活動やNPOに関する情報提供体制を充実します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
地域共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者への理解の促進を図るため、人権教育・啓発の推進を総合的かつ効果的に実施します。	福祉課 人権教育課
「阿南市人権尊重のまちづくり条例」や「阿南市人権施策基本方針」に基づき、「広報あなん」や市のホームページ・SNSによる広報や市民参画による「阿南市人権フェスティバル」を開催します。	人権・男女参画課

(2) 福祉教育の推進と学習機会の充実

■住民・地域による取組

- 福祉について、自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちましょう。
- 家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
- 地域の学習会・勉強会等に積極的に参加しましょう。
- 地域の課題を解決するために、社会福祉協議会や市が開催する福祉講座等へ積極的に参加しましょう。

■関係機関の取組

- 日常の活動や他団体との連携を通じて、福祉学習の機会を提供します。
- 学校や地域、各種団体が取り組む福祉学習を支援します。
- シルバー大学校で、地域福祉のリーダーを養成します。
- 地域の福祉活動と連携した実践的な学習プログラムづくりに取り組みます。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
車いすやアイマスク等を用いた疑似体験等、学校における福祉教育を推進します。	学校教育課
女性団体との連携・調整を図り、女性の人権や男女共同参画社会の実現のための学習・研修活動を推進します。	人権・男女参画課
人権教育・啓発の推進拠点を整備し、市民の学習・交流機会の提供に努めます。	人権・男女参画課 人権教育課
人権啓発事業、男女共同参画出前講座の講師派遣等、人権学習機会の提供と啓発に努めます。	
市民を対象とした福祉懇談会の充実や実践的な福祉学習講座を推進します。	福祉課
すべての人が生きがいを高めるための文化、スポーツ、趣味、ボランティア活動等に関する情報提供を行います。	福祉課 介護・ながいき課 生涯学習課 スポーツ振興課
P T A会員を対象とした家庭教育と、健全育成に関する研修会を開催し、家庭における教育力の向上に努めます。	生涯学習課

基本施策2 地域福祉のネットワークづくり

地域福祉への幅広い住民の参画と協力を促すためには、関係する組織や団体等の交流や連携を強化し、地域における福祉ネットワークの構築を図ることが大切です。

誰もが地域と「つながり」を持てる地域社会の構築に向けて、さまざまな生活課題や要望、福祉課題を効果的に把握できるようなネットワークづくりを推進します。

また、見守り活動、訪問活動等を通じて発見される、福祉サービスを受けたいと思いつながりながら受けられない人や、地域から孤立してしまっている人を地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを図ります。

(1) 地域で顔が見える交流づくり

■住民・地域による取組

- 普段からお互いにあいさつをし、声を掛け合しましょう。
- 地域の子ども会や老人クラブ等、交流の場に積極的に参加しましょう。
- 回覧板等は、なるべく手渡しして声を掛けましょう。
- 地域での行事やイベントには積極的に参加し、地域のさまざまな人との交流を持ちましょう。
- 隣近所の一人暮らし高齢者等の話し相手になる等、交流を深めましょう。

■関係機関の取組

- 地域住民の交流を図るイベントの開催や運動会、文化祭、夏祭り等、地域の各行事に協力します。
- 公民館事業への協力を通じて、地域住民との交流や地域福祉の充実を図ります。
- 高齢者の閉じこもり等を防ぐため、茶話会等を開き、交流や親睦の機会をつくり出します。
- 友愛訪問を通じて高齢者の交流を深めます。
- 地域での声掛けや見守りの活動を支援します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
「ふれあいのまちづくりフェア」等、交流の機会や協働活動の機会をつくり出します。	福祉課
地域の実情を踏まえてニーズの掘り起こしや、ニーズに合ったサービスを地域資源として発掘し、福祉のネットワークの更新を図ります。	
阿南市セニヤクラブ連合会への業務委託により、高齢者と子どもの世代間交流を推進しています。	介護・ながいき課

(2) 地域活動のネットワークづくり

■住民・地域による取組

- ご近所と知り合いになりましょう。
- ご近所同士で助け合い、支え合う意識を育てましょう。
- 地域の見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 地域行事への参加を身近な人に呼び掛けましょう。
- 市や社会福祉協議会、各種団体等が発信する地域活動情報を入手し、活動に参加しましょう。

■関係機関の取組

- 各種団体や関係機関との連携を図り、活動を通じて福祉の充実を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域の福祉課題を踏まえ、明るい・住みよい地域を目指して福祉事業の推進を図ります。
- 地域住民の見守りネットワークを築き、一人暮らし高齢者の訪問や声掛けを実施します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
民生委員・児童委員等への福祉制度の情報提供や研修、情報交換等の充実による活動の支援を強化します。	福祉課
高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「地域包括ケアシステム」の実現に向けたネットワークづくりへの取組を推進します。	介護・ながいき課



(3) コミュニティ活動の拠点づくり

■住民・地域による取組

- 公民館や隣保館を始め、身近な公共施設を積極的に活用しましょう。
- 地域での集まりに積極的に参加しましょう。

■関係機関の取組

- コミュニティ施設の有効活用を進めるとともに、貸しスペースの利用者による運営を支援します。
- 保有する施設・設備等を地域や各種団体が行うイベントでの開放に努めます。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
社会福祉協議会等の福祉団体の体制を強化・充実するための支援を拡充し、活動の拠点づくりを進めます。	福祉課
ボランティアやNPOの活動・交流の拠点となる場の確保に努め、地域住民の自発的な活動を支援します。	
世代や属性を超えて交流できる拠点の整備や、既存の拠点同士の連携を推進し、地域における活動の活性化を図ります。	
地域子育て支援センターにおいて、子ども同士や保護者間のふれあいを図るとともに、育児講座等の開催や相談、情報提供等を行います。	こども課
高齢者の健康増進や外出促進、生きがいづくりを支援するため、健康相談や趣味活動に気軽に参加できる交流の場の拠点施設として老人いこいの家等を提供します。	介護・ながいき課
それぞれの教育集会所において人権意識を高めるための活動やイベントに取り組みます。	人権教育課
それぞれの隣保館において、生活指導、社会福祉及び保健衛生に関する事業等を行うことにより、近隣地域住民の生活の改善、向上を図ります。	人権・男女参画課

基本施策3 地域活動の機会づくり

住民一人ひとりの主体的な学習活動や文化活動の充実による社会参加の機会づくりの促進を始め、本市の次代を担う若い世代の力を生かした福祉活動の機会づくりに努めます。

(1) 次代を担う世代の参加促進

■住民・地域による取組

- 地域活動や行事、イベント等へ積極的に参加しましょう。

■関係機関の取組

- 子どもの意見や力が反映される地域づくりを進めます。
- 地域活動、行事・イベントの企画や、参加の呼び掛けを行います。
- コミュニティ新聞やホームページづくり等、活動情報を発信します。
- 関係機関と連携を図りながら、ボランティアの育成や活動を支援します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
地域との交流機会の充実を図るとともに、地域の課題について学ぶ教育・保育活動を推進し、地域福祉への関心を高めます。	学校教育課 こども課 福祉課



(2) 勤労世代の活動の促進

■住民・地域による取組

- 地域活動や行事、イベント等へ積極的に参加しましょう。
- 地域福祉活動に参加するだけでなく、リーダーとして活躍できるようになりましょう。

■関係機関の取組

- 地域活動、行事・イベントの時間や曜日の設定を工夫し、勤労者も参加しやすい環境をつくれます。
- 企業に地域活動や行事・イベントへの参加を呼び掛けます。
- ワーク・ライフ・バランス^{※1}の推進、ボランティア休暇や休職制度の導入及び利用を促進します。
- 企業として地域活動に参加する等、従業員が参加する機会づくりに努めます。
- 地域活動の参加希望者と各種団体をつなげる取組を行います。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスの理念の普及・啓発を行います。	商工観光労政課 企業振興課
企業によるボランティア休暇・休職制度の普及を促進します。	企業振興課



【用語解説】

※1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と言い換えることもできます。仕事と生活の調和が実現した社会とは、住民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことです。

基本目標 2 福祉活動の推進と担い手づくり

基本施策 1 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進し、安定的な地域活動を続けていくためには、地域におけるさまざまな福祉活動を支える人材の確保・育成が必要となります。

地域活動を活性化させることは、地域におけるコミュニティ活動の充実や参加者の生きがいづくりにもつながるため、地域活動に関する情報を広く住民に周知し、活動参加の促進を図ります。

また、ボランティア活動を始めとした地域福祉を担う人材を発掘・育成し、専門的な知識を得ることで活動への参加意欲を高める取組を行います。

(1) 福祉を支える担い手の育成

■住民・地域による取組

- 社会福祉協議会や市が開催する福祉講座等へ積極的に参加しましょう。
- 自分の培った経験や知識、能力を福祉活動で生かしましょう。

■関係機関の取組

- 学校との連携による実習生の受け入れ等、人材の確保を積極的に進めます。
- 高齢者による子育て支援等の推進を始め、地域の特色に合わせた職種の充実を進めます。
- シルバー大学校を始め、ボランティア体験学習や福祉講座を開催し、地域福祉のリーダーを養成します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
障がい者を対象とした相談窓口で専門職を配置し、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士等の専門職の人材を確保・育成支援を行います。	福祉課
「広報あなん」や市のホームページ・SNS等、多様な媒体による地域福祉に関する広報活動を推進します。	
「生活支援コーディネーター」や「協議体」により、互助を基本とした生活支援サービスが創出され、高齢者の社会参加が推進されるよう取り組みます。	介護・ながいき課

(2) 元気高齢者の活動支援

■住民・地域による取組

- 自治会活動や町内会を始め、地区社会福祉協議会や婦人会、セニヤクラブ、子ども会等の活動に積極的に参加しましょう。
- 市や社会福祉協議会、各種団体等が発信する地域活動情報を入手し、活動に参加しましょう。

■関係機関の取組

- 自治会・町内会、地区社会福祉協議会、婦人会、セニヤクラブ、子ども会等への参加を呼び掛けます。
- 中高年を対象とした地域活動実践講座を開催します。
- PR活動による地域への協力の呼び掛けや会員増に努めるとともに、地域組織活性化事業を推進します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
阿南市セニヤクラブ連合会への業務委託により、高齢者と子どもの世代間交流を推進しています。(再掲)	介護・ながいき課
高齢者の健康増進や外出促進、生きがいづくりを支援するため、健康相談や趣味活動に気軽に参加できる交流の場の拠点施設として老人いこいの家等を提供します。(再掲)	
高齢者の社会貢献活動等の推進、多様な交流の場の提供等、生きがいづくりと社会参加の推進事業に取り組みます。	介護・ながいき課 生涯学習課



基本施策2 ボランティアの育成と活動支援

「広報あなん」や市のホームページ・SNS等を通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体や活動内容の紹介に努めます。

地区社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、ボランティア活動に必要な基本知識や、技能を習得するための講座の開催等を始め、情報提供等、さまざまなボランティアの育成・確保に努めます。

(1) ボランティア活動のきっかけづくり

■住民・地域による取組

- ボランティア活動の機会があれば、気軽に参加してみましょう。
- 自分のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
- 福祉に関する学習機会を利用して、専門的な知識や技術の習得に努め、地域活動に生かしましょう。
- 民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に参加・協力しましょう。

■関係機関の取組

- 「社協だより」やホームページ等を活用したボランティアの募集、呼び掛け等の情報を提供します。
- 参加しやすい雰囲気づくり等、ボランティア養成講座の充実を図ります。
- 児童・生徒を対象としたボランティアスクールを開催します。
- 企業として地域活動に参加する等、従業員が参加する機会づくりに努めます。
- 福祉施設で積極的なボランティアの受け入れを行います。
- 社会福祉大会やボランティアフェスティバル等のイベントで、ボランティア活動の紹介や表彰を行います。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
小中学校における福祉教育の支援や市民への福祉教育の普及・啓発等を担う実践者を育成します。	福祉課
子育て中の親子を支援するボランティア「サポートママ」を始め、子育て中の親子を支援できるボランティアを育成します。	保健センター

(2) ボランティア活動への支援体制の充実

■住民・地域による取組

- 福祉について、自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちましょう。
- 家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
- 地域の学習会・勉強会等に積極的に参加しましょう。
- 社会福祉協議会や市が開催する福祉講座等へ積極的に参加しましょう。

■関係機関の取組

- 日常の活動や他団体との連携を通じて、福祉学習の機会を提供します。
- 学校や地域、各種団体が取り組む福祉学習を支援します。
- シルバー大学校を始め、ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。
- 地域の福祉活動と連携した実践的な学習プログラムづくりに取り組みます。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
ボランティア活動や交流の拠点となる場の確保に努め、各種の活動が円滑に展開できるよう、ネットワークの強化を促進します。	福祉課
就業者におけるボランティア休暇やリフレッシュ休暇等の取得促進に向けた広報・啓発活動を実施します。	商工観光労政課 企業振興課



基本施策3 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

継続的な地域福祉の推進のためには、住民主体の地域活動を支援し活性化させ、地域において住民が積極的に活動参加できる環境をつくることが重要です。

自治会、社会福祉協議会を始め民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO団体、住民主体のグループ等、地域福祉を推進する各種団体や組織への市民の積極的な参加・参画を促すなど、地域福祉活動を推進する組織・人材づくりを支援します。

(1) 地域福祉を推進する団体への支援

■住民・地域による取組

- 社会福祉協議会や各種団体等が行う活動への理解を深めましょう。

■関係機関の取組

- 地域福祉を充実させていくために、さまざまな側面から活動の支援を行います。
- 地域指導者の研修等を通じて、組織活性事業を展開します。
- 日本赤十字社事業のさまざまな活動を支援します。
- 歳末助け合い募金や共同募金、赤い羽根募金等の活動を支援します。
- 当事者組織や各種団体間の交流機会、意見交換の場を設けます。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
社会福祉協議会による地域福祉の推進に向けた事業や活動について、連携した取組を推進します。	福祉課
民生委員・児童委員への情報提供や研修、他の機関や団体との連携を支援します。	
民生委員・児童委員の活動を支援するために、民生委員・児童委員協力員制度の導入を検討します。	

(2) 福祉課題に取り組む活動実践者の育成

■住民・地域による取組

- 地域の一員であるという意識を持ち、町内会や自治会等の地域活動に参加・協力しましょう。
- 町内会や自治会等のコミュニティ団体の役員を引き受けることや、行事の準備を手伝う等、積極的に関わらしましょう。
- 市民活動グループへの参加や、仲間とグループの立ち上げを考えてみましょう。

■関係機関の取組

- 社会福祉協議会の実施する事業への協力及び支援を通じて、ボランティア活動の振興に努めます。
- 社会福祉協議会と連携し、地域の福祉課題を踏まえ、明るい・住みよい地域を目指して事業の推進を図ります。
- 社会奉仕の精神に基づき、民生委員・児童委員として住民の立場から、さまざまな地域福祉活動を推進します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
地域福祉推進のために全庁的な体制整備を行います。	福祉課
民生委員・児童委員の活動を支援するために、民生委員・児童委員協力員制度の導入を検討します。(再掲)	
要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合い体制づくりを推進します。	介護・ながいき課
認知症サポーターによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を図る取組を実施し、認知症の人や家族の身近な生活支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みを整備します。	

(3) 見守り体制の強化

■住民・地域による取組

- 隣近所同士、あいさつを交わしましょう。
- 周りの人の異変に気が付く人になりましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。

■関係機関の取組

- 地域の身近な支援者との連携強化を図ります。
- 乳幼児から高齢者まで安心した暮らしができるよう民生委員・児童委員、自治会等、地縁組織と日常的な目配りが行き届くよう見守り体制の構築を図ります。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
地域や民生委員・児童委員と連携して、支援が必要な人の把握に努め、情報共有し必要な支援につなげます。	福祉課
生活困窮者や経済的支援が必要な人が必要なサービスや支援を受けられるよう、関係機関と連携を密にし、サービス等の周知徹底に努めます。	
支援が届いていない人・世帯が抱える問題が深刻化する前に、必要な支援に繋がれるよう、相談支援機関の連携、ネットワークを強化します。	
高齢者が気軽に交流できる行事等を充実し、活動の場を広げる機会の提供を行います。	介護・ながいき課
自殺防止やひきこもりの防止等のため相談により必要な関係機関等につなぎます。	保健センター

基本目標3 誰もが利用しやすい福祉環境づくり

基本施策1 きめ細かな相談支援体制づくり

阿南市では分野ごとの相談支援体制の充実を図ってきましたが、少子高齢化や核家族化の進行等によるライフスタイルの変化により、既存の相談体制では解決が難しい、複雑かつ複合的な課題が増加しています。

そのため、課題を抱えている市民を適切な相談機関につなぐことができるよう、相談のあった窓口から必要に応じて適切な相談機関にスムーズに連絡・調整ができる体制の構築が必要です。

地域の支え合いや助け合いを通じて、身近な困りごとの把握に努め、さまざまな相談につなげる体制づくり及び情報提供を進めます。

市の相談窓口における相談支援体制を充実させるとともに、高齢者、障がい者、児童等の各分野の関係機関との連携を更に強化する必要があります。

また、誰もが自分らしく暮らしつつけることができるように、一人ひとりの人権を尊重し、課題を抱えている世帯の早期発見・早期解決に取り組みます。

(1) 相談支援体制・情報提供体制の充実

■住民・地域による取組

- 困ったことがある時は、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談しましょう。
- 福祉サービスの利用等について分からないことは、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- 日頃から「広報あなん」や「社協だより」、市のホームページ・SNS等で、福祉に関する情報を入手しましょう。
- 地域に問題を抱える人や家庭があれば、各種相談窓口につなげましょう。

■関係機関の取組

- あらゆる分野の生活相談に耳を傾け、関連機関と連携して対応し、地域住民と行政とのパイプ役を担います。
- 高齢者お世話センターと協力し、困っている人への支援を図ります。
- 高齢者見守りネットワーク等に参画し、身近な地域で情報提供や相談が可能な環境づくりを行います。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
「広報あなん」や市のホームページ・SNSを活用して、福祉サービスや事業者の情報等の情報提供を促進します。	福祉課 介護・ながいき課
高齢者お世話センターを中心に総合的な相談事業を実施し、不安や悩みの解消、必要なサービスを受けることができるよう支援します。	介護・ながいき課
心身の健康に関して幅広く相談に応じ、関係機関と連携を図ります。	保健センター 介護・ながいき課
妊産婦、乳幼児に対する健康相談や指導を行い関係機関と連携を図ります。	保健センター
「家庭児童相談」「児童虐待相談」「ひとり親家庭の自立相談」等、児童に関する相談を行います。	こども相談室 保健センター
児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携協力の下で対応していくことを目的に協議会を運営し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に関係機関が連携を図りながら取り組みます。	こども相談室
地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談を行います。	こども課
行政相談や法律相談を実施し、市民の困りごとの法的解決を目指します。	市民生活課
消費生活に関する問題解決のための相談を行います。	
「女性のための生き方なんでも相談」において、女性のさまざまな悩みの相談に応じます。 「阿南市配偶者暴力相談支援センター（ぱあとなーあなん）」において、DV 被害者からの相談に応じ、自立まで切れ目のない支援を行います。	人権・男女参画課
犯罪被害者等（風評被害含めて）の心に寄り添い、心身のケアはもとより権利・利益が保護されるとともに、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現のために、警察や当事者団体と連携し、犯罪被害者への理解を深めます。	

(2) 苦情解決や権利擁護の推進

■住民・地域による取組

- 人権について、自ら積極的に学びましょう。
- 福祉サービスについて苦情がある場合は、事業者に伝えましょう。解決できない場合は、身近な相談窓口へ相談しましょう。
- 虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、児童相談所や児童相談所虐待対応ダイヤル「189番」、市役所、警察に相談しましょう。

■関係機関の取組

- 人権についての地域での学習の機会や講習会等の実施を図ります。
- 権利擁護事業の周知や活用促進を図ります。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
福祉ニーズの把握や問題解決に努めるとともに、福祉サービス利用に伴う苦情を解決するための仕組みを検討します。	福祉課
サービス提供事業者に対して、県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審を促進し、サービスの質の確保と向上を図ります。	
阿南市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度の周知と利用促進を図ります。	福祉課 介護・ながいき課
高齢者に対する虐待防止や早期発見、権利擁護に必要な援助等について、高齢者お世話センターを中心として、関係部局と連携して対応します。	介護・ながいき課
人権擁護委員会と連携して人権相談所を開設し、市民が気軽に相談できる機会を提供します。	人権・男女参画課

(3) 再犯防止への支援

阿南市再犯防止推進計画

【現状と課題】

平成16年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）を制定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者等の福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人等が多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。

人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる場づくりが必要です。

【市の取組】

- 1 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」において広報・啓発を実施し、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 2 地域における更生保護の活動拠点である阿南那賀地区更生保護サポートセンターの運営支援等を通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の支援・充実を図ります。
- 3 犯罪や非行をした者等について、徳島保護観察所や矯正施設（徳島刑務所、徳島少年鑑別所等）、コレワーク四国^{※1}等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係機関の支援者・団体や福祉関係機関等との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- 4 本市の広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介する等、市民の再犯防止に関する理解促進を図ります。
- 5 犯罪や非行を未然に防ぐため、徳島法務少年支援センター、警察等関係機関、保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係、学校関係、地域と連携を図り、青少年の健全育成に取り組めます。

【用語解説】

※1 コレワーク四国：犯罪をしたという理由等から、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置された法務省の機関のことで、「矯正就労支援情報センター」とも呼ばれます。

■住民・地域による取組

- 近所の人と困ったことを相談し合える関係を築きましょう。
- 地域の中で課題を抱えた人が孤立しないよう、日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域活動の中で気軽に相談できる機会をつくりましょう。

■関係機関の取組

- 自立への支援に向けた相談業務の充実や連携を図ります。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
「犯罪や非行の防止と、犯罪をした人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助けることへの理解と協力を進める」ことを目指し、関係機関と連携し、社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間において広報・啓発を実施します。	福祉課 人権・男女参画課
更生保護諸活動の拠点となる阿南那賀地区更生保護サポートセンターの充実に向けて支援を行います。	
更生保護関係の支援者・団体、徳島法務少年支援センターとの連携を図ります。 また、再犯防止に向けて重要となる就労については、コレワーク四国の取組を地域の事業所等へ情報提供し、住まいについては、相談支援を行います。	
刑事司法関係機関と保健・医療・福祉関係の連携を構築し、福祉サービスの利用につなげ、再犯防止に努めます。	



(4) 自殺予防対策の推進

■住民・地域による取組

- あらゆる福祉課題について知りましょう。
- 地域の中で課題を抱えた人が孤立しないよう、日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域活動の中で気軽に相談できる機会をつくりましょう。

■関係機関の取組

- あらゆる福祉課題を抱える人への支援に向けた相談業務の充実や連携を図ります。
- さまざまな福祉課題を抱える人への理解促進に努めます。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
阿南市自殺対策計画を踏まえ、市民のこころの健康づくりや自殺を予防する環境づくりを推進します。	保健センター

(5) 生活困窮者への支援

■住民・地域による取組

- あらゆる福祉課題について知りましょう。
- 地域の中で課題を抱えた人が孤立しないよう、日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域活動の中で気軽に相談できる機会をつくりましょう。

■関係機関の取組

- 生活困窮者等、あらゆる福祉課題を抱える方の相談支援を行います。
- 生活困窮世帯へ自立に向けて資金貸付制度の活用を進めます。
- 複雑化する課題を抱えた方への支援は、関係機関と連携し、課題解決を図ります。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
生活困窮者等の支援を必要とする人の把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、訪問による相談支援等あらゆる面からの支援を行います。	福祉課
居住に問題を抱えたり、収入が少ない等、生活が不安定である人に対し、生活困窮者自立相談支援機関と連携して、生活困窮者自立支援事業等の取組を行います。	
障がい者(児)の医療費の一部を助成し、適正な医療機会の確保と経済的負担の軽減を図ります。	
就労に困難を抱えている人に対し、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、ハローワーク等との関係機関と連携し、就労へ向けた支援を行います。	福祉課 商工観光労政課 企業振興課
住宅セーフティネット法に基づき、空き家等を低所得者、高齢者、障がい者等の住宅の確保を要する世帯や単身者のための賃貸住宅として活用することを検討します。	福祉課 住宅課
ひとり親家庭の自立に向け、離婚前相談・就労相談・貸付等の相談、又「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」等を支給することにより総合的な支援を行います。	こども相談室
相談窓口として、ひとり親等に関する各種制度の知識を深め、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。	
ひとり親家庭等の特別な理由で児童の福祉に欠ける場合の受け入れについては、他市町の施設入所への取り次ぎを行う等、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。	
市民税所得割課税額が基準額未満のひとり親世帯については、保育料の減免を行い経済的な支援を行います。	こども課

(6) 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の結果によると、我が国の子どもの貧困率は、平成24年の16.3%から平成30年は13.5%に低下し、やや改善されましたが、おおよそ7人に1人が貧困となる結果でした。国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)を制定しました。令和元年11月に新たに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指数の改善に向けた重点施策等を定めました。

「貧困の連鎖」を断ち切り、次代を担うすべての子どもが、将来に夢と希望を持って成長できるように、子どもの貧困対策が求められています。

【市の取組】

子どもの貧困対策の推進に当たっては、地域福祉において、関連施策を連動させ一体的に推進していくことで、効果的な施策展開を図ります。本市における個別分野の施策を踏まえて、貧困の連鎖を断ち切るため、「教育の支援」「経済的支援」「健康の支援」「居場所づくりの支援」「保護者に対する支援」を柱とした取組を進めていきます。

今後、本市におけるニーズに対応するため、総合的な相談体制の構築を図ります。

■住民・地域による取組

- あらゆる福祉課題について知りましょう。
- 地域の中で課題を抱えた人が孤立しないよう、日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域活動の中で気軽に相談できる機会をつくりましょう。

■関係機関の取組

- 生活困窮者等、あらゆる福祉課題を抱える方の相談支援を行います。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
<p>就学の援助は、教育の機会均等の精神に基づき義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒等の保護者に対し、就学援助費を支給します。子どもの貧困が社会問題となっており、今後も援助を必要とする者の増加が予想されるため、引き続き援助を実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>ひとり親家庭の父母とその扶養する児童、または父母のない児童に対し、医療機関等で診療を受けた場合の医療費（保険内診療）の一部を助成します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>生活に困窮する人に対して、その困窮の程度によって必要な扶助を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。</p>	
<p>ひとり親家庭が抱える子育て・生活・就業・養育費の確保等さまざまな問題に対し、母子・父子自立支援員を配置し相談支援に取り組みます。また、離婚等で父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方を対象に児童扶養手当を支給します。</p>	<p>こども相談室</p>
<p>ひとり親家庭の自立を支援するため、離婚前相談・就労・貸付等総合的事業を実施します。</p>	
<p>相談窓口として、ひとり親等に関する各種制度の知識を深め、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。（再掲）</p>	
<p>ひとり親家庭等の特別な理由で児童の福祉に欠ける場合の受け入れについては、他市町の施設入所への取り次ぎを行う等、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。（再掲）</p>	
<p>児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携協力の下で対応していくことを目的に協議会を運営し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に関係機関が連携を図りながら取り組みます。（再掲）</p>	
<p>家庭での教育問題、心身の発達に関すること、学校生活での問題等の相談に専門の相談員を配置し相談体制をとっています。</p>	

基本施策2 福祉サービスの充実

高齢者福祉、介護保険、障がい福祉、子育て支援等の各サービスについては、それぞれ個別の計画において推進していくこととなります。

今後も利用者の視点に立った、多様なサービスの充実を目指すとともに、利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス提供体制のより一層の充実を図ります。

(1) 福祉サービスの充実と利用促進

■住民・地域による取組

●市や社会福祉協議会等の福祉関係団体が発信する情報を入手し、有効に活用しましょう。

■関係機関の取組

●地域の人への関わりや見守りを行い、サービス利用に結び付いていない人を、市や関係機関につなげます。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
障がい福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスの一層の充実を図ります。	福祉課
生活に困窮する人に対して、その困窮の程度によって必要な扶助を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。(再掲)	
市民が自ら希望する福祉サービス等を適切に選択し、利用できるよう、サービス提供事業者やサービス情報の提供に努めます。	福祉課 介護・ながいき課
介護、介護予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」推進の為、高齢者お世話センターを中核施設とし、包括的な高齢者福祉サービス及び介護保険サービスの提供に努めます。	介護・ながいき課
安心して子育てできるよう、多様なニーズに応じた利用しやすいサービスの提供に努めます。	保険年金課 こども課 こども相談室

(2) 福祉サービス提供の基盤づくり

■住民・地域による取組

- 市で行っている各種福祉サービス等について、「広報あなん」や市のホームページ等を確認し、どのようなサービスがあるか把握しておきましょう。

■関係機関の取組

- 地域で福祉活動を展開する住民活動団体等の育成や発掘・支援を図ります。
- 市民の生活課題等に対して支援できることは、関係機関と連携して支援を行い、解決できない課題等については、関係機関に相談し、支援につなげます。
- サービス提供事業者による自己評価や第三者評価を促進します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
必要とされる福祉サービス等の適切な普及に努めるとともに、サービス提供事業者への指導・助言等により、サービスの質の向上に努めます。	福祉課
民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。	
高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険制度による地域密着型サービスや障がい福祉サービス等の充実を図ります。	福祉課 介護・ながいき課
高齢者への生活機能等に関する調査により、介護予防事業の対象者を把握します。	介護・ながいき課



基本目標4 安心して暮らせる安全なまちづくり

基本施策1 安全・安心なまちづくり

今後、発生が予想される大規模災害を始めとした地震や台風等の災害に対して、安全で安心して暮らせる体制づくりが重要となっています。

特に、災害時に避難が困難な「避難行動要支援者」への対策として、行政と地域が協力し、災害時に地域全体で支援する体制づくりが必要となっており、地域ぐるみの防災対策が求められています。

防災意識の向上に向けた啓発活動を強化するとともに、誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指します。

(1) 災害時の支援体制の充実

■住民・地域による取組

- 日頃から防災用品・避難場所・避難経路等を確認しましょう。
- 防災知識を身に付けましょう。
- 最低3日分の食料や水を備蓄しましょう。
- 災害時等に日頃の状況やどのような支援が必要かを周囲に伝えるため、「救急安心カード」を活用しましょう。

■関係機関の取組

- 高齢者や障がい者、一人暮らし高齢者等を災害から守るため、関連する活動を実施します。
- 災害時のボランティア活動、見守りや避難支援等を実施します。
- 災害時の避難の際、隣近所で声を掛け合います。
- 地域の防災訓練への参加や自主防災組織の活動に協力します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
<p>「広報あなん」や市のホームページ・SNS、パンフレット等による防災に関する広報・啓発活動を充実し、市民の防災意識の向上を図ります。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>高齢者・障がい者・乳幼児等に配慮した避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄品の充実等、被災後の生活支援体制の充実に努めます。</p>	
<p>災害時避難行動要支援者支援に向けて、地域の避難支援者等と情報を共有し、避難支援プラン（個別計画）の作成に努めます。</p>	<p>危機管理課 福祉課 介護・ながいき課</p>
<p>多様な情報伝達方法を整備し、高齢者や障がい者に配慮した災害情報や緊急情報の伝達手段を確保します。</p>	
<p>保育所・幼稚園・小学校・中学校等において、毎年、危機管理マニュアルの見直しを行い、避難計画等に従って、計画的に防災教育及び訓練を実施します。</p>	<p>危機管理課 こども課 学校教育課</p>



(2) 安全・安心な地域づくり

■住民・地域による取組

- 日頃から防犯や交通安全に関心を持ち、さまざまな情報を収集しましょう。
- 地域の防犯活動や交通安全活動等に積極的に参加しましょう。
- 交通マナーを守りましょう。

■関係機関の取組

- 防犯や交通安全活動等に、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- ボランティアや関係機関との連携による見守り活動を促進します。
- 防犯意識を高める講演会や研究会等を実施します。
- 地域の防犯ネットワークづくりを検討します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
「広報あなん」や市のホームページ・SNS、パンフレット等による犯罪や防犯に関する広報・啓発活動を充実し、市民の防犯意識の向上を図ります。	市民活動支援室
地域の交通安全活動の促進を支援します。	
関係機関と連携した安全指導の強化、子ども・高齢者を中心とした安全教育の推進を図ります。	
各種団体やボランティアによる地域の防犯パトロールを促進し、子どもの登下校の見守りや住民の防犯意識の喚起・向上を図ります。	市民活動支援室 危機管理課
登下校における交通安全と犯罪・自然災害による被害から児童・生徒を守るため、各部署と協働した通学路の合同点検を実施し、より一層の安全確保を図ります。	学校教育課
地域住民やボランティア、社会福祉協議会等との連携による、子どもや一人暮らしの高齢者、障がい者等の見守り活動の充実を図ります。	介護・ながいき課 福祉課 こども課

基本施策2 ユニバーサルデザイン※1によるまちづくり

高齢者や障がい者、小さな子どもがいる世帯を始め、すべての人が社会に参加できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備等が必要となっています。

誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取組を推進します。

誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化の推進に努めます。

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

■住民・地域による取組

- 歩行者等の妨げとなる違法駐車や違法駐輪等を行わないようにしましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供しましょう。

■関係機関の取組

- 道路の危険箇所を始め、移動の際に介助や支援が必要な場所の把握・点検を行い、地域で可能な改善に取り組みます。
- 放置自転車や商品のはみ出し等、通行妨害の解消や補助犬の受け入れを行います。
- 鉄道駅舎のバリアフリー化やバス停留所の改良、低床バスの導入等、公共交通が利用しやすい環境づくりに努めます。



【用語解説】

※1 ユニバーサルデザイン：年齢・性別・国籍・能力等の違いにかかわらず、できるだけ多くの人
が利用できることを目指した建築・製品・情報等の設計（デザイン）
のことです。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
良好な居住環境の確保を目指し、安全で世代や地域の交流が図れる住まいづくりを進めていきます。	住宅課
市民が安心して利用できる、安全な道路交通環境の整備に取り組めます。	土木課
ユニバーサルデザインの考えに基づき、市民のニーズを踏まえた道路や施設のバリアフリー化及び利用者への意識啓発を図ります。	土木課 図書館 公共建築課
すべての利用者に配慮し、公共的施設等におけるバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの導入促進を図ります。	図書館 公共建築課
公共施設の新設時等において、高齢者や障がいのある人等、誰もが安心して利用、移動、社会参加できるような設計・建設を行います。	

(2) 情報のバリアフリーの推進

■住民・地域による取組

- 自分の気持ちを伝えることが困難な人や、困っている人に積極的に手助けをしましょう。

■関係機関の取組

- 視覚や聴覚に障がいがある人への、情報伝達手段に配慮します。
- 「広報あなん」、「社協だより」等について、声の広報の発行事業を継続します。

■行政の取組

主な取組内容	所管課
印刷・映像・インターネット等の各媒体の活用にあたって、ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい市政情報の発信に努めます。	IT 推進課 福祉課
市のホームページについて、読み上げ、ふりがな、背景色や文字色の変更等、ユニバーサルデザインに対応したつくりを継続します。	
行政サービス情報等の提供にあたって、視覚や聴覚に障がい等がある人にも、適切に情報が行き届くよう努めます。	福祉課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

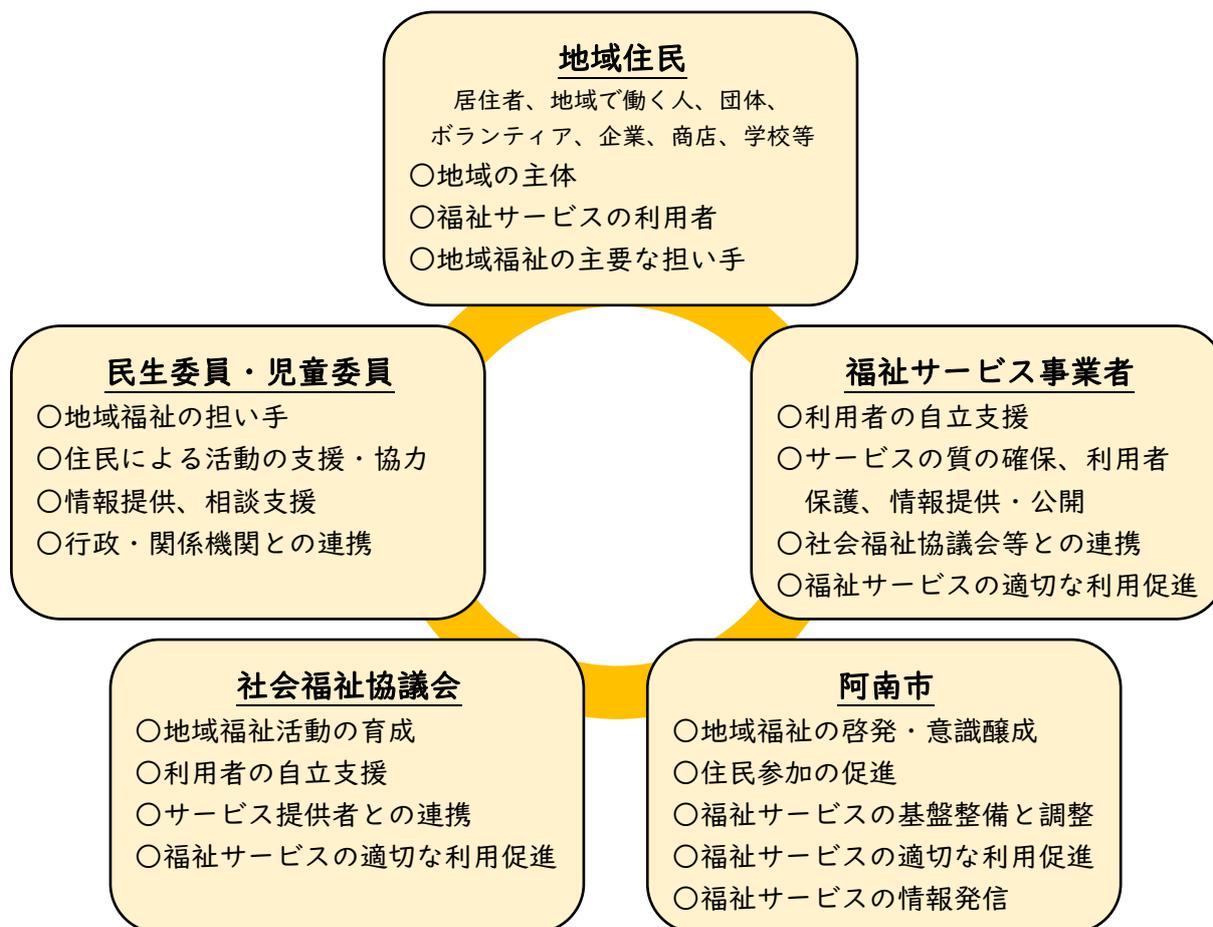
(1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・市民・ボランティア・NPO・福祉活動団体・医療・福祉関係者等すべての人が共通の理解を持つことが必要です。そのため、市のホームページ等への掲載やさまざまな機会を捉えて、計画を広く市民に周知します。

(2) 庁内体制の整備

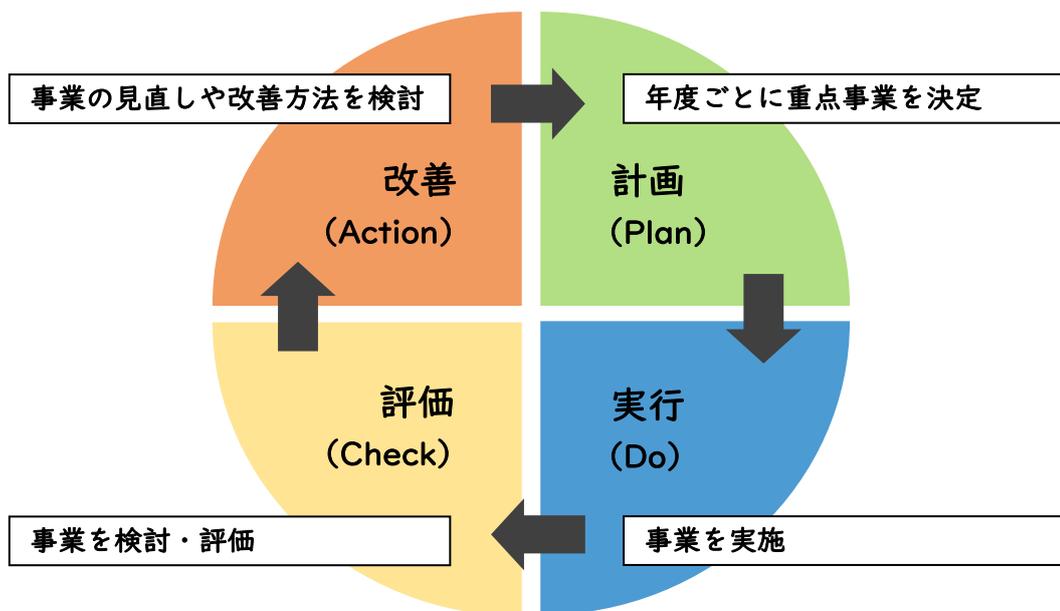
地域福祉施策の推進のためには、福祉、保健、医療及び生活関連分野との連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

計画の担い手の役割分担イメージ



2 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。



資料編

Ⅰ 第3期阿南市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名	備 考
社会福祉施設の 代表者	林 正敏	社会福祉法人悠林舎 理事長	
社会福祉関係団体の 代表者	原 礼子	阿南市女性協議会 監事	
	飯沼 康彦	阿南市子ども会連合会 会長	
	笠井 章夫	阿南市身体障害者連合会 会長	
	幸坂 敏行	阿南那賀地区保護司会 事務局次長	
	福岡 一郎	阿南市ボランティア連絡協議会 会長	
	吉澤 健二	阿南市社会福祉協議会 会長	委員長
	吉田 忠彦	阿南市セニヤクラブ連合会 会長	
民生委員及び児童 委員の職にある者	丹生川 和彦	阿南市民生委員・児童委員協議会 会長	
識見を有する者	富永 俊彦	阿南市医師会 会長	
	新居 徹也	徳島県南部総合県民局 副局長	
	原 稔宏	阿南市小学校校長会 会長	
	山本 隆司	阿南市公民館連絡協議会 会長	委員長職務 代理者
公募市民	片山 美幸	公募委員	
	宮西 舞子	公募委員	

2 阿南市地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、阿南市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市の区域内に所在する社会福祉施設の代表者
- (2) 市の区域内において活動する社会福祉関係団体の代表者
- (3) 民生委員及び児童委員の職にある者
- (4) 識見を有する者
- (5) 市の区域内に住所を有する者で公募に応じたもの

2 委員は、第2条の規定による地域福祉計画に関する重要事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例(平成12年阿南市条例第37号)第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料の提出その他の協力)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の関係機関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理するものとする。

(委員会の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿南市 保健福祉部 福祉事務所 福祉課
〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3
T E L : 0884-22-1592
F A X : 0884-22-1813
Email : fukushi@anan.i-tokushima.jp

